

公定価格・利用者負担の 主な論点について

平成26年4月23日

目 次

○ 子ども・子育て支援新制度における公定価格の概要	2	3. 管理費に係る事項について	67
○ 公定価格に関する論点について		① 減価償却費、賃借料の取り扱いについて	67
1. 公定価格の基本的な構造	3	② 第三者評価の費用の取り扱いについて	68
2. 公定価格の個別検討項目について	13	③ 公認会計士等による監査の費用の取扱いについて	69
I. 共通要素①に関する検討の視点		III. 各種加算に関する検討の視点	70
1-1. 認定区分との関係	14	IV. その他の論点について	
1-2. 年齢との関係	16	1. 保育所、幼稚園、認定こども園に係る事項について	
2. 保育必要量との関係	17	① 施設ごとに求められる職員の配置との関係について	78
3. 地域区分との関係	21	② 子育て支援機能について	80
4. 定員規模との関係	29	③ 事務処理体制について	86
II. 共通要素②に関する検討の視点		2. 地域型保育事業に係る事項について	88
1. 人件費に係る事項について		○ 利用者負担に関する論点について	
① 職員配置について	40	1. 新制度における利用者負担の構造	103
② 処遇改善、経験年数等に応じた公定価格上の評価、キャリアアップについて	49	2. 利用者負担の検討について	103
2. 人件費、事業費（教育・保育の提供）に係る事項について		I. 利用者負担に関する検討の視点	
① 保育必要量の取り扱いについて	55	1. 所得階層の区分数について	104
② 年間を通じた学校教育・保育の提供について	56	2. 所得階層区分の決定方法について	105
③ 給食費の取り扱いについて	57	3. 利用者負担の切り替え時期について	106
④ 障害児の受け入れ促進について	60	4. 多子軽減の取り扱いについて	111
⑤ その他	65	5. 実費徴収・上乗せ徴収の取り扱いについて	113
		6. その他	122

子ども・子育て支援新制度における公定価格の概要

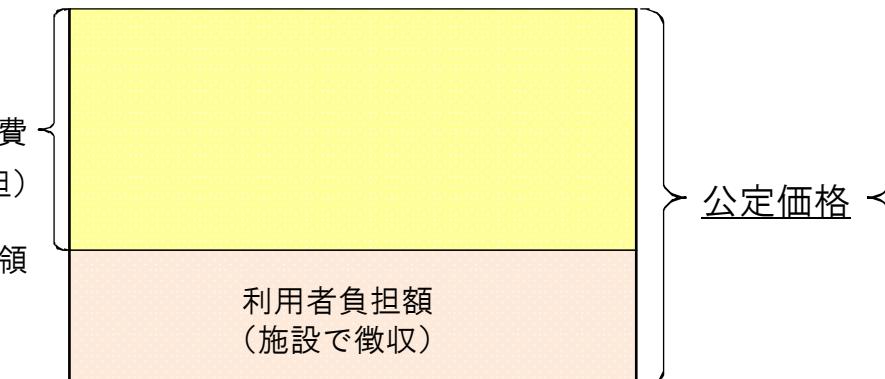
- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。
※私立保育所に対しては、委託費として支払う。
- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。
(子ども子育て支援法27条、29条等)
$$\text{「給付費」} = \text{「公定価格」} - \text{「利用者負担額」}$$

※この基本構造は委託費も同様。
- 今後、公定価格及び利用者負担について、具体的な水準等の検討が必要。

【イメージ】

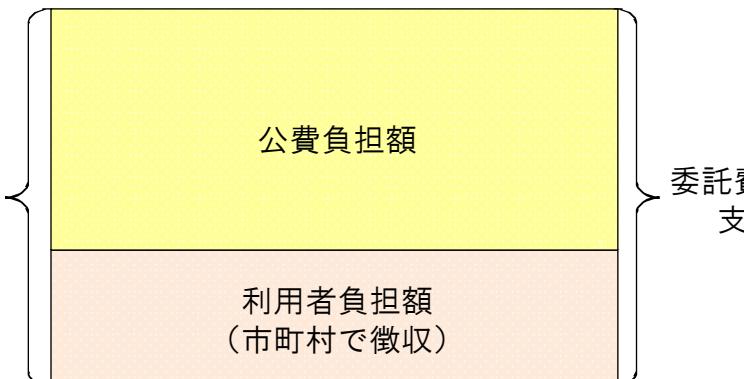
施設型給付

施設型給付費
(公費で負担)
||
法定代理受領



委託費

公費負担額
委託費として
支払い

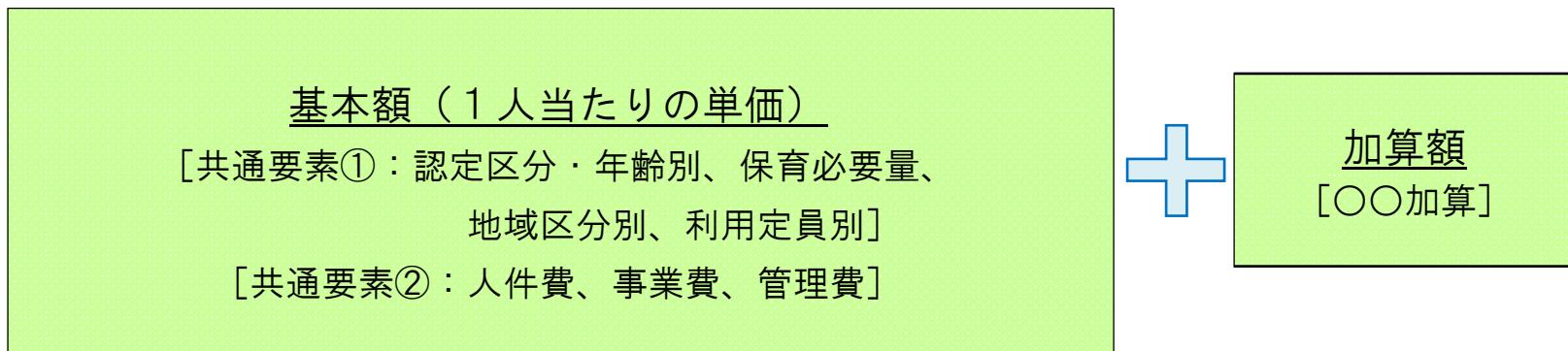


公定価格に関する論点について

1. 公定価格の基本的な構造

- 子ども・子育て新制度における公定価格は、「認定の区分（支援法19条1項1号・2号・3号に掲げる小学校就学前の子どもの区分）」、「保育必要量」、「施設の所在する地域」等の事項を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、となっている。
- 通常要する費用の算定に当たっては、認可基準等により定められた職員配置基準等に関する水準をベースに、人件費、事業費、管理費といった運営コストがどの程度必要かといった評価を行うことが必要となる。
- 子ども・子育て会議（基準検討部会）における「保育の必要性の認定」、「新幼保連携型認定こども園、地域型保育事業の認可基準」、「確認制度（定員制度、運営基準等）」等に関する一定のとりまとめ等を踏まえ、これらの基準により求められる水準に対応するものとして、公定価格の設定が必要となる。

公定価格（基本額）イメージ



【参考：子ども・子育て支援新制度の施行に向けて検討中の各事項の関係（公定価格関係）】

保育の必要性の認定

➢給付等の支給に当たって必要な認定の基準等

- ・認定区分

- ①教育標準時間認定（3歳以上）
- ②保育認定（3歳以上）、③保育認定（3歳未満）

- ・保育必要量

（保育標準時間・保育短時間）

認可基準等

➢施設・事業の適切な運営を確保するための基準等

- ・職員配置基準

- ・施設基準

- ・施設・事業に求める実施内容等

確認制度

➢公費による財政支援の対象となることを確認するための基準等

- ・利用定員

- ・運営基準

公定価格

➢左の各事項を踏まえ、教育・保育に要する費用を算定

共通要素

- ・認定区分・年齢別
- ・保育必要量
- ・利用定員別
- ・地域区分別

共通要素

- ・人件費
- ・事業費
- ・管理費

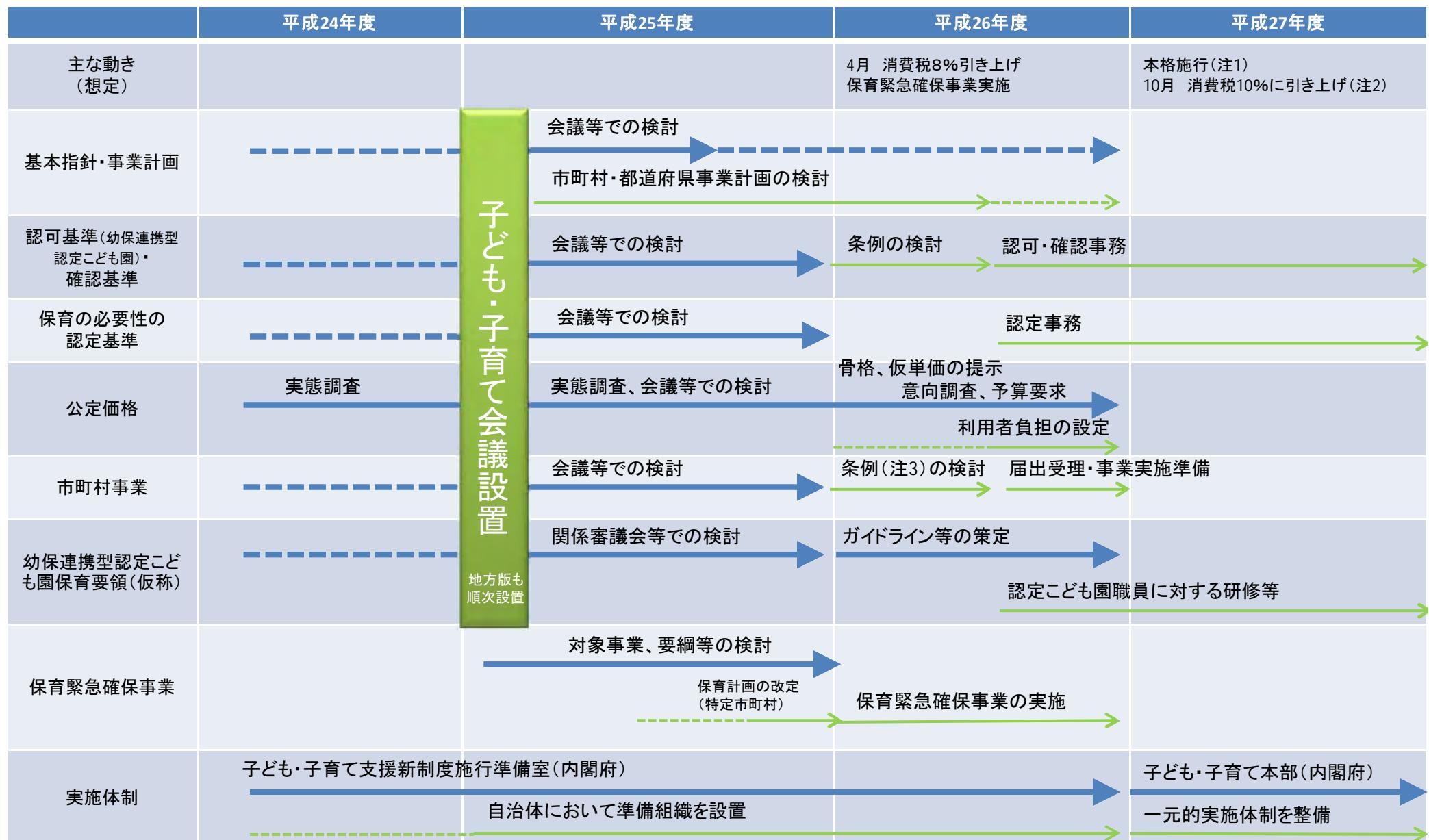
各種加算等

その他

利用者負担

- ・利用者負担の水準
- ・実費徴収、上乗せ徴収

参考・本格施行までの現時点での想定イメージ(平成27年度施行を想定) ➡ 国で実施 ➔ 自治体で実施



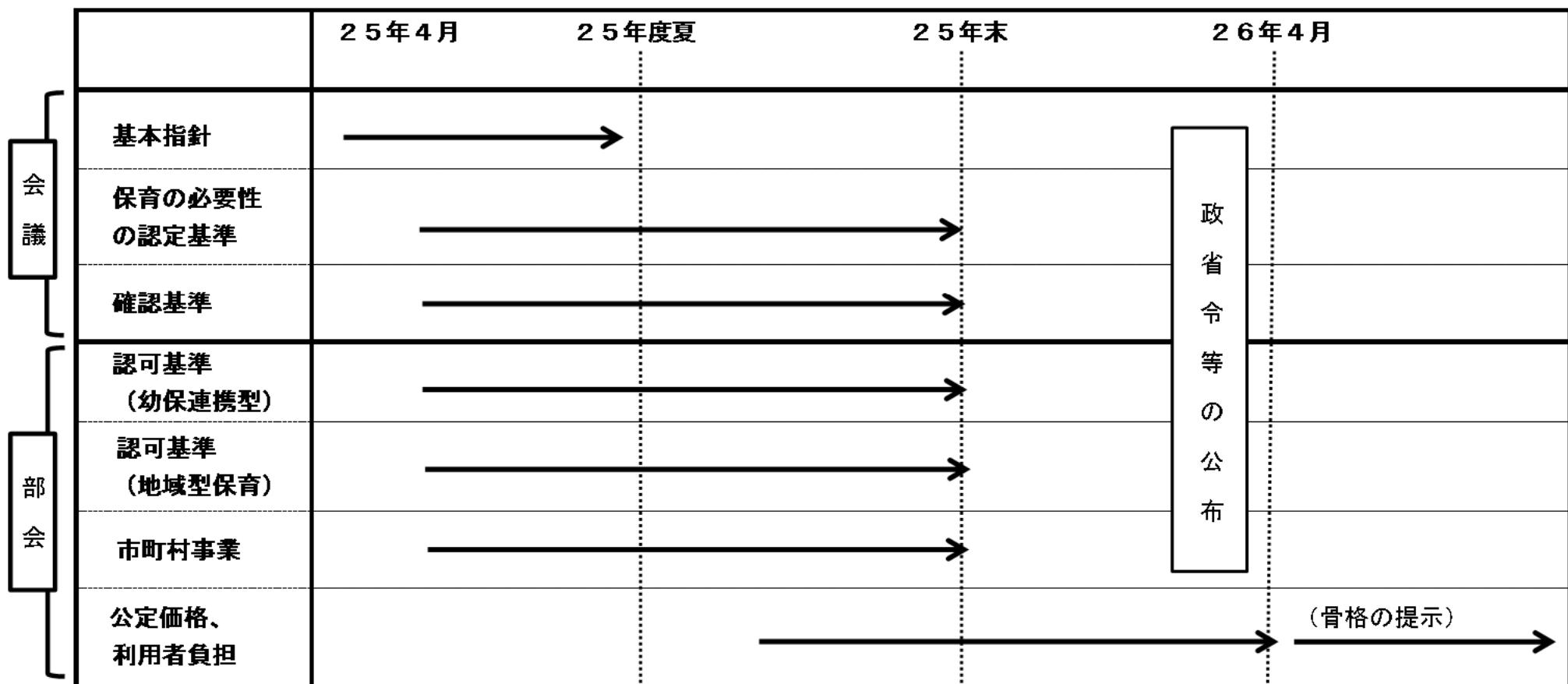
(注1)本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。

(注2)消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。

(注3)地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

子ども・子育て会議における主な審議事項とスケジュールのイメージ

子ども・子育て支援新制度は、早ければ、平成27年4月には施行予定である。子ども・子育て支援給付・事業の実施主体となる市町村は、国の基本指針や基準を踏まえて、都道府県とも調整しつつ、市町村の事業計画の策定、基準の検討、必要な条例の制定を行った上で、施行までの事前準備としての認可・確認事務等を行う必要がある。このため、国においては、基本指針や基準等の検討は、その過程を対外的に示しながら、概ね25年度中に終える必要がある（25年度中に関係政省令や告示を公布する必要がある。）。



公定価格の設定に当たっての基本的な考え方

- (1) 公定価格は、法律上「認定の区分（支援法19条1項1号・2号・3号に掲げる小学校就学前子どもの区分）、保育必要量、施設の所在する地域等を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とされており、「管理制度」では、「質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定する。」とされている。
- (2) 給付額の算定に当たっては、例えば、例1、2又は例3のような方法が考えられ、それぞれの特徴、留意点は以下のとおり。

例1 個別費目の積み上げ方式（保育所運営費等）

人件費、事業費、管理費等について、各々対象となる費目を積み上げ、費用を算定。

特徴

- 給付費の中に積み上げる対象項目（国の算定基準）が明確になることから、他の補助事業との組み合わせが実施しやすく、特に人件費については、経験年数に応じた対応や、配置基準の改善等の政策的な上乗せが実施しやすくなる。

留意点

- 実際に事業に要した費用（実態）と積み上げた給付費（モデル）の間にずれが生じる可能性がある。事業費や管理費等については、物価変動等、実態調査の結果を直接反映させる形ではなくなる。

例2 包括的な報酬体系（介護保険制度等）

サービスに要する平均的な費用を実態調査により把握し、人件費、事業費、管理費等を包括的に評価し算定。

特徴

- 実際に事業に要した費用（実態）に対応した給付費を設定しやすい。事業費や管理費等については、物価変動等、実態調査の結果が直接反映される形になる。

留意点

- 給付費の中に積み上げられた対象項目が必ずしも明確でない部分が出てくるため、他の補助事業との組み合わせや、人件費等の政策的な対応が見えにくくなる。

例3 例1（人件費部分）、例2（事業費、管理費等）の組み合わせ

人件費については、対象となる費目を積み上げ、費用を算定。事業費、管理費等については、サービスに要する平均的な費用を実態調査により把握し、事業費、管理費等を包括的に評価し算定。

特徴

- 人件費については、経験年数に応じた対応や、配置基準の改善等の政策的な上乗せが実施しやすくなり、事業費や管理費等については、物価変動等、実態調査の結果が直接反映される形になる。

留意点

- 人件費については、例1と同様。事業費や管理費等については、給付費の中に積み上げられた対象項目が必ずしも明確でない部分が出てくるため、他の補助事業との組み合わせなどが見えにくくなる。

<主なご意見>

- 保育士の待遇の改善といった観点からも例1の方が良いのではないか。
- 人件費については例1、事業費や管理費等については例2といったことも考えられるのではないか。
- 人件費部分を明示することにより、大幅に人件費水準が低い場合は、労働法令の遵守とともに監査の対象とすべき。
- 市町村の地方単独事業によって行われている職員の加配などの事業と、連続性のある仕組みとすべき。
- 例3が良いのではないか。
- 例1とし、人件費及び事業費・管理費ともに、何が含まれているか見えるようにすべき。
- 実態との比較や新たな課題に対応しやすい例1とすべき。
- 居宅訪問型保育については、保育所運営費のような費用構成はなじまないため、現行のベビーシッター派遣事業による助成を踏まえて検討すべきではないか。
- 事業費の中には給食費や教材費もあるので、質を担保していく観点からそのような経費は積み上げとする必要がある。

【対応方針案】

- 新制度施行時に公定価格を設定する段階においては、対象となる費目を一定程度特定した上で評価を行う。

※上記の例1～例3は、特に公定価格の改定のあり方として検討。

(参考) 現行の保育所運営費の費用構成

(基本分保育単価の内訳)

区分	内 容
事務費	<p>(1)常勤職員給与（注）</p> <p>①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等）</p> <p>(2)非常勤職員雇上費</p> <p>①嘱託医手当 ②非常勤職員雇上費 ③年休代替要員費</p>
管理費	<p><職員の数に比例して積算しているもの></p> <p>旅費、庁費、職員研修費、被服手当、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費</p> <p><児童の数に比例して積算しているもの></p> <p>保健衛生費</p> <p><1施設当たりの費用として積算しているもの></p> <p>補修費、特別管理費、苦情解決対策費</p>
事業費	<p><生活諸費></p> <p>一般生活費（給食材料費、保育材料費等）</p>

(注) 職員数の考え方

- ・ 所長 1人（設置単価の場合）
- ・ 保育士 保育士配置基準に基づき算定 ※その他、配置基準とは別に保育士を1名加配
 - 乳児 3 : 1
 - 1～2歳児 6 : 1
 - 3歳児 20 : 1
 - 4歳以上児 30 : 1
- ・ 調理員 2人（定員40人以下のは1人、定員151人以上のは3人）

その他

その他、今後、検討していく必要があるものとして、例えば、以下のものが考えられる。

○公定価格の表示方法

公定価格を設定するにあたって、その表示方法（価格表示）について、検討していく必要があるが、その際、現行の保育所運営費と同様に「円表示」とするか、他制度の例のように「単位（点数）表示」とするかについて、検討していく必要がある。（次ページ参照）

その際、それぞれの特徴を勘案する必要があるのではないか。

	円表示	単位（点数）表示
特徴	<ul style="list-style-type: none">・公定価格がどの程度の額なのか、分かりやすい。・現行制度における表示方法と馴染みやすい。	<ul style="list-style-type: none">・円表示と比較して、公定価格の単価表における項目数は簡素（地域区分ごとの価格表示が不要）
留意点	<ul style="list-style-type: none">・単位（点数）表示と比較して、公定価格の単価表における項目数が多い。 (地域区分ごとの価格を表示することが必要)	<ul style="list-style-type: none">・現行制度では馴染みがないほか、公定価格の請求・支給に当たって円換算が必要・子ども・子育て支援新制度では、介護保険制度のような要介護度に応じた支給限度額（単位）を設定する方法をとっていない。

<主なご意見>

- ・介護保険制度などではサービスという概念から単位や点数が用いられているが、子ども・子育て支援新制度は教育や保育にいくら使われているかを見るようにすることが重要であり、円表示とすべき。
- ・市町村の立場では、公定価格なので円表示の方が分かりやすい。
- ・円表示とすることに賛成。

【対応方針案】

子ども・子育て支援新制度は、支給限度額を設定する仕組みではないため、公定価格がどの程度の額なのか分かりやすい「円表示」を基本とする。

○公定価格の改定

公定価格の改定の時期や方法については、地方自治体の事業計画の状況等を踏まえながら、物価など経済状況の変動等に対応できるものとしていく必要があるが、具体的なあり方については公定価格の骨格を整理した上で、別途検討する必要がある。

(参考) 公定価格の表示方法について

1. 現行

- 保育所運営費は、円表示
- 私学助成、就園奨励費は、各自治体ごとに決定している（円表示）

2. 他制度の表示方法

- 医療保険（診療報酬）：点数表示

- 介護保険制度（介護報酬）、障害者総合支援制度（障害福祉サービス等報酬）：単位表示

- ・介護保険制度においては、簡素な表示（介護報酬額や区分支給限度額が所在する地域にかかわらず、1つの報酬単位で表示することが可能）、サービス量の均等な保障（使用される介護サービスの地域にかかわらず、同じ要介護者に対して同じサービス量を保障することが可能）、の観点から単位表示としている。
- ・単位の設定に当たっては、基本単位を1単位=10円とした上で、サービス種類ごとに「人件費割合」を区分し、当該人件費部分において地域差（地域区分）を反映させている。

<人件費割合>

70%	訪問介護 / 訪問入浴介護 / 夜間対応型訪問介護 / 居宅介護支援 / 訪問看護 / 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
55%	訪問リハビリテーション / 通所リハビリテーション / 認知症対応型通所介護 / 小規模多機能型居宅介護 / 複合型サービス
45%	通所介護 / 短期入所生活介護 / 短期入所療養介護 / 特定施設入居者生活介護 / 認知症対応型共同生活介護 / 介護老人福祉施設 / 介護老人保健施設 / 介護療養型医療施設 / 地域密着型特定施設入居者生活介護 / 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

<地域区分を反映した金額>

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
上乗せ割合		18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
人件費割合	70%	11.26円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	10円
	55%	10.99円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
	45%	10.81円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円

例) 特別区(1級地)での訪問介護: 10円 × (1 + 0.7 × 0.18) = 11.26円

<居宅サービス等の区分支給限度額>

介護度	単位数
要支援1	4970単位/月
要支援2	10400単位/月
要介護1	16580単位/月
要介護2	19480単位/月
要介護3	26750単位/月
要介護4	30600単位/月
要介護5	35830単位/月

- ・障害者総合支援制度においては、同様の観点から単位表示としている。

<主なご意見(公定価格の全体に関するものや、制度全体に関するもの)>

- ・消費税財源から質の改善のために充当する3,000億円だけでは足りない。国会での附帯決議でも1兆円超の財源が必要といわれており、子ども・子育て会議としても意見を出していくべき。
- ・予算の概算を出して頂き、議論を深めることが必要。
- ・質の改善の検討に当たっては、時限的に対応し取り組みを促していくものと、恒久的なものとを切り離して考えていかなければならない。
- ・社会的養護や放課後児童クラブの処遇改善も必要。
- ・一時預かり事業にも障害児の対応が可能な仕組みを設けるなど、0～2歳の在宅の子どもに対する子育て支援事業への手当もしっかりとして頂きたい。
- ・病児保育と保育所・幼稚園との連携を高めていくことが必要だが、病児保育が厳しい中でやっているため、地域のネットワーク作りに対しても明確な補助が必要。
- ・地域子ども子育て支援事業も含め研修の充実が必要。
- ・体調不良児対応型などについては取り組みが進んでいない面もあるので、そのような機能していないものについては整理し、他に振り替えていくことなども検討すべきではないか。
- ・社会的養護については、量の拡充だけではだめで質的な改善を緊急に行うべき。個別ケアが可能な体制作りが必要。
- ・給付関係の議論に偏らず、地域子ども・子育て支援事業や社会的養護関係にも、特に在宅で子育てをする0～2歳の保護者のためにも地域子育て支援事業、一時預かり事業の拡大が必要。
- ・経営実態調査について、事業主体別、地域別に結果を示して頂きたい。また、調査の実施方法やどのような調査対象だったかなど、統計に関する解説などを併せてお示し頂きたい。
- ・社会福祉法人の退職金共済制度について、法人の違いによる差別は行わず、全ての保育士に同じ制度が適用されるようしていただきたい。
- ・新制度の施行のタイミングで、会計監査に関する点以外にも、重複する事柄や省略できることについては、積極的に取り組んでいただきたい。
- ・0.7兆円の段階での質の改善項目について、非常勤職員とされているものが複数あるが、不安定雇用を常態化させる恐れもあるため、1兆円超の財源を確保して内容を拡充していくことが必要。

2．公定価格の個別検討項目について

公定価格の検討に当たって

- 公定価格の検討に当たっては、
 - ・国が定める公定価格の「骨格」
 - ・利用者負担のあり方に関する個別論点について検討することが必要。

公定価格の個別検討項目

- 具体的には、以下の項目について検討することが必要。
 - ・共通要素①（価格の算定に当たり、すべての施設・事業に共通して勘案すべき事項)
 - …認定区分・年齢、保育必要量、地域区分、定員規模など
 - ・共通要素②（すべての施設・事業に共通する費目)
 - …人件費、事業費、管理費など
 - ・各種加算等
 - ・その他
 - …施設・事業ごとに検討が必要なその他の論点

. 共通要素 に関する検討の視点

【概要】

- すべての施設・事業に共通して勘案すべき事項として、認定区分・年齢、保育必要量、地域区分、定員規模などについて検討、整理する。

【主な事項】

1 - 1 . 認定区分との関係

- 公定価格の設定に当たっては、法律上、認定区分を勘案して定めることとされている。

認定区分
19条第1項1号に該当する場合：教育標準時間認定（満3歳以上）
19条第1項2号に該当する場合：満3歳以上・保育認定
19条第1項3号に該当する場合：満3歳未満・保育認定

<経営実態調査の結果>

①幼稚園・保育所の「入所児童1人当たり支出額」

	幼稚園	保育所
入所児童1人当たり支出額	526千円（176人）<15.0人>	935千円（102人）<22.1人>
うち入所児童数「～60人」	717千円（41人）<7.3人>	1,214千円（43人）<13.8人>
うち入所児童数「61人～90人」	564千円（77人）<9.3人>	1,005千円（73人）<17.4人>

※（ ）内は平均入所児童(実員)数、< >内は常勤換算従事者数(以下同じ。)

※ 入所児童の年齢等の要素は考慮していない数値。

※「入所児童1人当たり支出額」は、一時預かり事業や他の受託事業に係る部分を控除した支出総額を計算し、入所児童(実員)数で除して算出している。(以下同じ。)

②保育所の「入所児童に占める3歳未満児の構成割合別」の「入所児童1人当たり支出額」

3歳未満児の構成割合	入所児童1人当たり支出額
～20%未満	842千円（94人）<14.1人>
20%～40%未満	845千円（110人）<22.0人>
40%～60%未満	952千円（101人）<23.3人>
60%～	1,508千円（48人）<17.2人>

- ・ 調査結果を見ると、「入所児童1人当たり支出額」の傾向としては、幼稚園(主として教育標準時間認定の子どもが利用)よりも保育所(保育認定の子どもが利用)が高く、保育所においては、子どもの総数に占める3歳未満児の構成割合が高くなるにつれ高くなっている。
- ・ また、職員数(常勤換算従事者数)についても、同様の傾向が見られる。
- ・ 要因としては、幼稚園・保育所の経費構造の性質上、人件費の占める割合が高い(7割程度)ことから、それぞれの職員配置の実態・基準(幼稚園に職員の配置基準はないが、保育所は子どもの年齢に応じた保育士配置基準がある。)が大きく影響しているものと考えられる。

【検討の視点】

- 保育認定を受ける子どもに係る公定価格の設定に当たっては、求められる保育士配置基準等を踏まえ、年齢区分（乳児、1、2歳児、3歳児、4歳以上児の4区分）ごとに設けることを基本としてはどうか。
- 教育標準時間認定を受ける子どもについては、そもそも幼稚園に職員の配置基準がないことから、職員配置の実態を踏まえながら（経営実態調査、学校基本調査等を活用）、公定価格の設定に当たっての職員数の考え方と併せて、保育所における取扱いも勘案しつつ、年齢区分の取扱いの検討が必要ではないか。
- その際、質の高い教育・保育の提供という観点から、国会での附帯決議で「三歳児を中心とした職員配置等の見直し」が求められているように、配置基準等の見直しなどの質の改善とセットで議論していく必要があるのではないか。

<主なご意見>

- ・ 「基本制度」では、認定区分ごとに単価区分を設ける方向性が示されているが、現実的な方向性ではないか。
- ・ 個人給付となるため、合理的な差はあって然るべきだが、不合理な差は付けるべきではない。
- ・ 1号から3号は、合理的な範囲での格差に留めるべき。

1 - 2 . 年齢との関係

- 公定価格の設定に当たっては、各年齢ごとに職員配置基準が異なるなど、人件費等の必要経費が異なっている点を踏まえることが必要。

【検討の視点】

- 「1-1. 認定区分との関係」の論点でお示ししたとおり、幼稚園・保育所の経費構造の性質上、人件費の占める割合が高い（7割程度）ことから、職員配置の実態や年齢ごとの保育士配置基準が大きく影響するものと考えられる。
- 保育認定を受ける子どもに係る公定価格の設定に当たっては、求められる保育士配置基準等を踏まえ、年齢区分（乳児、1、2歳児、3歳児、4歳以上児の4区分）ごとに設けることを基本としてはどうか。
- 教育標準時間認定を受ける子どもについては、そもそも幼稚園に職員の配置基準がないことから、職員配置の実態を踏まえながら（経営実態調査、学校基本調査等を活用）、公定価格の設定に当たっての職員数の考え方と併せて、保育所における取扱いも勘案しつつ、年齢区分の取扱いの検討が必要ではないか。
- その際、質の高い教育・保育の提供という観点から、国会での附帯決議で「三歳児を中心とした職員配置等の見直し」が求められているように、配置基準等の見直しなどの質の改善とセットで議論していく必要があるのではないか。

<主なご意見>

- ・ 3歳児を中心とした配置基準の見直しについては、是非推進すべき。
- ・ 3歳児だけではなく、1歳児1対5や、4・5歳児1対25も検討。
- ・ 教育標準時間認定を受ける子どもについても、保育所を参考にしながら年齢区分を考えていくことも必要。
- ・ 対応方針案に賛成。

【対応方針案】

- 保育認定を受ける子どもに係る公定価格の設定に当たっては、求められる保育士配置基準等を踏まえ、年齢区分（乳児、1、2歳児、3歳児、4歳以上児の4区分）を設けることとしてはどうか。
なお、小規模保育事業のC型、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業については、一律の配置基準となっていることから年齢区分は設けないこととしてはどうか。
- 教育標準時間認定を受ける子どもについても、保育所と同様に、公定価格上年齢ごとに職員の配置基準を設定することとし、公定価格の設定に当たっては年齢区分（3歳児、4歳以上児の2区分）を設けることとしてはどうか。 ⇒ 職員の配置基準についてはP40を参照

※ 質の改善事項における「職員配置の改善」の取り扱いについてはP43、44参照

2. 保育必要量との関係

- 公定価格の設定に当たっては、法律上、保育必要量を勘案して定めることとされている。

＜経営実態調査の結果＞

保育所の入所児童の1日当たりの平均利用時間区分別の「入所児童1人当たり支出額」

平均利用時間	入所児童 1人当たり支出額	施設数（構成割合）
8時間未満	881千円 (106人) <18.0人>	76か所 (6.1%)
8時間以上 9時間未満	888千円 (103人) <21.9人>	400か所 (32.1%)
9時間以上10時間未満	981千円 (102人) <22.9人>	547か所 (43.9%)
10時間以上	927千円 (99人) <22.2人>	224か所 (18.0%)

- ・ 調査結果を見ると、入所児童の1日当たりの平均利用時間が長くなるにつれ、「入所児童1人当たり支出額」が増加する傾向が見られる。

【検討の視点】

- 保育認定を受ける子どもに係る公定価格の設定に当たっては、保育必要量の区分（保育標準時間、保育短時間の2区分）ごとに設けることを基本としてはどうか。
- 同時に、保育短時間認定を受ける子どもについても、子どもの利用時間とは別途、職員の勤務の状況、安定的・継続的な運営等にも配慮する必要があるのではないか。

＜主なご意見＞

- ・ 保育短時間認定を受ける子どもを受け入れる場合でも、職員の勤務状況等にも配慮し、安定的な運営ができるよう配慮すべき。
- ・ 保育短時間認定の場合には、地域子育て支援拠点事業のような取り組みなどを組み合わせることも考えられるのではないか。
- ・ 保育短時間認定について、現行の運営費の水準をベースとすることに賛成。
- ・ 保育標準時間認定について、現行の8時間保育に対する保育所運営費と延長保育基本分による対応を踏まえて、必要な職員体制をとれるよう公定価格を設定することが重要。
- ・ 保育標準時間認定については、本来、公定価格の中で11時間分の常勤換算による保育士を配置することができるようになることが基本であって、延長保育基本分については、延長保育を円滑に実施するためのものとして措置していく必要がある。
- ・ 保育標準時間については最大で11時間までの利用の保障をベースに設定すべき。まずは0.7兆円における対応とした上で、更なる改善に期待。
- ・ 0.7兆円による改善内容では延長保育を実施している保育所にとっては、非常勤3時間分のみが改善となる。時間帯別の利用状況などに基づく整理の仕方は別として納得しがたいものがある。

【対応方針案】

- 保育認定を受ける子どもに係る公定価格の設定に当たっては、保育必要量の区分（保育標準時間、保育短時間の2区分）ごとに設けることとしてはどうか。
- そのうえで、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、以下のとおりとしてはどうか。

◇保育標準時間

- 現行の保育所運営費の水準をベースに、質の改善に関する検討を踏まえ、現在、延長保育事業の基本分として手当てされている常勤保育士1人分を給付費（委託費）本体に移行するとともに、3時間分に対応する非常勤保育士の人工費を追加

※ 保育標準時間に係る公定価格の更なる充実については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向

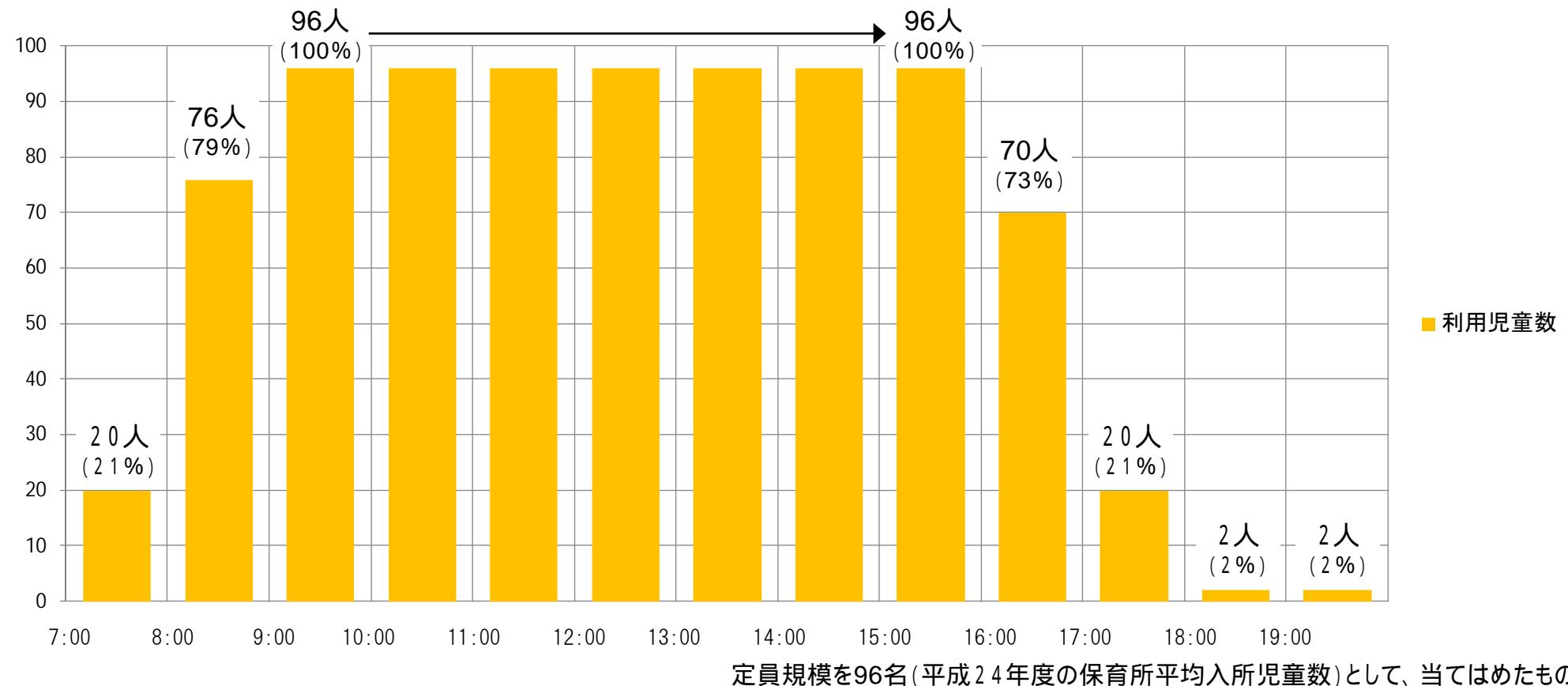
◇保育短時間

- 国会での附帯決議、職員（常勤保育士）の勤務体制等を考慮し、現行の保育所運営費の水準をベースに設定。
- ※ 保育短時間に係る利用者負担の設定については、上記の非常勤保育士1人（3時間分）のコストの違いを反映するとともに、幼稚園の利用者負担とのバランスを考慮し、保育標準時間の98.3%程度（▲1.7%）となるよう設定（P109、110参照）

(参考V) 保育所入所児童数の時間別推移

平成21年度地域児童福祉事業等調査より

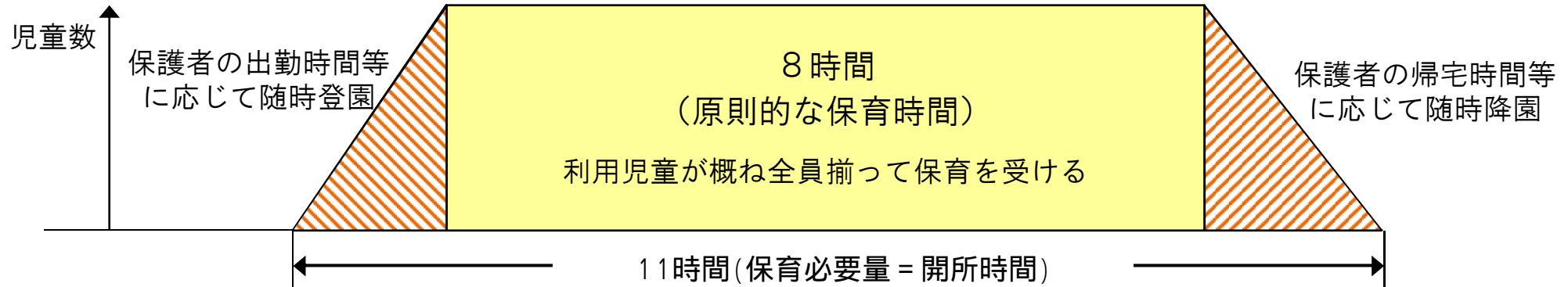
保育所を利用している児童について、利用開始時間・終了時間別の推移については以下の通り。



	7:00 ~ 7:59	8:00 ~ 8:59	9:00 ~ 9:59	10:00 ~ 10:59	11:00 ~ 11:59	12:00 ~ 12:59	13:00 ~ 13:59	14:00 ~ 14:59	15:00 ~ 15:59	16:00 ~ 16:59	17:00 ~ 17:59	18:00 ~ 18:59	19:00 ~
利用児童数	20人	76人	96人	96人	96人	96人	96人	96人	96人	70人	20人	2人	2人
	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合
	21%	79%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	73%	21%	2%	2%

保育時間・保育必要量（8時間・11時間）について

実際の利用イメージ



原則的な保育時間（8時間）について

- 原則的な保育時間は、フルタイム就労での一般的な就労時間が7～8時間であること、子ども達の1日の生活リズム等を考慮し、現行制度上「8時間」とされており、これは新制度でも変わらない。
→ 保育の提供のあり方そのものであり、基準（省令）に規定

保育必要量（最大で11時間まで）について

- 原則的な保育時間を前提とした上で、同じフルタイムでも、各労働者により始業時間・終業時間が違うほか、休憩時間・通勤時間が必要となることから、現行では11時間開所を求めており、新制度でも同様の対応を求めるもの。
→ この範囲の中で、原則的な保育時間を踏まえた上で、保護者の就労状況などに応じて保育を提供（現行制度と同様。11時間ずっと子ども全員を受け入れることになるものではない）

保育必要量（11時間まで）に対する公費負担のあり方について

8時間分		3時間分	
現行制度	保育所運営費	保育所運営費（一部） 常勤職員1人分	+ 延長保育（基本分） 常勤職員1人分 ←別事業で分かりにくい上に、 ※実施率約80% 手当が薄いとの指摘
新制度	給付（委託費） ※現行制度と同じ	給付（委託費）（一部） ※現行制度と同じ	+ 給付（委託費）本体に移行 + 3時間分に対応する 常勤職員1人分 ※実施率100% 非常勤職員人件費 20

3. 地域区分との関係

- 法律等において、人件費等の違いを考慮し、施設の所在する地域を勘案して公定価格を設定することとされている。

＜経営実態調査の結果＞

地域区分ごとの全職種平均の職員1人当たり給与月額(常勤・非常勤)

※ 地域区分は、保育所運営費が国家公務員の地域手当に準じていることから、本調査では、国家公務員の地域手当の支給地域の区分により調査を実施し、集計も同様の区分により実施した。(支給対象地域は1級地から6級地に区分され、それ以外の地域(その他地域)については地域手当は支給されていない。)

地域区分	私立施設	
	幼稚園	保育所
1級地（18%）	304,807円（9.9年）	310,617円（9.7年）
2級地（15%）	291,978円（10.0年）	301,717円（9.0年）
3級地（12%）	305,630円（10.2年）	281,565円（7.5年）
4級地（10%）	276,987円（10.0年）	272,735円（8.1年）
5級地（6%）	277,862円（9.4年）	267,859円（8.3年）
6級地（3%）	262,177円（10.4年）	253,833円（9.2年）
その他（0%）	231,699円（10.4年）	248,560円（10.0年）

公立施設	
幼稚園	保育所
432,135円（12.2年）	364,480円（16.1年）
345,957円（11.7年）	296,506円（8.7年）
413,904円（15.4年）	326,887円（12.4年）
375,054円（13.7年）	327,610円（16.5年）
343,029円（13.1年）	300,276円（11.1年）
344,473円（14.0年）	286,175円（11.1年）
313,962円（14.4年）	288,658円（13.2年）

※ 公立施設の賃金水準は、当該市町村の財政状況等にも左右されるため、必ずしもその地域の民間賃金水準を反映したものにはなっていない点に留意が必要。

- ・ 調査結果を見ると、保育所については、地域区分の級地が高くなるにつれ1人当たり給与月額が高くなる傾向にあり、地域ごとの賃金水準の差が表れているものと考えられる。
一方、現在、地域区分を設定していない幼稚園においても、概ね同様の傾向が見られる。

【検討の視点】

- 公定価格の設定に当たっては、地域別の人件費等の違いを考慮することを基本としてはどうか。
- その区分の設定方法については、現行の保育所運営費の地域区分や他制度の状況等も参考に検討してはどうか。
- また、地域区分の見直しのルール（地域の見直し時期）についても、検討していく必要があるのではないか。

論 点 基本的な考え方

- 地域の設定に当たって、現行の保育所運営費は、国家公務員の地域手当（以下「地域手当」という。）の地域区分を基本として設定しており、他制度においても、同様に地域手当の地域区分を基本としている制度が多い。
- また、経営実態調査の結果を見ると、職員1人当たり給与月額の実態が、概ね地域手当の地域区分に即した形になっていること、新制度の実施主体は市町村であることなどを踏まえると、地域の設定に当たっては、地域手当の地域区分を基本としてはどうか。

[補足]

- ・ 区分の呼称については、これまでのご意見を踏まえ、地域手当の「○級地」ではなく、「○区分地」や「○／100地域」などといった呼称としてはどうか。

※ 以下は、地域手当の地域区分を基本とした場合において、検討することが必要と想定される視点

視点1 国の官署が所在しない地域の設定方法について、どう考えていくか。

- 地域手当は、国家公務員に対する手当であることから、市町村の管内に国の官署がないことにより、「その他（無支給地）」地域となっている場合があり、その場合の設定方法を検討する必要がある。

⇒ 現行の保育所運営費や他制度の設定方法を踏まえた検討例は以下のとおり

例1 保育所や児童養護施設などの児童福祉施設等（障害児を含む。）の運営費・措置費の設定方法

- ・ 地域手当の支給地域に約3/4以上周囲を囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で市に限る。）^①について、周辺の対象地域の支給割合を踏まえて^②設定。

例2 介護保険制度や障害福祉サービス等報酬（障害児を除く。）及び医療保険制度の設定方法

- ・ 地域手当の支給地域に囲まれている地域（首都圏等の条件はない。）及び複数の支給地域に隣接している地域^①について、周辺の対象地域の支給割合の区分のうち最も低い区分^②により設定。

※ 介護保険制度及び障害福祉サービス等報酬は、前回（平成24年度）の報酬改定時に、医療保険制度との整合性の観点等を踏まえ、現行の地域区分に見直している。

① 例1では、異なる支給割合の複数の地域に囲まれている場合、支給割合を新たに設定しているため、区分数は8区分（ただし、新たに設定した区域は2市のみ）。一方で例2では、最も低い区分により設定しているため、区分数は地域手当と同様7区分。

② 例1では、支給地域に周囲を囲まれている地域を、「首都圏、近畿圏内かつ市ののみ」に限定していることから、検討例2と比較して、対象となる市町村数が少なくなる。

視点2 区分を設定する際の市町村域の時点（合併した市町村の取り扱い）について、どう考えていくか。

- 地域手当については、平成18年4月1日時点の市町村域により区分しており、その後に市町村合併があった場合も、その区域の変更をしないこととされている。そのため、支給割合が異なる市町村が合併した場合は、同じ市町村の中でも、地域により支給割合が異なっている。
- 現行の保育所運営費については、地域手当の取り扱いに従い、平成18年4月1日を市町村域の時点としているが、介護保険制度や障害福祉サービス等報酬については、報酬改定の際に直近の市町村合併を反映（支給割合の高い区分を適用）させている。

⇒ 上記を踏まえた検討例は以下のとおり。

例1 地域手当の取り扱いに従い、平成18年4月1日時点の市町村域により設定。

（留意点）同じ市町村の管内に所在する施設・事業所であっても、地域区分が異なる場合がある。

例2 本格施行時の市町村域により設定。

（留意点）市町村合併後においても、地域の状況によっては、同一市町村内で賃金水準が異なる場合もある。

視点3 改定ルール（見直し時期）について、どう考えていくか。

- 公定価格の決定後に、市町村合併が行われた場合や、地域手当の地域区分の見直し（※）が行われた際の公定価格への反映方法について、基本的な改定ルール（見直し時期）を検討する必要がある。
※ 地域手当は、人事院規則の規定により10年ごとに支給地域等を見直すこととされている。
(次回見直しは、平成28年4月1日予定)
- 改定ルールの基本的な考え方としては、公定価格全体の改定時期に合わせて、市町村合併等を反映させていくこととしてはどうか。

<主なご意見>

- ・ 国家公務員の地域手当の区分を使うのは、現行では、現実的なものとは思うが、より現実的な地域区分がいずれ反映できるようなものを考えていただきたい。
- ・ 市町村からは地域手当の区分を使うことに異論も多いのではないか。直近の状況を参照できる仕組みも検討すべき。
- ・ 1級地等の区分の名称について、表現を検討して欲しい。
- ・ 都市部とその衛星都市との間で格差が大きい地域が存在するなど、現在の設定方法は合理性がないのではないか。
- ・ 地域の実態に応じて、現状の給与水準のみで判断しないようにして頂きたい。
- ・ 地域の区分は細分化は不要であり、できる限りシンプルな地域割りとし、見直しも10年に1度では長すぎるので3年程度とすべき。
- ・ 地域手当の区分を使うにしても、工夫が必要。
- ・ 現行の地域区分では、隣接している二つの地域間の格差が大きい等、妥当性がないことから見直されるべき。
- ・ 現行では、国家公務員の地域手当の区分とすることはやむを得ないが、改定ルールを検討していくことが重要であり、平成28年度の地域手当の見直しの際にはこれまで子ども・子育て会議でた課題を反映して頂きたい。

【対応方針案】

- 公定価格の設定に当たっては、地域区分を設けることとする。
- その区分の設定方法については、国家公務員の地域手当の区分を基本とし、他制度との整合性や、市町村合併等を踏まえた直近の状況等に配慮するため、視点1、視点2について、いずれも「例2」によることとしてはどうか。
- その際、現行の保育所運営費の地域区分から変更が生じる市町村については、施設の運営や市町村の財政状況等への影響を考慮して必要な経過措置が必要ではないか。
- なお、視点3については、平成28年度に予定されている地域手当の支給地域の見直しに対応し、直近の状況等を反映してはどうか。
- その見直し時期については、別途、公定価格の全体の改定のあり方を検討していくこととしているため、その改定に合わせて必要な見直しを行っていくこととしてはどうか。

(参考1)

各制度の地域区分の比較

		保育所 (児童福祉施設等の措置費等) (障害児を含む。(注1))	介護保険制度 障害者自立支援法 (障害児を除く。(注1))	医療保険制度	義務教育国庫負担制度	国家公務員給与 (地域手当)
基本的考え方		地域手当を基本	地域手当を基本	地域手当を基本	地域手当を基本	
地域区分	地域割り	8区分	7区分	7区分	7区分	7区分
	支給割合	18%、15%、12%、10%、 <u>8%</u> (注2)、6%、3%、0%	18%、15%、12%、10%、 6%、3%、0%	18点、15点、12点、10点、 6点、3点、0点 (注3)	18%、15%、12%、10%、 6%、3%、0%	18%、15%、12%、10%、 6%、3%、0%
	官署所在地	地域手当支給地域	地域手当支給地域	地域手当支給地域	地域手当支給地域	
	対象地域	上記以外 ・支給地域に <u>約3/4以上周囲</u> を囲まれている地域 (首都圏、近畿圏内で市に限る。) ※支給割合は、周辺の対象地域の <u>支給割合を踏まえて設定</u> 。	・支給地域に囲まれている地域 ・複数の支給地域に隣接している地域 ※支給割合は、周辺の対象地域の支給割合の区分のうち低い区分により設定。	・支給地域に囲まれている地域 ・複数の支給地域に隣接している地域 ※支給割合は、周辺の対象地域の支給割合の区分のうち低い区分により設定。	・対象外	
	対象となる市町村域の時期	平成18年4月1日	平成24年4月1日 (注4)	平成20年4月1日 (注4)	平成18年4月1日	平成18年4月1日 (注5)

※ 各々の制度において、過去に支給対象地域となっていた市町村については、経過措置を設定している場合がある。

(注1) 障害児については、他の児童福祉施設との整合性の観点から、契約・措置ともに児童福祉施設と同様に設定。

(注2) 官署の所在しない地域は、周辺の対象地域の支給割合を踏まえて設定しているため、複数の支給割合の地域に囲まれている地域について独自に設定。

(注3) 医療保険制度は、報酬単価を割増しするのではなく、加算する仕組み。

(注4) 報酬改定等に合わせて設定。

(注5) 人事院規則の規定により10年ごとに見直すことにされている。(次回見直し平成28年4月1日)

(参考2) 国家公務員の地域手当

(地域手当の支給)

- 地域手当は、国家公務員の給与について、地域における民間賃金水準を適切に反映させるため、人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給されている。

(国家公務員の地域手当の支給地域の指定)

- ① 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、支給地域を指定している。
- ② 具体的には、賃金構造基本統計調査（注）による賃金指数を用いた指定基準を基本として支給地域及び支給割合を決定。

（注）賃金構造基本統計調査は、民間事業者に雇用される労働者の賃金実態を確認する場合に一般的に利用されている。

- ③ 例えば、1級地に区分されている市と6級地に区分されている市では、1級地に区分されている市が6級地に区分されている市よりも民間事業者の賃金指数が高いことになる。

（1級地から6級地以外の地域（その他地域）について）

- 地域手当の支給地域である1級地～6級地以外に区分される市町村については、支給地域に比べ民間事業者の賃金指数が低いことにより「その他」地域とされているほか、当該手当は国家公務員に対する手当であることから、当該地域に国の官署がないことにより「その他」に分類されている場合がある。

(参考3) 国家公務員の地域手当の支給地域

級地	都道府県	支給地域
1級地	東京都	特別区
2級地	茨城県	取手市
	埼玉県	和光市
	千葉県	成田市 印西市
	東京都	武藏野市 町田市 国分寺市 国立市 福生市 狐江市 清瀬市 多摩市 稲城市 西東京市
	神奈川県	鎌倉市 厚木市
	大阪府	大阪市 守口市 門真市
3級地	兵庫県	芦屋市
	茨城県	つくば市
	埼玉県	さいたま市 志木市
	千葉県	船橋市 浦安市 袖ヶ浦市
	東京都	八王子市 立川市 府中市 昭島市 調布市 小平市 日野市
	神奈川県	横浜市 川崎市 海老名市
	愛知県	名古屋市 刈谷市 豊田市
	大阪府	吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 高石市
	兵庫県	西宮市 宝塚市
	奈良県	天理市
4級地	茨城県	水戸市 土浦市 守谷市
	埼玉県	鶴ヶ島市
	千葉県	千葉市 市川市 松戸市 富津市 四街道市
	東京都	三鷹市 青梅市 東村山市 あきる野市
	神奈川県	横須賀市 藤沢市 茅ヶ崎市 相模原市 大和市
	愛知県	豊明市
	三重県	鈴鹿市
	滋賀県	大津市 草津市
	京都府	京都市
	大阪府	堺市 東大阪市 豊中市 池田市 枚方市 茨木市 八尾市
	兵庫県	神戸市 尼崎市
	奈良県	奈良市 大和郡山市
	広島県	広島市
	福岡県	福岡市
5級地	宮城県	仙台市
	茨城県	日立市 古河市 牛久市 ひたちなか市
	栃木県	宇都宮市
	埼玉県	川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 東松山市 越谷市 戸田市 入間市 朝霞市 三郷市
	千葉県	茂原市 佐倉市 柏市 市原市 白井市
	神奈川県	平塚市 泰野市
	山梨県	甲府市
	静岡県	静岡市 沼津市 御殿場市
	愛知県	瀬戸市 碧南市 西尾市 大府市 知多市
	三重県	津市 四日市市
	滋賀県	守山市 栗東市
	京都府	宇治市 亀岡市 京田辺市
	大阪府	河内長野市 和泉市 羽曳野市 藤井寺市
	兵庫県	伊丹市 三田市
	奈良県	大和高田市 檍原市
神奈川県	三浦郡葉山町	
	大坂府	岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市

級地	都道府県	支給地域
6級地	北海道	札幌市
	宮城県	名取市 多賀城市
	茨城県	龍ケ崎市 筑西市
	栃木県	鹿沼市 小山市 大田原市
	群馬県	前橋市 高崎市 太田市
	埼玉県	熊谷市 春日部市 鴻巣市 上尾市 草加市 久喜市 坂戸市 比企郡鳩山町 北埼玉郡北川辺町 北埼玉郡大利根町 北葛飾郡栗橋町 北葛飾郡杉戸町
	千葉県	野田市 東金市 流山市 八街市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町
	東京都	武藏村山市
	神奈川県	小田原市 三浦市 中郡二宮町
	富山県	富山市
愛知県	石川県	金沢市
	福井県	福井市
	長野県	長野市 松本市 諏訪市 塩尻市
	岐阜県	岐阜市 大垣市 多治見市 美濃加茂市
	静岡県	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 磐田市 烧津市 掛川市 袋井市
	三重県	豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江南市 小牧市 稲沢市 東海市 知立市 愛西市 弥富市 西春日井郡豊山町 西加茂郡三好町
	滋賀県	桑名市 名張市 伊賀市
	京都府	長浜市 向日市 相楽郡木津町
	大阪府	柏原市 泉南市 四條畷市 交野市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町 南河内郡太子町
	兵庫県	姫路市 明石市 加古川市 三木市
	奈良県	桜井市 香芝市 宇陀市 生駒郡斑鳩町 北葛城郡王寺町
	和歌山县	和歌山市 橋本市
	岡山县	岡山市
	広島県	廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町
	山口県	周南市
	香川県	高松市
	福岡県	北九州市 筑紫野市 春日市 太宰府市 前原市 福津市 糟屋郡宇美町 糟屋郡新宮町 糟屋郡粕屋町
	長崎県	長崎市

※この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

(参考4) 視点1、視点2について、例2の考え方を仮置きした場合の地域区分（地域手当支給対象地域以外）

※横列は、視点1を例1、視点2を例1とした場合の地域区分（現行の保育所運営費の地域区分）

※縦列は、視点1を例2、視点2を例2とした場合の地域区分（青字は視点1を例2とした場合に指定される市町村、赤字は視点2を例2とした場合に指定される市町村）

※色無し部分を境界線にして右上が、現行の保育所運営費の地域区分と比較して支給割合が引き上がる地域、左下が支給割合が引き下がる地域

		視点1を例1、視点2を例1とした場合の地域区分（現行の保育所運営費の地域区分）								
		18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	8/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域	
視点1を例2、視点2を例2とした場合の地域区分	18/100地域									
	15/100地域								千葉県 印西市(旧印旛村、旧本塩村)	
	12/100地域									
	10/100地域			東京都 東久留米市 千葉県 智志野市 東京都 小金井市 神奈川県 紫瀬市、座間市 大阪府 境津市 広島県 府中町					茨城県 石岡市 東京都 羽村市、日の出町、檜原村 神奈川県 愛川町、相模原市(旧城山町、旧藤野町) 大阪府 島本町 奈良県 川西町	
	8/100地域									
	6/100地域			千葉県 八千代市 神奈川県 逗子市	大阪府 松原市	埼玉県 狹山市、新座市、富士見市、蕨市、三芳町、川口市(旧鶴ヶ谷市)	埼玉県 加須市(旧北川辺町)	茨城県 那珂市、東海村、阿見町、大洗町 栃木県 宇都宮市(旧上河内町、河内町) 埼玉県 羽生市、加須市(旧騎西町、旧大利根町) 千葉県 我孫子市、鎌ヶ谷市、長柄町、長南町、木更津市、君津市 東京都 奥多摩町 神奈川県 清川村、山北町 静岡県 静岡市(旧由比町) 愛知県 尾張旭市、長久手町、西尾市(旧一色町、旧幡豆町、吉良町) 滋賀県 野洲市 京都府 南丹市、八幡市、城陽市、久御山町、宇治田原町 大阪府 豊能町、千早赤阪村 兵庫県 兵庫県 奈良県 猪名川町 御所市		
	3/100地域			大阪府 大東市	東京都 東大和市		京都府 長岡京市	宮城県 利府町、七ヶ浜町、村田町 茨城県 稲敷市、常総市、つくばみらい市、下妻市、坂東市、結城市、桜川市、境町、五霞町、八千代町、河内町、利根町 栃木県 栃木市、日光市、さくら市、真岡市、下野市、壬生町、野木町 群馬県 伊勢崎市、渋川市、みどり市、桐生市、大泉町、玉村町、千代田町、棟東村、前橋市(旧富士見村)、高崎市(旧様名町、旧吉井町) 埼玉県 幸手市、八潮市、蓮田市、吉川市、桶川市、日高市、深谷市、宮代町、嵐山町、滑川町、白岡町、松伏町、川島町、毛呂山町、越生町、吉見町、ときがわ町、熊谷市(旧江南町)、久喜市(旧菖蒲町、旧鷺宮町) 千葉県 山武市、富里市、大網白里町 東京都 瑞穂町 神奈川県 中井町、大井町、箱根町、大磯町 富山県 富山市 山梨県 身延町、南部町、富士河口湖町 長野県 大町市、上田市、伊那市、岡谷市、飯田市、下諏訪町、篠北村、長和町、辰野町、木曾町、木祖村、朝日村、長野市(旧信州新町、旧中条村)、松本市(旧波田町) 岐阜県 開市、可児市、土岐市、各務原市、瑞穂市、羽島市、海津市、高山市、坂祝町、笠松町、岐南町 静岡県 堀野市、島田市、藤枝市、湖西市、小山町、長泉町、清水町、川根本町、森町、函南町、富士宮市(旧芝川町) 愛知県 岩倉市、北名古屋市、あま市、新城市、蒲郡市、清須市、日進市、常滑市、豊川市、高浜市、扶桑町、東郷町、大口町、蟹江町、東浦町、阿久比町、幸田町、飛島村 三重県 いなべ市、龟山市、東員町、朝日町、川越町、木曽岬町 滋賀県 米原市、高島市、甲賀市、多賀町、長浜市(旧虎姫町、旧高月町、旧余吳町、旧湖北町、旧木之本町、旧西浅井町) 京都府 井出町、精華町、笠置町、南山城村、木津川市(旧加茂町、旧山城町) 大阪府 河南町 兵庫県 加西市、加東市、小野市、高砂市、播磨町、稻美町 奈良県 生駒市、五條市、葛城市、安堵町、河合町、上牧町、広陵町、田原本町、吉野町、三郷町、平群町、山添村、明日香村、曾爾村 和歌山县 紀の川市、岩出市、かつらぎ町 岡山县 岡山市(旧建部町、旧瀬戸町) 広岛県 岡市、安芸太田町、熊野町 山口県 岩国市 福岡県 飯塚市、大野城市、志免町、須恵町、那珂川町、久山町、古賀市、糸島市(旧二丈町、旧志摩町) 佐賀県 佐賀市		
	その他地域					埼玉県 ふじみ野市				

4 . 定員規模との関係

- 国会の附帯決議等において、施設の規模による経費構造の違いを考慮して、定員規模別に公定価格を設定することが求められている。

＜経営実態調査の結果＞

定員規模別の「入所児童1人当たり支出額」
(幼稚園)

定員区分	入所児童1人当たり支出額
～ 60人	731千円 (37人) < 6.4人>
61人～ 90人	569千円 (64人) < 8.0人>
91人～150人	574千円 (97人) <10.6人>
151人～210人	509千円 (158人) <14.4人>
211人～	489千円 (266人) <20.2人>

(保育所)

定員区分	入所児童1人当たり支出額
～ 60人	1,066千円 (58人) <15.5人>
61人～ 90人	892千円 (97人) <21.3人>
91人～120人	900千円 (124人) <25.8人>
121人～150人	779千円 (153人) <30.8人>
151人～	739千円 (214人) <37.1人>

実員規模別の「入所児童1人当たり支出額」

(幼稚園)

実員区分	入所児童1人当たり支出額
～ 60人	717千円 (41人) < 7.3人>
61人～ 90人	564千円 (77人) < 9.3人>
91人～150人	533千円 (118人) <12.2人>
151人～210人	488千円 (181人) <16.0人>
211人～	464千円 (303人) <22.7人>

(保育所)

実員区分	入所児童1人当たり支出額
～ 60人	1,214千円 (43人) <13.8人>
61人～ 90人	1,005千円 (73人) <17.4人>
91人～120人	860千円 (105人) <23.4人>
121人～150人	802千円 (136人) <27.5人>
151人～	750千円 (196人) <35.2人>

- ・ 調査結果を見ると、保育所については、定員規模別、実員規模別のいずれも、規模が大きくなるにつれて、入所児童1人当たりの支出額は低くなる傾向にある。幼稚園も、概ね同様。

【検討の視点】

- 公定価格の設定に当たっては、定員・実員規模別の経費構造等の違いを考慮し、定員区分別に設定することを基本としてはどうか。また、その定員区分については、市町村が確認する教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を用いることを基本としてはどうか。
- その具体的な定員区分の設定（定員の刻み方等）については、実際の現在の幼稚園・保育所の定員や実員の分布状況等を踏まえ、検討してはどうか。
- その際、保育認定を受ける子どもに係る定員区分については、現行の保育所運営費の取り扱いを踏まえて検討していくことが必要ではないか。

（参考）現行の保育所運営費の定員設定の経緯

保育所運営費の定員区分については、平成20年度までは、「30人単位」としていたが、会計検査院からの指摘等を踏まえ、平成21年度から「定員10人単位」に変更している。

※ 保育所では、定員の範囲内での入所を原則としているが、待機児童が発生している状況等を踏まえ、設備運営基準の範囲内で、定員を超過しての受入を可能とする「定員の弾力化」の取組が行われており、その場合は、本来の定員区分に基づき適用される単価により支弁されることになる。（保育単価は定員規模が大きくなるにつれ単価が小さくなるが、例えば「定員80人」の施設に「90人」の子どもが入所している場合には、「定員区分80人」の単価により「90人分」の費用が支弁される。）

そのため、定員を超えている状況が恒常的に亘る場合には、定員の見直しに積極的に取り組むこととされており、その定員の見直しの取組を阻害しないよう、「定員30人単位」から「定員10人単位」に変更した。（定員を見直した場合の単価の変動による影響が少なくなる。）

- また、教育標準時間認定を受ける子どもに係る定員区分について、幼稚園には「最低定員」がないことにも留意が必要ではないか。

○ 認定こども園については、教育標準時間認定の子どもと保育認定の子どもが一つの施設に存在し、それぞれ求められる職員の配置や、経費の違いがある（調理員や食事の費用等）こと等を踏まえて検討する必要があるのでないか。

※ 現行、幼保連携型認定こども園に対する保育所運営費の算定に当たっては、経費構造に違いがあることを踏まえ、保育所のみの定員区分を用いて算定している。

(参考) 現行の幼保連携型特例認可保育所に対する取り扱い

幼保連携型特例認可保育所（＊）に対する保育所運営費の算定に当たっては、当該施設は本来、保育所単体では認可されない定員規模の小さい施設（幼稚園に付随する施設という位置づけ）である点を踏まえて、「①幼稚園と保育所の定員を合算した定員区分による単価」または「②保育所のみの定員区分による単価に75%を乗じた単価」とを比較して、高い単価により支弁されている。

※ 基本的には、②による単価が高くなる。

※ 規模の小さい施設であることから、嘱託医や事務職員等幼稚園と重複する職員については、専任の職員を置く必要性が薄いことからそれらの費用を考慮して75%を乗じている。

* 幼保連携型特例認可保育所

保育所は定員20人以上が要件となっているが、幼保連携施設を構成する保育所の場合、幼稚園と保育所の定員の合計が20人以上である場合に保育所の定員が10人以上であれば認可を可能とするなどの特例を設けている。

○ 地域型保育事業の定員区分の設定に当たっては、

- ・ 「小規模保育」については、定員6～19人の小規模な事業であることを踏まえ、定員区分について、どのように考えるか。
 - ・ 「事業所内保育」については、定員区分の上限・下限がない事業であり、また、「地域枠の子ども」と、「従業員の子ども」が存在するため、そのような点も考慮する必要があるのでないか。
 - ・ 「家庭的保育」については、定員6人未満の事業であるため、定員区分を設ける必要はあるか。
- ※ 「居宅訪問型保育」は、基本的に1対1での利用が基本となる。

論点1 定員区分の設定について、どの程度のくくり方をしていくか。

幼稚園・保育所・認定こども園

＜保育認定を受ける子ども＞ →参考1・2を参照

- 現行の保育所運営費の定員区分については、平成21年度から「10人単位」に変更している。
- また、定員を超えて児童を受け入れている「定員の弾力化」を実施している保育所が約7割（公営5割、私営8割）存在するなど、保育需要が急増する中での「定員の弾力化」の果たしている役割を踏まえると、定員の見直しに取り組みやすい「10人単位」としてはどうか。
- 定員区分の最大値について、現行の保育所運営費では「171人以上」としており、定員及び実員別の施設の分布状況をみても、該当する施設は定員・実員ともに概ね5%程度であるため、同様に「171人以上」を最大値としてはどうか。
- 認定こども園の利用定員の下限は、施設全体では「20人以上」とされているが、P35の論点2のとおり「教育標準時間認定を受ける子どもの人数と保育認定を受ける子どもの人数を分けて設定する」場合には、公定価格上の定員が20人未満となるケースがあることから、認定こども園には20人未満の区分を設定することが必要ではないか。

[上記を踏まえた設定例（保育所、認定こども園（保育認定を受ける子どもの定員））]

20人	21～30人	…(10人単位)…	161～170人	171人～
-----	--------	-----------	----------	-------

※ 現在の定員区分と同様（17区分）

※ 認定こども園（保育認定を受ける子ども）の場合は、20人以下を「10人まで」、「11～20人」に細分化

＜教育標準時間認定を受ける子ども＞ →参考1・2を参照

- 幼稚園は学級が基本的な生活集団の単位であること、年度途中で園児が大幅に増加することはあまり考えられないこと、定員超過の施設は大都市部等を除けば限られていることを踏まえ、例えば「30人単位」程度の定員区分の刻みとしてはどうか。また、定員規模が比較的小さい施設については、運営実態に即した公定価格となるよう、よりきめ細かな刻みとすることも検討してはどうか。
- 定員区分の最大値については、保育認定を受ける子どもの考え方を参考に、実員別の施設の分布状況において、該当する施設が概ね5%程度となる区分を最大値とすることが考えられるのではないか。

[上記を踏まえた設定例（幼稚園、認定こども園（教育標準時間認定を受ける子どもの定員））]

例1

10人まで	11～20人	…(10人単位)…	81～90人	91～120人	…(30人単位)…	271～300人	301人以上
-------	--------	-----------	--------	---------	-----------	----------	--------

例2

15人まで	16～25人	…(10人単位)…	36～45人	46～60人	…(15人単位)…	136～150人	151～180人	…(30人単位)…	271～300人	301人以上
-------	--------	-----------	--------	--------	-----------	----------	----------	-----------	----------	--------

※ 区分数は例1、例2とも17区分 *保育認定を受ける子ども（保育所）の区分数も同じく17区分

※ 幼稚園には最低定員がないことから、最小値として「10人まで」（例1）、「15人まで」（例2）の区分を設定

※ 定員規模が比較的小さい90人以下の施設については「10人単位」（例1）、又は、平均的な規模である150人以下の施設については「10人単位」と「15人単位」の組合せ（例2）によりきめ細かく設定し、それ以上の施設については「30人単位」に設定

*教育標準時間認定の子どもは、年度間・施設間で利用申込みに変動が大きいことから、実利用人員を利用定員に反映する見直しの頻度をどのように考えるか等に応じ、定員区分の刻みのきめ細かさを検討することが必要

※ 最大値は、実員別にみた場合に該当する幼稚園数が約7%となる「301人以上」に設定

*保育認定を受ける子どもの最大値（171人以上）についても、実員別にみた場合に該当する保育所数は約7%

地域型保育事業

＜保育認定を受ける子ども＞

- 「小規模保育」については、定員6～19人の事業であることから、「6～12人、13人～19人」の2区分としてはどうか。
- なお、「小規模保育」のうちC型について、現在、実施されている「グループ型小規模保育事業」では、最大で15人（3グループ）までを限度に事業が実施されており、認可基準のとりまとめでも「規模の小さいものに限定することを含め更に検討すること」とされているが、
 - ・ A型・B型が創設されることに伴い、C型は、小規模保育事業の中でも、より小規模で家庭的な雰囲気における保育を重視した形態であること
 - ・ 先行事業となるグループ型小規模保育事業については、地域型保育事業に係る経営実態調査では、平均定員規模は9.5人であり、平均入所児童数は8.3人（10人以下の施設は90ヶ所・約91%）となっていることを踏まえると、最大で「10人以下」を基本としてはどうか。その際、現状で10人を超える施設が存在することに配慮して一定の期間（第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末まで）「15人以下」とすることを可能とする経過措置を設けてはどうか。

※ 定員区分は「6～10人、11人～15人」の2区分

- 「事業所内保育」については、実際の定員分布・実員分布（→参考3を参照）をみると、定員・実員ともに60人未満の施設が95%程度を占めている。また、定員の下限のない事業であることから、定員20人未満について「小規模保育」と同様に2区分程度設け、定員20人以上については、施設型給付と同様に「10人単位」とし、「61人以上」を最大値としてはどうか。

また、「地域枠の子ども」と「従業員枠の子ども」で求められる認可基準に違いはないことから、定員の考え方については「合計の人数」により区分することとしてはどうか。

[上記を踏まえた設定例（事業所内保育）]

5人まで	6～12人	13～19人	20～30人	31～40人	41～50人	51～60人	61人以上
------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

- ※ 区分数は8区分
- ※ 定員20人未満については、小規模保育との整合性を考慮し、また、下限のない事業であることから「5人まで」の区分を設定
- ※ 定員20人以上は施設型給付と同様に「10人単位」を基本に設定
- ※ 最大値は、実員別にみた場合に該当する施設が5%程度となる「61人以上」に設定
- ※ 数え方は「地域枠の子ども」と「従業員枠の子ども」の合計

- 「家庭的保育」及び「居宅訪問型保育」については、その性格上、定員区分を設けないこととしてはどうか。

論点2

認定区分の異なる子どもが利用する施設の取り扱いについて、どう考えるか。

<保育認定を受ける子ども>

- 保育認定を受ける子どもについては、満3歳以上と満3歳未満により認定区分が異なることになるが、固定的な経費（調理員の人工費等）は、基本的に同様になるため、定員数の考え方については、満3歳以上・満3歳未満の「合計の人数」によることとしてはどうか。

<認定こども園>

- 認定こども園については、教育標準時間認定を受ける子どもと保育認定を受ける子どもの定員が一つの施設に存在し、固定的な経費（調理員の人工費等）の違いがあることから、公定価格上の定員数の考え方については、「教育標準時間認定を受ける子どもの人数と保育認定を受ける子どもの人数を分けて設定すること」としてはどうか。

また、教育標準時間認定を受ける子どもと保育認定を受ける子どもにまたがる経費となる部分、重複する職員（園長や事務職員の人工費等）等の取り扱いについて、どのように考えるか。

<主なご意見>

- ・ 認定こども園は、一般的に定員規模が大きくなり、1人当たり単価も低くなることが予想されるが、職員や園児等の管理業務量が増加する点についても配慮する必要がある。
- ・ 小規模な施設の運営が困難にならないようなあり方を考えていただきたい。
- ・ 教育標準時間認定を受ける子どもの定員区分について、「定員規模が比較的小さい施設について、よりきめ細かな刻みとする。」という観点が重要。
- ・ 小規模保育は、運営形態等を踏まえると「6～12人、13～19人」の2区分とすべき。
- ・ 家庭的保育及び居宅訪問型保育については、定員区分を設ける必要はない。
- ・ 事業所内保育については、案の通りで良いのではないか。
- ・ 教育標準時間認定を受ける子どもの定員区分については、例2が良い。
- ・ 対応方針案に賛成。
- ・ 2号定員のみで幼保連携型認定こども園になるとされているが、待機児童が多い地域では現実的ではないかもしれないが、1号定員がないと、特例的な対応を除き、就労の有無にかかわらず、同一の園に就園することができる利点が失われるのではないか。
- ・ 小規模保育C型の利用定員について、10人以下では経過措置期間(5年)後に5人減が求められて厳しいため、12人以下とできないか。
- ・ 小規模保育C型については、家庭的保育者による対応となることを踏まえ、提案の通り、より小規模である10人以下とすべき。

【対応方針案】

- 公定価格の設定に当たっては、定員区分別に設定することとし、その定員区分については、市町村が確認する教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を用いる。
- 定員区分のくくり方（論点1）については、保育認定（保育所・認定こども園）に関しては、P32の設定例を基本とし、教育標準時間認定（幼稚園・認定こども園）に関してはP33の設定例の例2を基本としてはどうか。
- また、地域型保育事業に関しては、以下の通りとしてはどうか。
 - 小規模保育（A型・B型）についてはP34のとおり「6～12人、13～19人」の2区分とする。
 - 小規模保育（C型）については、定員を10人以下とすることを原則として、定員区分も「6～10人」の1区分とする。その上で、5年間（第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末まで）の経過措置を設け、その間は、定員を15人以下とすることを可能とし、定員区分も「6～10人、11～15人」の2区分とする。
※小規模保育（C型）の定員規模に関しては、経過措置期間終了に当たっての事業の実施状況も踏まえ改めて検討。
 - 事業所内保育事業についてはP34の設定例を基本とする。
- なお、「家庭的保育」及び「居宅訪問型保育」については、その性格上、定員区分を設けないこととしてはどうか。
- また、認定区分の異なる子どもが利用する施設の取り扱い（論点2）については、
 - 保育認定を受ける子どもについては、満3歳以上・満3歳未満の「合計の人数」によることとし、
 - 認定こども園については、「教育標準時間認定を受ける子どもの人数と保育認定を受ける子どもの人数を分けて設定する」こととする。
 - その上で、教育標準時間認定を受ける子どもと保育認定を受ける子どもにまたがる経費となる部分については、教育標準時間認定の子ども及び保育認定の子どもの両方を受け入れる認定こども園については、それぞれの公定価格の対象経費のうち、重複することとなる職員や管理費等の費目分の相当額をそれぞれ半分にするなどにより必要な調整を行うこととしてはどうか。

(参考3) 事業所内保育施設の定員分布・実員分布

定員区分	施設数	構成割合
～5人	20	2.8%
6人	8	1.1%
7人	1	0.1%
8人	9	1.3%
9人	17	2.4%
10人	48	6.8%
11人	6	0.8%
12人	19	2.7%
13人	14	2.0%
14人	2	0.3%
15人	66	9.3%
16人	14	2.0%
17人	8	1.1%
18人	13	1.8%
19人	9	1.3%
20人	85	12.0%
21人～30人	186	26.2%
31人～40人	66	9.3%
41人～50人	56	7.9%
51人～60人	24	3.4%
61人～70人	8	1.1%
71人～80人	8	1.1%
81人～90人	6	0.8%
91人～100人	4	0.6%
101人～110人	3	0.4%
111人～120人	3	0.4%
121人～130人	1	0.1%
131人～140人	1	0.1%
141人～150人	0	0.0%
151人～160人	2	0.3%
161人～170人	0	0.0%
171人～	4	0.6%
小計	711	100.0%
定員未設定	275	-
合計	986	-

94.4%

5.6%

実員区分	施設数	構成割合
～5人	105	10.6%
6人	33	3.3%
7人	35	3.5%
8人	31	3.1%
9人	40	4.1%
10人	42	4.3%
11人	38	3.9%
12人	39	4.0%
13人	36	3.7%
14人	32	3.2%
15人	34	3.4%
16人	27	2.7%
17人	26	2.6%
18人	23	2.3%
19人	21	2.1%
20人	30	3.0%
21人～30人	175	17.7%
31人～40人	99	10.0%
41人～50人	50	5.1%
51人～60人	27	2.7%
61人～70人	13	1.3%
71人～80人	7	0.7%
81人～90人	4	0.4%
91人～100人	6	0.6%
101人～110人	4	0.4%
111人～120人	0	0.0%
121人～130人	0	0.0%
131人～140人	1	0.1%
141人～150人	0	0.0%
151人～160人	1	0.1%
161人～170人	1	0.1%
171人～	6	0.6%
合計	986	100.0%

95.6%

4.4%

※平成21年地域児童福祉事業等調査より

. 共通要素 に関する検討の視点

【概要】

- 人件費・事業費・管理費といった、すべての施設・事業に共通する費目に関して、検討、整理する。

【主な事項】

1. 人件費に係る事項について

職員配置について

【検討の視点】

- 職員の配置については、国会での附帯決議で「3歳児を中心とした職員配置等の見直し」が求められているが、これについて、どう考えるか。
- 幼稚園については、現行、学級編制基準はあるが職員配置基準がないことについて、どのように考えていくか。
- 幼稚園の実際の学級規模が、学級編制基準（原則1学級35人以下）より大幅に下回って（小規模編制となって）おり、さらに4・5歳児学級と比較して3歳児学級がより小規模な編制となっている現状を踏まえ、どのように考えるか。また、学級担任以外の教諭等についても、どのように考えていくか。

(参考)

平成22年度学校基本調査、学校教員統計調査より

- ・1学級当たりの園児数：3歳児19.8人、4歳児24.0人、5歳児24.7人
- ・担任1人当たりの園児数：3歳児15.8人、4歳児23.0人、5歳児23.8人 混合学級については、各学齢に按分
- ・学級を担任している教員数：77,508人、学級を担任していない教員数：22,675人

平成13年3月の「幼児教育振興プログラム」(平成13年3月29日文部科学大臣決定)においてチーム保育(1学級の保育を、2人以上の保育者が役割を分担して担当)の実施のための条件整備が定められ、公立・私立ともに学級担任以外の教員の配置を推進してきた。

<「幼児教育振興プログラム」(概要) (平成13年3月29日文部科学大臣決定)>

【幼稚園教育の振興】

(1) 教育活動・教育環境の充実

幼稚園教育要領の理解の推進、道徳性の芽生えを培う教育の充実、チーム保育の実施のための条件整備や幼稚園教員の資質向上を図ります。

- その上で、幼稚園教諭に係る配置の改善について、どのように考えていくか。
 - 保育士、保育教諭に係る配置の改善について、どのように考えていくか。
 - ※ 仮に認可基準に規定する形により配置基準の改善を行う場合、基準に基づくルールとなることで、確実な配置の改善が可能となる。
 - ※ ただし、職員配置数を満たせない場合、基準違反となるため、保育士等の確保の観点を含め、すべての施設等において対応することが可能か留意が必要。公定価格上の加算により、実際の配置状況に柔軟に対応する方法も考えられるか。
 - 新幼保連携型認定こども園については、「満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様に職員配置基準を設定する」方向で検討されているが、具体的な配置基準について、どう考えるか。
 - 幼稚園において、原則必置である教頭や、事務職員についても実際の配置状況を踏まえ、どのように考えていくか。
 - 保育所については、所長が必置とはされておらず、保育所運営費において所長設置・未設置別の単価を設けているところであるが、現行、99%の施設において常勤専従の形で所長を置いていることを踏まえ、どのように考えるか。
 - その他の職員の配置について、例えば、子どもの健康管理、食育の推進、事務の処理、諸作業への対応等の観点から、公定価格上、どのように考えていくか。
- ⇒ 幼稚園及び保育所の職員の配置状況については、P47、48の参考2、参考3を参照

<主なご意見>

- ・保育所の職員配置の改善に当たっては、実態に即した形で実施していく必要がある。
- ・保育所の職員配置については、3歳児は20:1を15:1に、4歳以上児は30:1を20:1にして頂きたい。
- ・保育所の職員配置については、3歳児の改善が優先課題ではあるが、1歳児についても改善を図るべき。
- ・看護師等の配置基準以外の職員についても実態に応じた加算措置等が必要。
- ・保育所長については、実際の配置状況を踏まえ、所長設置・未設置別の単価ではなく、資格要件を定めた上で、常勤専従の保育所長を義務付けることが必要。
- ・アレルギーのある子どもが増えているため、栄養士の配置が必要。
- ・幼稚園の職員配置については、学級担任だけでは子どもの十分な育ちに対応できないため、学級数と比較して多数の教員が配置されている実態があることから、学級編制上の取り扱いではなく、実態を踏まえた職員配置基準を設定することが必要。
- ・幼稚園の教員は、教育時間終了後も翌日の準備や研修等で8時間以上勤務しており、そのような実態を踏まえることが必要。
- ・幼稚園と認定こども園においては、直接契約に伴う事務負担が大きいので、事務職員についても配置実態を踏まえることが必要。
- ・幼稚園の学級編制は35人以下となっているが、配置基準の設定に当たっては3歳児だけでも30:1にすることが必要。
- ・幼稚園の職員配置の設定の際には、きめ細やかな援助が必要であり、預かり終了後の職員の研修が全施設ができるよう、実際の配置の状況を踏まえて設定していただきたい。
- ・3歳児の配置基準の改善は実態に即して実施し、学級編制については少人数化を実施してもらいたい。
- ・今後、3歳未満児の保育利用率が40%台となつた際に、特に発達の違いのある1歳児について今の配置だけで対応できるのか、保育士だけではなく看護師や栄養士の配置も必要ではないか。
- ・個人給付となるため、合理的な差はあって然るべきだが、不合理な差は付けるべきではない。
- ・幼稚園の職員配置の実態を踏まえた上で質の改善を図り、幼児教育振興プログラムが推進できるようにすべき。
- ・多数の幼稚園で預かり保育が行われている実態があり、看護師や栄養士の配置も必要。
- ・アレルギー児等に対する食事の配慮のため、栄養士を配置にするか、もしくは栄養士の配置が可能なように質の高い取組に必要な加算がされることが望ましい。
- ・地域型保育事業にも栄養士の配置が必要。
- ・教育標準時間認定の配置基準について、幼稚園認可基準ではなく公定価格上の算定基準としていくことに賛成。
- ・満3歳児(年度学齢は2歳児)について、6:1とすることにより質を確保し、それに対して公定価格で加算していくことは重要。
- ・学級編制を行うということが幼児教育の中では小学校への接続も含め重要なため、学級担任を1人確保するという原則を抑えて頂きたい。また、副園長・教頭、主幹教諭・指導教諭について、先輩の指導者というものの存在が大きいため、指導的立場になる人の人件費を確保して頂きたい。
- ・配置基準に達していない施設に配慮し、必要な経過措置等を設けることが必要。
- ・学級を担任しない主幹教諭等の配置を促進し、専任化ができるような職員配置の支援を進めていただきたい。
- ・幼稚園の職員配置基準は、幼稚園の実態を十分に踏まえ、現在の経営・運営が成り立つようにしていただきたい。
- ・幼稚園が今まで行ってきたチーム保育を担当するための教諭を加算するなどの仕組みを導入してほしい。
- ・職員配置について、0.7兆円の時点では3歳児のみ改善するということはやむを得ないが、市町村において既に取り組まれている1歳児や4歳以上児の配置基準の改善の取組みが後退しないよう、都道府県と協力して取り組んでいく必要があるとともに、国においては1兆円超の財源の確保をお願いしたい。
- ・保育所における0歳児対応のため等の看護師の加配も引き続き検討して頂きたい。

【対応方針案】

〈保育認定を受ける子ども〉

- 保育認定に係る職員の配置については、認可基準で求められる職員配置に対応した設定を行うこととしてはどうか。（P 46 参照）
- その上で、質の改善に関する検討を踏まえ、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、3歳児に係る職員配置が20：1から15：1へと改善することが可能となるよう加算措置を設けることとしてはどうか。
※ 1歳児の職員配置の改善（6：1→5：1）、4・5歳児の職員配置の改善（30：1→25：1）、施設長の設置義務化については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向
- また、同じく、質の改善事項として、保育士以外の職員の配置について、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、以下のような加算措置を設けることとしてはどうか。
 - 地域の子育て支援・療育支援に当たって、障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、主に地域の子育て支援・療育支援を担う（専任化している）主任保育士が、地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の子育て支援・療育支援を補助する職員（非常勤）を障害の程度に応じた配置を可能とする。（P 81 参照）
 - 食育の推進を図る観点から、給食の実施に当たって栄養士の活用（嘱託）を可能とする。
※ 全施設における主任保育士の専任化、保育支援者（保育士の負担軽減のため、保育の周辺業務を行う者）の配置等については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向

〈教育標準時間認定を受ける子ども〉

- 教諭の配置については、1学級の園児数が4、5歳児と3歳児とで大きく異なる実態にあること、年齢に応じた適正な教育の提供を担保することが必要であること、ほとんどの幼稚園の教員数が保育所の保育士配置基準で求められる必要配置数を充足している実態^(※)にあることから、保育所における保育士と同様、年齢別配置基準を設定し、公定価格上の費用を算定してはどうか。（なお、新制度に移行しない幼稚園にも適用される幼稚園認可基準ではなく、公定価格上の基準としてはどうか）
- また、教諭以外の教職員についても、現状の職員配置状況を踏まえた職員の加配等について、公定価格において評価してはどうか。
- 具体的には、以下の方針で設定することを基本としてはどうか。

(配置基準)

□ 幼稚園教諭（副園長・教頭、主幹教諭・指導教諭を含む。）の配置数は、4・5歳以上児は30：1、3歳児は20：1を基本とする。

□ その上で、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、3歳児に係る幼稚園教諭の配置数を20：1から15：1へと改善することが可能となるよう加算措置を設けることとしてはどうか。

※ 4・5歳児に係る職員配置の改善（30：1→25：1）については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向

□ 満3歳児（年度学齢は2歳児）については、保育所における取扱いも踏まえつつ、6：1の配置とした場合に加算による対応を基本としてはどうか。

（※）4・5歳以上児30：1、3歳児20：1、満3歳児6：1、かつ、2人以上とした場合の必要配置数に対する本務教員数の適合状況（平成24年度学校基本調査）

・満3歳児数を年度中間の利用人員数により算定した場合 公立90.5% 私立97.9%

・満3歳児数を年度末の利用人員数により算定した場合 公立85.1% 私立92.1%

*満3歳児は年度中間より年度末利用人員が増加するため、年度末の適合割合は低くなっている。

*本務教員数のみでの適合状況であり、兼務教員数まで含めた場合はさらに多くの園が適合する。

※ なお、現在は幼稚園教諭の配置基準の設定がないことから、配置基準に達してない施設に配慮し、必要な経過措置等を設け調整を行うこととしてはどうか。

- 前ページの配置基準を基本とした場合において、例えば、以下のような加算等について検討してはどうか。
(教職員の加配措置等)

- 園によっては年齢構成等により、全ての学級に専任の教諭等（学級担任）を配置できなくなる場合があり得るため、4歳以上児も年齢別に学級編制する原則を踏まえ（幼稚園設置基準）、複式学級編制（異年齢学級）をとる小規模施設等を除き、年齢別の学級編制を確保するための教諭を加配するための加算 [学級編制加配]
- 学級担任以外の教諭等の配置を促進してきたことを踏まえ、実際の配置状況に応じ、チーム保育を担当するための教諭を加配するための加算 [チーム保育加配]

(副園長・教頭・主幹教諭・指導教諭)

- 園務整理等に当たる副園長・教頭や主幹教諭・指導教諭について、本来は教頭が必置であることも踏まえ、実際の配置状況に応じ、年齢別配置基準に基づく配置教諭数の中の人事費（教諭との給与差額）を加算

(事務職員等)

- 事務職員については、現在の配置実態や施設規模に応じた事務職員を配置（⇒ P 8 6 を参照）
- 質の改善に関する検討を踏まえ、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、新制度への移行に伴う事務負担増への対応として、事務職員（非常勤・週2日分）を追加で配置
※ 幼稚園で週5日分、認定こども園で週6日分の事務職員の追加配置については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向
- 現行の私学助成の取扱いや実費徴収との関係を整理した上で、給食や通園送迎の実施状況に応じ、調理員や運転手などについて、例えば非常勤職員の雇上げ費用を加算
(⇒ P 5 9 (調理員)、P 1 1 4 (運転手) を参照)

- また、質の改善に関する検討を踏まえ、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、以下のような加算措置を設けることとしてはどうか。

- 主幹教諭等が主に地域の子育て支援・療育支援を担うこと（専任化）を可能とし、その上で、障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、当該主幹教諭等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の子育て支援・療育支援を補助する職員（非常勤）の障害の程度に応じた配置を可能とする。（P 8 1 参照）
- また、食育の推進にかんがみ、給食の実施に当たって栄養士の活用（嘱託）を可能とする。
※ 全施設における主幹教諭の専任化等については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向

(参考1) 施設・事業別の職員配置基準

	幼稚園	保育所	認定こども園			
			(新) 幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
教育・保育従事者	・教諭	・保育士	・保育教諭	・保育に従事する者 (満3歳未満) 保育士資格 (満3歳以上)		幼稚園教諭免許及び保育士資格の両方を持つことが望ましい。ただし、学級担任は幼稚園教諭免許、長時間利用児は保育資格が必要
教育・保育従事者の員数	配置基準は無し ※学級を編制(1学級あたり幼児数は原則35人以下)	乳児 3:1 1,2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1	公定価格の議論を踏まえて検討	短時間利用児: 35人につき1人 長時間利用児: 保育所と同じ		
その他の職員	(必置職員) ・園長、教頭 ・学校医・学校歯科医・学校薬剤師 (置くことができる職員) ・副園長 ・主幹教諭・指導教諭 ・養護教諭 ・栄養教諭 ・事務職員 ・養護助教諭等	(必置職員) ・嘱託医 ・調理員(調理業務全委託の場合を除く(*))	(必置職員) ・園長 ・学校医・学校歯科医・学校薬剤師 (置くことができる職員) ・副園長・教頭 ・主幹保育教諭・指導保育教諭 ・主幹養護教諭・養護教諭 ・主幹栄養教諭・栄養教諭 ・事務職員 ・養護助教諭等	※幼稚園型、保育所型の認可施設部分については、それぞれ幼稚園、保育所と同様。		

	小規模保育			家庭的保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
	A型	B型	C型			
保育従事者	・保育士	・保育士 ・保育士以外の保育従事者	・家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	・家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	・定員20名以上 保育所と同様	必要な研修を終了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
保育従事者の員数	乳児 3:1 1,2歳児 6:1 +1人	・A型と同様 ※うち1/2は保育士	0~2歳児 3:1 ※補助者を置く場合 5:2	0~2歳児 3:1 ※補助者を置く場合 5:2	・定員19名以下 小規模保育(A・B型)と同様	0~2歳児 1:1
その他の職員	・嘱託医 ・調理員(*)	・嘱託医 ・調理員(*)	・嘱託医 ・調理員(*)	公定価格の議論を踏まえて検討		公定価格の議論を踏まえて検討

※一部特例有り

(参考2) 幼稚園の職員配置状況

私立				公立				
教職員数(実員)	総数		本務者 1施設当たり	兼務者 1施設当たり	総数		本務者 1施設当たり	兼務者 1施設当たり
	1施設当たり	1施設当たり			1施設当たり	1施設当たり		
総 数	128,084人	15.66人	107,851人	13.19人	20,233人	2.47人	33,506人	6.89人
教員数(補助員含む)	109,753人	13.42人	89,520人	10.95人	20,233人	2.47人	31,616人	6.50人
園長	8,029人	0.98人	7,021人	0.86人	1,008人	0.12人	4,635人	0.95人
副園長	2,733人	0.33人	2,425人	0.30人	308人	0.04人	666人	0.14人
教頭	1,172人	0.14人	1,109人	0.14人	63人	0.01人	936人	0.19人
主幹教諭	1,848人	0.23人	1,813人	0.22人	35人	0.00人	144人	0.03人
指導教諭	868人	0.11人	820人	0.10人	48人	0.01人	12人	0.00人
教諭	80,319人	9.82人	71,364人	8.73人	8,955人	1.10人	15,421人	3.17人
助教諭	1,494人	0.18人	875人	0.11人	619人	0.08人	797人	0.16人
養護教諭	197人	0.02人	72人	0.01人	125人	0.02人	535人	0.11人
養護助教諭	10人	0.00人	6人	0.00人	4人	0.00人	130人	0.03人
栄養教諭	87人	0.01人	54人	0.01人	33人	0.00人	12人	0.00人
講師	5,307人	0.65人	1,399人	0.17人	3,908人	0.48人	5,786人	1.19人
教育補助員	7,689人	0.94人	2,562人	0.31人	5,127人	0.63人	2,542人	0.52人
職員数	18,331人	2.24人	18,331人	2.24人	-	-	1,890人	0.39人
事務職員	9,295人	1.14人	9,295人	1.14人	-	-	198人	0.04人
養護職員(看護師等)	73人	0.01人	73人	0.01人	-	-	80人	0.02人
用務員・警備員・その他	8,963人	1.10人	8,963人	1.10人	-	-	1,612人	0.33人

(参考)

施設数	8,177か所			4,866か所		
在籍園児数	総数			総数		
	1施設当たり	1学級当たり	1施設当たり	1学級当たり	1施設当たり	1学級当たり
総 数	1,303,820人	159.4人	23.5人	280,007人	57.5人	19.0人
2歳児(満3歳児)	49,863人	6.1人	-	349人	0.1人	-
3歳児	346,758人	42.4人	-	43,542人	8.9人	-
4歳児	448,651人	54.9人	-	105,670人	21.7人	-
5歳児	458,389人	56.1人	-	130,388人	26.8人	-

※平成25年学校基本調査を基に作成 (平成25年5月1日現在)

(注) 本務者：当該学校の専任の教職員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。

兼務者：本務者以外の者。学校基本調査では延べ数として把握している。

(参考3) 保育所の職員配置状況

		私 営			公 営			
常勤換算従事者数	総 数	常 勤	非常勤		総 数	常 勤	非常勤	
	1施設当たり	1施設当たり	1施設当たり	1施設当たり	1施設当たり	1施設当たり	1施設当たり	
総 数	271,285人	22.12人	235,344人	19.19人	35,942人	2.93人	175,728人	18.52人
施設長	12,150人	0.99人	12,138人	0.99人	13人	0.00人	9,124人	0.96人
保育士	204,034人	16.64人	182,734人	14.90人	21,301人	1.74人	130,873人	13.79人
調理員	23,787人	1.94人	18,110人	1.48人	5,677人	0.46人	20,904人	2.20人
栄養士	7,062人	0.58人	6,757人	0.55人	305人	0.02人	1,176人	0.12人
保健師・助産師・看護師	4,039人	0.33人	3,096人	0.25人	943人	0.08人	1,813人	0.19人
医師	590人	0.05人	-	-	590人	0.05人	443人	0.05人
事務員	7,758人	0.63人	6,495人	0.53人	1,263人	0.10人	388人	0.04人
その他の職員	11,864人	0.97人	6,014人	0.49人	5,850人	0.48人	11,006人	1.16人

(参考)

施設数	12,264か所	9,487か所
入所児童数	総 数	1施設当たり
総 数	1,263,612人	103.0人
満0歳	38,842人	3.2人
満1歳	168,152人	13.7人
満2歳	211,553人	17.2人
満3歳	240,305人	19.6人
満4歳	249,339人	20.3人
満5歳	239,643人	19.5人
満6歳	115,778人	9.4人
	総 数	1施設当たり
	820,524人	86.5人
	10,797人	1.1人
	78,894人	8.3人
	117,458人	12.4人
	158,048人	16.7人
	182,577人	19.2人
	183,110人	19.3人
	89,640人	9.4人

※平成23年社会福祉施設等調査を基に作成 (平成23年10月1日現在)

(注) 常勤：施設等が定めた、常勤の従事者が勤務すべき時間数のすべてを勤務している者

非常勤：常勤以外の従事者（他の施設等にも勤務するなど収入及び時間的拘束の伴う仕事を行っている者、短時間のパートタイマー等）

常勤換算従事者数：常勤者の兼務（施設等内の複数の職務に従事する者または併設施設等にも従事する者）及び非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設等の通常の1週間の勤務時で除し小数点以下第1位で四捨五入した数と、常勤者の専従職員数の合計をいう。

処遇改善、経験年数等に応じた公定価格上の評価、キャリアアップについて

【検討の視点】

- これまでの部会における議論においては、職員1人当たりの給与月額を見ると、幼稚園教諭、保育士については、民間の他の職種と比較して低い傾向が見られることが明らかとなっている。
- 国会での附帯決議等において、新制度による質の改善として、職員の定着・確保を図っていくため、職員の処遇改善について検討していくことが求められているが、これについて、どう考えていくか。
- 特に、新制度においては、施設・事業に対し、常勤・非常勤別、勤続年数・経験年数等といった学校教育・保育の質に関わる情報の公表を求めるとしており、これらの要素を公定価格に反映される仕組みについて、どう考えていくか。
- その際、現行の保育所運営費における民改費の仕組みとの関係や、平成24年度補正予算に基づく保育士等処遇改善臨時特例事業との関係について、どう考えていくか。
- また、他の職種と比較して幼稚園教諭、保育士の平均勤続年数は短い傾向にあるが、「長く働くことができる」職場を構築していくために、処遇改善と併せ、キャリアアップの仕組みについて、どう考えていくか。

例) 中核的な職員の地位・待遇、研修体制の充実による専門性の向上等

※ 民改費及び保育士等処遇改善臨時特例事業の概要については、P53参考2を参照
介護保険制度における処遇改善の仕組みについては、P54参考3を参照

<主なご意見>

- ・ 現在、保育所運営費で算定されている民間施設給与等改善費について、平均勤続年数が「10年以上」が加算率の区分の上限とされているが、長く勤務し経験を積むことがキャリアアップにつながるため、この上限を高く設定していくことが必要。
- ・ 保育所の主任保育士について、制度的位置付けが明確ではなく、運営費の格付けで差が設けられているだけのため、主任保育士の役割や業務内容を明確にした上で、基本部分において定数とは別に専任で算定することが必要。
- ・ 幼稚園の主幹教諭や指導教諭等については、勤続年数も長く給料も高い傾向にあるため、公定価格上の対応が必要。
- ・ 処遇改善については、給付を受ける全ての施設・事業において取り組みが必要。
- ・ 処遇改善については、幼保間で差別なく同様の仕組みとして頂きたい。
- ・ 家庭的保育者についてもディーセントな生活ができる処遇を保障する必要があるということを基礎において設定していただきたい。
- ・ 「保育士」だけではなく、研修等の充実を含めて「保育者」の処遇改善を図っていくべき。
- ・ 常勤・非常勤別や勤続年数等を公定価格に反映していくことが必要。
- ・ 20代～30代の幼稚園教諭や保育士が多い点も踏まえると、育児休業が取得できているかなどといった観点も必要ではないか。
- ・ 処遇改善に当たっては、消費税財源以外の3,000億円の確保も併せて行っていくことが重要。
- ・ 保育所についても研修の仕組みを導入し、幼稚園についても民間施設給与等改善費の仕組みを導入して頂きたい。キャリアアップの仕組みの検討に当たっては、介護保険制度のようなキャリアパス要件を入れることも必要。
- ・ 長く努めることができるよう職員の処遇の改善や、主任、指導教諭等のキャリアアップの仕組みの導入が必要。
- ・ 保育士資格しか持っていない人が幼稚園免許資格を取るための研修費用や代替要員、また幼稚園の免許更新などに対応が可能な研修の充実が必要。

<主なご意見(続き)>

- ・キャリアアップの仕組みや民間施設給与等改善費の上限の年数の改善を含め、長く勤められる仕組みが安定的な制度運営につながる。
- ・処遇の改善だけで質の改善が図られるのか。それ以外の取組も必要ではないか。
- ・私立学校の中で処遇が低いのは幼稚園だけであり、私学助成の充実も含め改善されなければならない。
- ・幼稚園の1種免許の取得促進を可能とする仕組みが必要。
- ・幼稚園にも民改費等の仕組みを導入し、幼保含めて更なる処遇改善ができるような公定価格にするべき。また、キャリアアップの仕組みや研修体制の充実についても、幼保ともに共通の仕組みを作るべき。
- ・現行の民改費の平均勤続年数には、幼稚園や認可外保育施設、家庭的保育事業における経験や、非常勤職員の経験年数が反映されていないため、これらも加えるべき。
- ・処遇の改善には働き続けられる仕組みや、産休・育休時の手当が必要。保育所は産休代替職員に係る補助金が一般財源化され、地方自治体が支援をしているが、幼稚園にはないため、同じような支援をするべき。
- ・加算率を10年以上より長くしていくことは賛成だが、その際、単に経験年数だけではなく、キャリアアップという観点から資格等の専門性基準を公的に設けて加算していくことも長期的に重要。
- ・10年以上の区分を設けることは重要であり、せめて15年、可能であれば20年はキャリアアップを図れる給与制度の構築が求められている。
- ・新制度では、幼稚園教諭としての経験や、小規模保育等の勤務経験、さらには非課税の認可外保育施設も入れることが妥当であり、多様なキャリアを歩んできた方をしっかりと評価することが必要。
- ・他職種との賃金の格差をみても、現在行われている保育士等処遇改善臨時特例事業の水準では不十分なことは明らか。また、加算率の区分についても、他の児童福祉施設が14年以上を上限としていることから、最低限そこを確保する必要がある。
- ・定年まで働き続けられる環境の整備が必要であり、区分を長くすることを検討すべき。また、給料表の作成などの事業者側の努力も必要。
- ・幼稚園教諭が保育所において勤務している場合、当該勤務年数の8割分のみが算定対象となるのに対し、保育士が社会福祉施設で勤務すると10割が算定対象となっているが、資格の有無だけではなく、従事している職務内容を評価すべきではないか。
- ・経営実態調査からも幼稚園教諭・保育士の処遇が低いことが明らかであるので、改善は進めるべき。
- ・待機児童解消に向けても保育士の確保は必要不可欠であり、そのためには処遇の改善を優先すべき。0.7兆円において3%の改善となることはやむを得ないが、臨時特例事業等で更なる改善を図るべき。
- ・研修の充実も必要であるが、時間外に一斉研修を実施する場合もあることから、代替要員の確保のみならず、研修の受講費用等についても充てることができるよう柔軟性のある仕組みとすべき。
- ・認可外保育施設も勤務経験の算定対象となることはありがたいが、保育所・小規模保育事業等に移行した施設のみならず、勤務年数が推定できる施設についても対象にしてほしい。
- ・保育士が病児・病後児保育に従事している場合についても、当該勤務経験を算定の対象に加えるべき。
- ・研修代替要員の確保について、研修費そのものを対象にすることも可能とすべき。
- ・0.7兆円の段階で処遇の改善が3%となることはやむを得ないと考える。勤務経験の算定対象には、認証保育所のように、地方自治体の単独事業としてしっかり監督している施設も対象にすべきではないか。
- ・民改費に準じた仕組みを取り入れることに賛成。
- ・認証保育所などの地方単独事業による保育施設や病児保育等についても経験年数の算定対象にすべきではないか。
- ・算定対象に認可外保育施設も含まれることはありがたいが、移行の有無にかかわらず、従事した経験を対象とすべき。
- ・研修については代替職員のみならず、研修費用そのものも入れるべき。
- ・公立では、公立保育所→公立の放課後児童クラブへと異動することもあるが、このケースの勤務経験がマイナスにならないようにすべき。
- ・他の地方単独事業や市町村事業における勤務経験も算定対象に追加すべきではないか。
- ・実態を踏まえ、勤続年数の通算対象に小学校等の教育施設を加えることに賛成。
- ・勤続年数の通算対象とする施設・事業について、対応方針案のとおり実務面を含めて今後検討してもらいたい。
- ・勤続年数を算定する際に、施設や事業、職種等により調整指標を乗じることは行うべきではない。

【対応方針案】

- これまでのご意見等を踏まえ、全ての施設・事業について、現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費の仕組みを参考とし、職員の確保・定着及びキャリアアップを促進する仕組みを取り入れることとしてはどうか。
- その際、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、質の改善として対応する3%の職員給与の改善についても取り入れることとしてはどうか。
 - ※ 5%の職員給与の改善については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向
- また、詳細の設計に当たっては、以下のような点について検討してはどうか。
 - ・ 職員の勤続年数や経験年数に応じて加算額がアップしていく仕組み
 - 勤続年数の通算対象とする施設・事業について、現行の民間施設給与等改善費では、「児童福祉施設や老人福祉施設等の社会福祉施設、認定こども園、病院等での看護師等の勤続年数」等を通算対象としている。
 - ⇒ 新制度の公定価格の設定に当たっては、現行の対象施設のほか、
 - ① 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業
 - ② 保育所や小規模保育事業等に移行した認可外保育施設
 - ③ 小学校等の教育施設
 - における勤続年数を通算対象に加えてはどうか。
 - ⇒ 上記の施設・事業のほか、
 - ① 地方単独事業による認可外保育施設
 - ② 放課後児童クラブや病児・病後児保育等の市町村事業
 - ③ 障害児通所支援事業等のうち施設を必要としないもの
 - といった、指導監督等を通じて、その適切な運営のあり方に關し、地方自治体が責任を負っていると評価される施設・事業類型についても通算対象に加えるかどうか、実務面も含め、更に運用について検討することとしてはどうか。
 - ⇒ そのほか、指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された認可外保育施設（利用料に係る消費税が非課税とされている認可外保育施設）についても通算対象に加えるかどうか検討してはどうか。
 - ・ 現行の加算率の区分の上限である「10年以上」よりも長い場合の対応
 - ・ 処遇改善の実績を引き継ぐための仕組み（介護職員処遇改善加算を参考）
 - ・ キャリアアップに対応した仕組み

(参考1) 職員1人当たり給与月額(経営実態調査)

①幼稚園

私立施設	全 体
全職種(常勤・非常勤)	261,840円(10.2年)
園長(常勤)	504,017円(27.4年)
教諭(常勤)	252,348円(7.2年)

幼稚園(認定こども園以外)	幼保連携型	幼稚園型
263,340円(10.3年)	250,752円(9.1年)	236,695円(9.8年)
505,869円(27.1年)	499,649円(29.1年)	455,990円(32.3年)
253,839円(7.3年)	240,405円(6.4年)	229,264円(6.5年)

公立施設	全 体
全職種(常勤・非常勤)	332,590円(14.1年)
園長(常勤)	507,478円(32.1年)
教諭(常勤)	370,098円(13.8年)

幼稚園(認定こども園以外)	幼保連携型	幼稚園型
333,294円(14.2年)	299,101円(12.5年)	—
511,051円(32.2年)	307,886円(27.0年)	—
371,277円(13.8年)	315,897円(10.8年)	—

②保育所

私立施設	全 体
全職種(常勤・非常勤)	259,385円(9.4年)
施設長(常勤)	532,097円(24.1年)
保育士(常勤)	255,415円(9.9年)

保育所(認定こども園以外)	幼保連携型	保育所型
262,438円(9.6年)	207,396円(6.0年)	256,863円(7.5年)
541,003円(24.9年)	376,301円(10.7年)	580,360円(36.4年)
258,441円(10.1年)	203,921円(6.7年)	252,383円(5.8年)

公立施設	全 体
全職種(常勤・非常勤)	297,989円(13.0年)
施設長(常勤)	545,053円(33.6年)
保育士(常勤)	287,431円(11.8年)

保育所(認定こども園以外)	幼保連携型	保育所型
298,137円(13.0年)	285,026円(10.5年)	231,680円(13.0年)
545,089円(33.6年)	547,685円(34.0年)	485,617円(2.0年)
287,494円(11.8年)	286,963円(10.9年)	222,087円(13.1年)

※ ()内は、平均勤続年数。常勤職員の給与には、月額給与のほか、賞与の年額の1/12の額が含まれる。

(参考) 各職種の賃金構造について (資料出所) 平成24年賃金構造基本統計調査

	決まって支給する 現金給与 ①	年間賞与その他 特別給与額 ②	給与月額 ①+ (②/12月)	勤続年数
全職種	325.6千円	819.3千円	393.9千円	11.8年
看護師	326.9千円	786.9千円	392.5千円	7.1年
福祉施設介護員	218.4千円	474.4千円	257.9千円	5.5年
ホームヘルパー	208.5千円	282.6千円	232.1千円	5.1年
幼稚園教諭	225.0千円	652.6千円	279.4千円	7.4年
保育士	214.2千円	579.9千円	262.5千円	7.8年

(参考2) 民間施設給与等改善費及び保育士等処遇改善臨時特例事業の概要

①民間施設給与等改善費（保育所運営費）

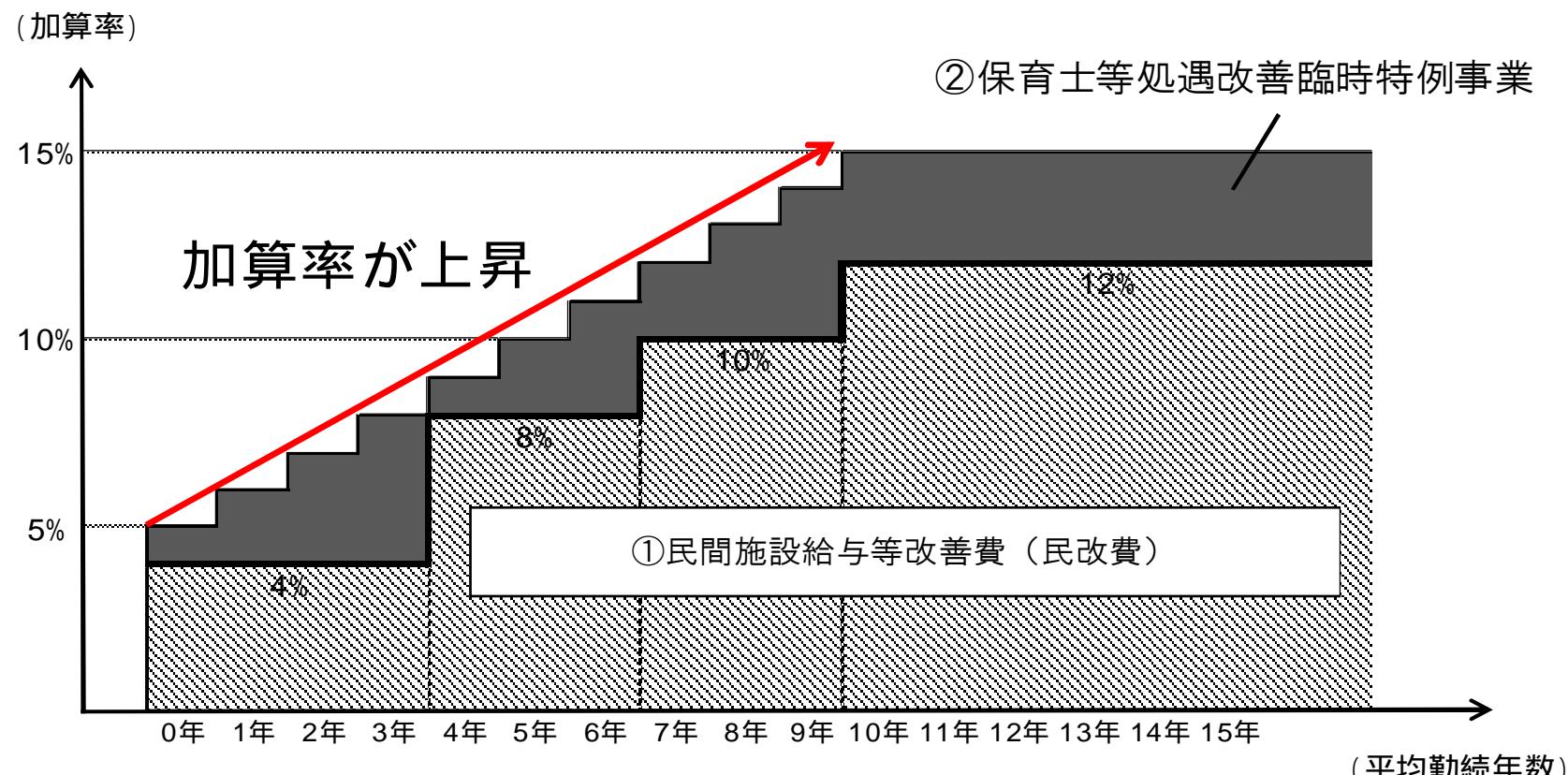
主として公・私施設間における職員の初任給、諸手当等水準の格差是正および 法人における定昇財源の確保という観点から、保育所運営費の加算を行う。

（加算方法）

保育所に勤務する全ての常勤職員の平均勤続年数により、4～12%の4段階の加算率に区分して加算単価を設定。

②保育士等処遇改善臨時特例事業（安心こども基金（平成26年度は保育緊急確保事業））

保育士の処遇改善のため、民間施設給与等改善費（民改費）を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に「保育士等処遇改善臨時特例事業」）として各保育所に対して交付。その際、効果の確認として、保育所に対し、①処遇改善計画の策定、②実績報告を求める。



(参考3) 介護職員処遇改善加算の概要

1. 加算の種類

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：介護職員処遇改善加算の算定要件のうち、キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たす場合。

介護職員処遇改善加算（Ⅱ）：介護職員処遇改善加算の算定要件のうち、キャリアパス要件又は定量的要件のいずれかを満たす場合。

介護職員処遇改善加算（Ⅲ）：介護職員処遇改善加算の算定要件のうち、キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たしていない場合。

2. 加算の単位数

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：介護報酬単位数 × サービス別加算率

介護職員処遇改善加算（Ⅱ）：介護報酬単位数 × サービス別加算率 $\times 0.9$

介護職員処遇改善加算（Ⅲ）：介護報酬単位数 × サービス別加算率 $\times 0.8$

3. 加算の算定要件

I 必須要件 ((1)、(2) 及び (3) のいずれも満たすこと。)

- (1) 賃金改善等に関する計画を作成し、全ての介護職員に周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (2) 事業年度ごとに、介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告すること。
- (3) 労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。また、労働保険料の納付が適切に行われていること。

II キャリアパス要件 ((1) 又は (2) のいずれかを満たすこと。)

- (1) 介護職員の任用等の要件（賃金に関するものを含む）を定め、全ての介護職員に周知していること。
- (2) 介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保するとともに、全ての介護職員に周知していること。

III 定量的要件

- (1) 平成20年10月から加算の届出日の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容及び要した費用を全ての介護職員に周知していること。
(例) 任用等の要件の整備、研修の実施、介護補助器具等の購入、健康診断の実施、職員休憩室の整備 等

2. 人件費・事業費（教育・保育の提供）等に係る事項について

保育必要量の取扱いについて

【検討の視点】

- 公定価格の設定に当たり、「保育標準時間利用」及び「保育短時間利用」に係る保育必要量について、必要となる職員体制等を勘案した上で検討する必要がある。
- 両親ともにフルタイム又はそれに近い形で就労する場合を想定している「保育標準時間利用」に対し、現行の保育所の開所時間（11時間）を利用可能な時間帯としたときに、必要となる職員体制について、現行の保育所運営費、延長保育促進事業による対応等※を踏まえ、どう考えていくか。
 - ※ 現行の保育所運営費においては、保育士の休憩時間を確保する観点や長時間開所に対応するための費用として、配置基準上的人数を超えて1名保育士（常勤保育士）を加配している。
 - ※ 現行の延長保育促進事業は、「基本分」と「加算分」の2事業を対象としている。
「基本分」については、延長保育を実施する保育所において開所時間の始期及び終期それぞれの前後の時間帯において保育需要に対応するために、11時間の開所時間内に保育士を加配するための費用を補助している。
- また、主にパートタイムなど短時間勤務により就労する場合を想定している「保育短時間利用」に対し、基本となる保育時間である8時間程度を利用可能な時間帯としたときに、必要となる職員体制について、現行の保育所運営費による対応等を踏まえ、どう考えていくか。
- 国会の附帯決議において、「施設・事業者が短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとすること」とされており、これについて、どう考えていくか。その際、保育短時間利用の子どもの場合にも、保育標準時間利用の子どもと同じ職員体制を確保している場合、どう考えていくか。

【主なご意見】

- ・ 保育短時間認定の公定価格の設定に当たっては、施設の安定的な運営ができるようにしていくことが必要。
- ・ 保育短時間認定の設定に当たっては、園児要録の作成等の時間も考慮すべき。
- ・ 認定時間を基本としつつ、勤務時間を考慮した設定が必要。
- ・ 子どものいる時間帯分だけでなく、研修等ができるだけの費用の確保が必要。
- ・ 保育必要量に対応した公定価格の設定をして頂きたい。

【対応方針案】

⇒ P18 を参照

年間を通じた学校教育・保育の提供について

【検討の視点】

- 保育認定（2号・3号）の子どもについては、現行の保育所と同様に、原則、土曜日を含めた年間約300日間の開所を基本として、それ以外の日曜日等の開所については、加算による対応で設定するか。その上で、特段の需要がない場合など、土曜日に閉所するケースの取扱いについて、どう考えるか。
 - 現在、保育所運営費の算定上、土曜開所に対応するため業務省力化等勤務条件改善費として、非常勤職員等を雇用するための費用を算定している。
⇒ 土曜日の開所に関して特段の需要がない場合など、常態的に土曜日に閉所する場合については、公定価格上、その費用を調整することとしてはどうか。
 - また、教育標準時間認定（1号）の子どもについては、現行の幼稚園と同様に、1学年39週（約220日程度）の開所を基本としてはどうか。その場合の夏季休業等の長期休業の取扱いについて、どう考えていいくか。また、土曜日などの休業日や長期休業期間中に開所する場合の取扱いについて、どう考えていいくか。
- ※利用者負担の取扱いについても、併せて検討していく必要がある。
- 通常の開所時間帯と異なる夜間あるいは早朝において開所している保育所については、午前11時頃から夜10時頃までを1日の開所時間帯としている場合、現行制度では、夜間保育所加算で対応しており、新制度においても加算による対応で設定するか。⇒ P73 を参照

<主なご意見>

- ・ 居宅訪問型保育事業について、夜間や休日などに対応した公定価格の設定が必要。
- ・ 保育認定の子どもについて、需要がない場合には、土曜日に閉所する必要はない。
- ・ 教育標準時間認定の子どもについて、現行と同様に39週とすることに賛成。その上で、職員は長期休業中でも教育研究や研修などを実施しており、1年を通じて給与を支払っているので、毎月同額の支払いが担保されることが必要。
- ・ 長期休業期間中も人件費、管理費について年間を通じて算定するという点は確実に押さえて頂きたい。
- ・ 幼稚園から認定こども園への移行を考えた場合、地域のニーズに応じて土曜日に閉所しないとする選択肢は重要であり、市町村としても利用者支援にしっかりと取り組む必要がある。
- ・ 保育所についても研究や研修の時間がとれるよう、改善を図って頂きたい。
- ・ 土曜日の閉所に伴う調整については賛成。

【対応方針案】

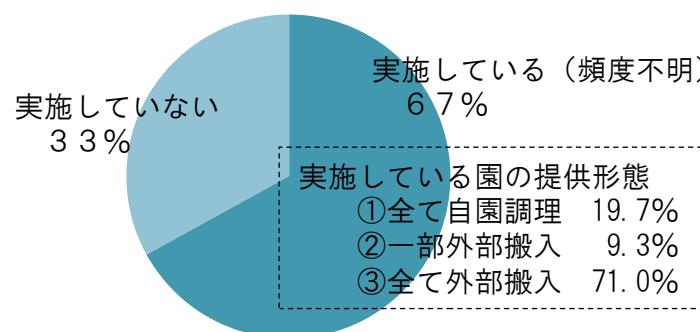
- 保育認定の公定価格の設定については、土曜日を含めた年間約300日間の開所を基本とし、それ以外の日曜日等の開所及び夜間保育については加算により設定することとしてはどうか。
- 教育標準時間認定の公定価格の設定については、1学年39週（約220日程度）の開所を基本としてはどうか。その際、夏期休業等の長期休業期間中であっても、研究や研修等が行われている点を踏まえて、職員の人件費・管理費については、年間を通じて算定することとしてはどうか。

給食費の取扱いについて

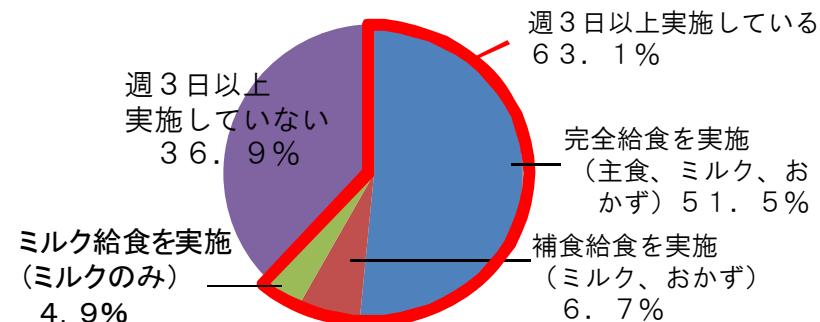
【検討の視点】

- 保育認定（2号・3号）の子どもに係る食事の費用について、どのように考えていくか。
特に、3歳以上の保育認定（2号）については、公定価格上、現在、副食に係る費用のみを評価し、主食については実費徴収としているが、利用者負担との関係を含め、この取扱いについて、どう考えるか。
※ 保育所運営費の算定上、3歳未満児は主食及び副食、3歳以上児については副食に対応している。
(注) 3歳未満児と3歳以上児の保育料（徴収金基準額）については、第1階層（生活保護世帯等の無料世帯）を除き3歳以上児が3,000円低くなっているが、これは主食の取り扱いに対応したもの。)
- 教育標準時間認定（1号）の子どもに係る食事については、新幼保連携型認定こども園の認可基準に係る議論では園の判断によることとされたが、幼稚園における取り扱いを含め、食事の提供に係る費用について、どのように考えていくか。
(現行の私学助成の取扱い)
各都道府県における私学助成は経常経費を広く補助対象とし、自園調理する場合の専任調理員の人事費や外部搬入する場合の委託料を実際の交付額から支出することが認められている。また、事務職員数に調理員の数を含めて補助を行っている例もある。

(参考：幼稚園の給食実施状況)



(経営実態調査)



(平成22年 学校給食実施状況等調査)

<主なご意見>

- ・ 保育所における3歳以上児の主食は、制度創設当初から各家庭から持参することを前提とした単価設定になっているが、社会の変化に対応し、主食も含めた公定価格にすることが適当。
- ・ 教育標準時間認定を受ける子どもの給食の費用についても、保育認定を受ける子どもと同様に公定価格上評価すべき。
- ・ 家庭的保育事業についても、自園調理を前提とする以上、給食の費用は保育所と同様にすべき。
- ・ 給食費については本来は実費徴収の扱いかと思うが、公定価格の中で対応するのであれば、1号認定こどもについても同様の取り扱いにしないとおかしい。
- ・ 公平性が大事であり、幼保間で同様の取り扱いとすべき。
- ・ 給食費については実費徴収が妥当ではないか。お弁当のみの幼稚園は公費支援が無いので、給食費も公費支援の対象とした場合、バランスがとれない。
- ・ 多くの幼稚園で給食が行われているが、これに公費を投入するのであれば、主食・副食は保護者から実費を徴収し、調理員は公定価格の対象とすべき。
- ・ 給食費(食材料費)だけではなく、給食の実施にかかる全てのコストを明らかにして、公費支援と実費徴収の負担割合を考えるべき。
- ・ 給食費(食材料費)については、実費徴収で対応するのが自然ではないか。
- ・ 給食の取扱いに関して、例2は保育の現状より後退することになるため、認められない。例4が望ましいと考える。
- ・ 給食費の取扱いについては例4が良いと思うが、多子世帯との関係を踏まえ、全体のバランスをどうとるかが大事。
- ・ いずれの案にするにせよ、現在よりも負担が大きくならないようにして頂きたい。

[検討例]

- 納食材料費について、現状では、
 - ・ 保育所については、保育所運営費の算定上、3歳未満児は主食費及び副食費、3歳以上児については副食費に対応したうえで、第1階層等（生活保護世帯等）の利用料無料世帯を除き保育料として徴収し、3歳以上児の主食費については実費徴収等によりその費用を徴収している。
 - ・ 幼稚園については、実施している場合にその費用を実費徴収又は保育料として徴収している。
- いずれにおいても、原則、各家庭から給食材料費を徴収しているが、これを踏まえ、公定価格等の設定に当たっては、例えば以下のような対応が考えられるのではないか。（教育標準時間認定は給食を実施している施設における対応）

例1 現状どおり。

※ その上で、低所得世帯に対しては「実費徴収に係る補足給付」により支援を行う。（保育認定の3歳以上児の主食費及び教育標準時間認定の主食費・副食費）

例2 保育認定・教育標準時間認定のいずれも公定価格の対象とはせず、実費徴収を行う。

※ その上で、低所得世帯に対しては「実費徴収に係る補足給付」により支援を行う。（保育認定及び教育標準時間認定の主食費・副食費）

※ また、保育認定に係る利用者負担額について給食材料費相当額を減額（3歳以上児は4,500円程度（副食費）、3歳未満児は7,500円程度（主食費・副食費））

例3 教育標準時間認定の副食費を保育認定と同様に公定価格の対象とする。

※ その上で、低所得世帯に対しては「実費徴収に係る補足給付」により支援を行う。（保育認定の3歳以上児の主食費及び教育標準時間認定の主食費）

※ また、教育標準時間認定に係る利用者負担額について給食材料費相当額を増額（4,500円程度（副食費））

例4 保育認定・教育標準時間認定いずれも主食費を含めて全て公定価格の対象とする。

※ そのうえで、満3歳以上の保育認定及び教育標準時間認定に係る利用者負担額について給食材料費相当額を増額（保育認定は3,000円程度（主食費）、教育標準時間認定は7,500円程度（主食費・副食費））

- また、調理員の人工費等（給食を委託する場合の費用）については、
 - ・ 保育認定の場合は、現行の保育所における取り扱いと同様に施設・事業の規模に応じて調理員の人工費等を評価することとしてはどうか
 - ・ 教育標準時間認定の場合は、給食を提供している場合の実施状況に応じた加算として、調理員の人工費等を評価することとしてはどうか。
- * 居宅訪問型保育事業を除く。（訪問先の居宅において保育を提供する事業形態となるため、認可基準上、保育者による調理・食事の提供は行わないこととされている。）

【対応方針案】

- 給食材料費の取扱いについては、保育所、幼稚園のいずれにおいても、原則、各家庭から給食材料費を徴収している現状を踏まえ、例1の現状通りとすることとしてはどうか。
- また、調理員の人工費等（給食を委託する場合の費用）については、上記の通りとすることはどうか。

障害児の受け入れ促進について

【検討の視点】

- 特定教育・保育施設については、従来の財政支援措置により対応することを基本とするか。
※幼稚園：国の私学助成に基づく特別補助（特別支援教育経費）により、障害児2人以上在園する園に対し財政支援
保育所：重度障害・軽度障害・発達障害の児童2人につき保育士1人の配置等となるよう地方交付税措置
- 今回の法改正で財政措置が新設された地域型保育事業については、障害児の受け入れを促進していくために必要な措置を講じていくこととするか。

＜主なご意見＞

- ・ 地域型保育事業における障害児の受け入れについて、保育所における障害児保育の場合、障害児2人に対して1人分の加算となっているが、重症心身障害を持つ利用者はそこまで多くはならないことが想定されるため、マンツーマンでの対応を含めて、障害の程度によって加算額を変える柔軟な設定にしていただきたい。
- ・ 障害児の受け入れについて、応諾義務を踏まえた体制の確保が必要であり、地方自治体が障害児保育事業を実施する上で、国としての方針を示すべき。
- ・ 障害児保育事業については、一般財源化され、市町村により取り扱いが異なっているが、全ての市町村で同様に実施が行われるよう、その取り扱いについて検討して頂きたい。
- ・ 家庭的保育事業の障害児の受け入れについては、市町村により対応が様々であり、また、低年齢児が対象であることから、成長の段階で障害に気付くことがある。対応に当たっては専門機関との連携が必要であり、加算措置による対応の検討が必要。
- ・ 幼稚園の預かり保育を利用する子どもの中にも配慮が必要な子どもがいるため、その場合の支援も必要。
- ・ 保育所等訪問支援のように、保育所に限らず全ての施設における支援の枠組みは重要。
- ・ 発達に応じた手当や、障害の程度に応じて加算額を変更するような仕組みも必要。
- ・ 障害は早期の発見が重要であるため、地域型保育事業にも障害に気付いた時点で対応ができる仕組みの導入が必要。
- ・ 補助方式の統一が難しいのであれば、基準を統一することが必要であり、アレルギーや虐待児、困難を抱える保護者など対象を拡充していくことも検討すべき。
- ・ 交付税の不交付団体は、財源が厳しいながらも障害児保育に取り組んできている。地域型保育でも障害児保育を推進するのであれば見合うだけの費用が必要。
- ・ 家庭的保育事業を利用するグレーゾーンの子どもの中には、3歳以降も引き続き家庭的保育事業の利用を希望する場合があるため、こうしたケースの加算の仕組みも検討して頂きたい。
- ・ 保育所等訪問支援について、すばらしい事業だと思うので更に進めていくべき。
- ・ 保育所等訪問支援は、地域での助言・指導という点で有効に活用されており、放課後児童クラブなどでも活用して切れ目ない支援をしていただきたい。
- ・ どの施設・事業でも障害児への対応をしていくことが必要であり、地域型保育事業も職員配置の手当などにより障害の受け入れを支援すべき。
- ・ 保育所等訪問支援は、地域子育て支援拠点事業や一時預かりにも来てもらえる。ネットワークとしてどのように支援していくかという観点も必要。
- ・ 全ての子どもへの支援と障害児固有の施策の双方を推進していくことが必要。
- ・ 小規模保育など地域型保育事業における障害児の受け入れについて、規模に配慮して、障害児1人でも0.5人分の保育士の加配を認めるといった対応はできないか。
- ・ 小規模保育等の障害児保育加算について、対応方針案に賛成

【対応方針案】

- 特定教育・保育施設については、従来の財政支援措置により対応することを基本としてはどうか。
その際、幼稚園は私学助成として都道府県の、保育所は交付税措置により市町村の責任のもと実施されている点等を踏まえつつ、施設での障害児の積極的な受け入れが可能となるよう適切な支援を求めていくこととしてはどうか。
- その上で、障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる特定教育・保育施設において、主に地域の子育て支援・療育支援を担う主幹教諭、主任保育士等が、地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合、地域の子育て支援・療育支援を補助する職員（非常勤）の配置（障害の程度に応じて加配）を可能とすることとしてはどうか。
- また、地域型保育事業において障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合、質の改善に関する検討を踏まえ、当該子ども2人につき保育士1人の配置が可能となるような費用（当該子どもが1人の場合はその半分）を加算することとしてはどうか。

(参考)

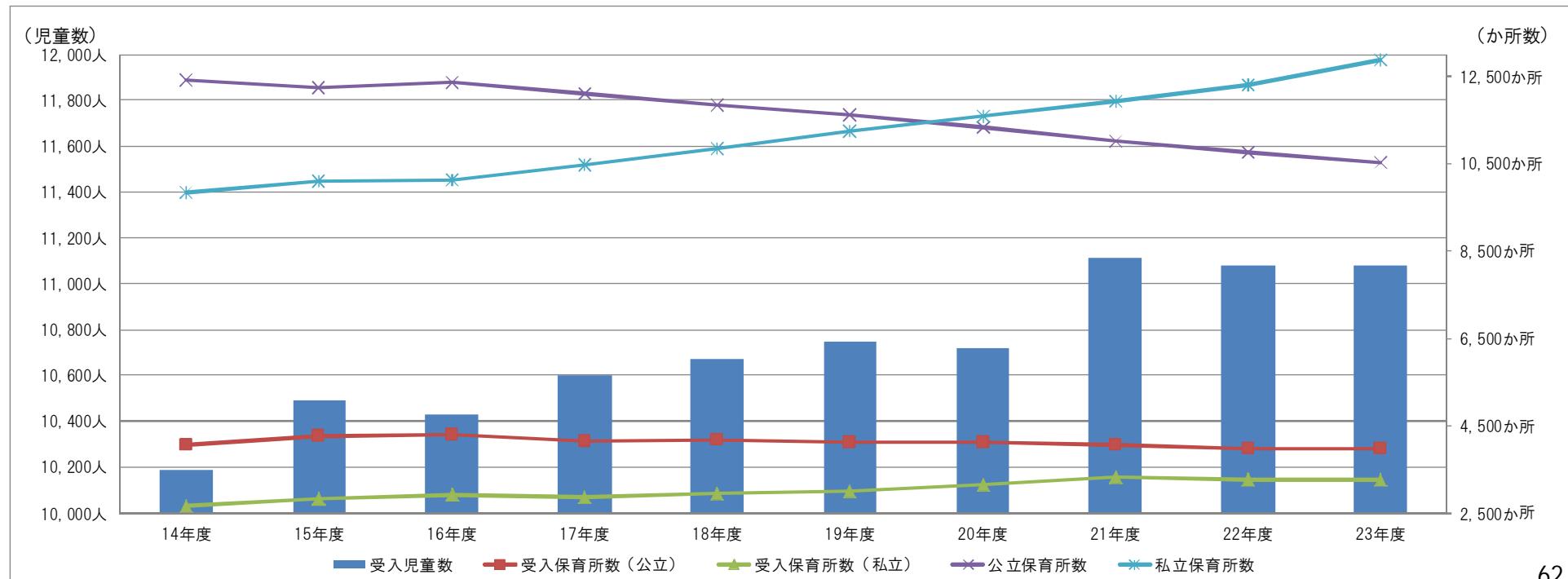
- 幼稚園特別支援教育経費の推移

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度(案)
国庫補助予算(千円)	2,706,000	2,720,000	2,946,000	3,043,000	3,165,000	4,021,000	4,361,000
都道府県補助額(千円)	5,925,446	6,422,751	7,148,564	7,916,640	8,444,224	—	—
補助人数(人)	8,203	8,909	9,857	10,903	11,717	—	—

(参考)

障害児保育の実施状況の推移

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
保育所数	22,268か所 (100.0%)	22,354か所 (100.0%)	22,490か所 (100.0%)	22,570か所 (100.0%)	22,699か所 (100.0%)	22,848か所 (100.0%)	22,909か所 (100.0%)	22,925か所 (100.0%)	23,069か所 (100.0%)	23,385か所 (100.0%)
公立	12,426か所 (55.8%)	12,246か所 (60.1%)	12,358か所 (59.7%)	12,090か所 (53.6%)	11,848か所 (52.2%)	11,602か所 (50.8%)	11,327か所 (49.4%)	11,009か所 (48.0%)	10,760か所 (46.6%)	10,515か所 (45.0%)
私立	9,842か所 (44.2%)	10,108か所 (39.9%)	10,132か所 (40.3%)	10,480か所 (46.4%)	10,851か所 (47.8%)	11,246か所 (49.2%)	11,582か所 (50.6%)	11,916か所 (52.0%)	12,309か所 (53.4%)	12,870か所 (55.0%)
障害児受入保育所数 (特別児童扶養手当支給対象児)	6,722か所 (100.0%)	7,102か所 (100.0%)	7,200か所 (100.0%)	6,995か所 (100.0%)	7,130か所 (100.0%)	7,120か所 (100.0%)	7,260か所 (100.0%)	7,376か所 (100.0%)	7,221か所 (100.0%)	7,145か所 (100.0%)
公立	4,064か所 (60.5%)	4,265か所 (60.1%)	4,295か所 (59.7%)	4,145か所 (59.3%)	4,175か所 (58.6%)	4,124か所 (57.9%)	4,120か所 (56.7%)	4,066か所 (55.1%)	3,971か所 (55.0%)	3,802か所 (53.2%)
私立	2,658か所 (39.5%)	2,837か所 (39.9%)	2,905か所 (40.3%)	2,850か所 (40.7%)	2,955か所 (41.4%)	2,996か所 (42.1%)	3,140か所 (43.3%)	3,310か所 (44.9%)	3,250か所 (45.0%)	3,343か所 (46.8%)
受入障害児数 (特別児童扶養手当支給対象児)	10,188人	10,492人	10,428人	10,602人	10,670人	10,749人	10,719人	11,113人	11,080人	10,921人
(軽度障害児を含む実障害児数)	-	-	-	(31,026人)	(33,486人)	(35,157人)	(39,557人)	(41,399人)	(45,369人)	(48,065人)



障害児保育の現状について

ア. 障害児保育にかかる職員の加配(一般財源化)

- 昭和49年度から平成14年度まで、障害児保育を行う保育所に対し、特別児童扶養手当支給対象児童4人に対し、保育士を1人配置できるよう、補助を行っていた。
- 平成15年度以降、当該事業が一般財源化され、特別児童扶養手当支給対象児童4人につき保育士1人の配置を地方交付税算定対象とした地方財政措置を行うこととなった。
- 平成19年度、障害の程度が重い児童以外にも特別な支援が必要な児童が、保育所に多数受け入れられていたことから、地方交付税の算定対象を軽度障害児に広げ、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人の配置とする要望を行い、地方交付税を拡充した。



イ. 職員の資質向上

障害児保育担当者研修会(特別会計)

保育の質の向上のための研修事業の実施(安心こども基金)

ウ. 障害児受け入れに必要な施設の改修等(保育対策等促進事業費:特別会計)

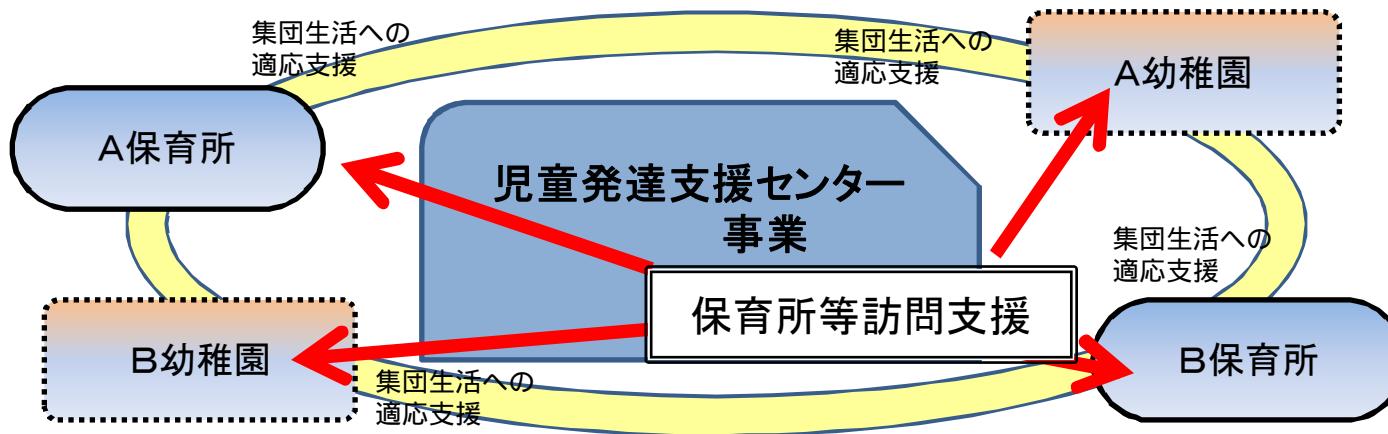
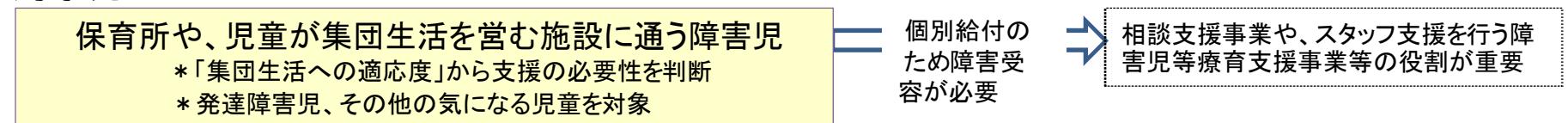
保育環境改善事業(保育所障害児受入促進事業) 補助単価100万円(補助率1/3)

保育所等訪問支援の概要

事業の概要

- 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

対象児童



訪問先の範囲

- 保育所、幼稚園、認定こども園
- 小学校、特別支援学校
- その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

提供するサービス

- 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等
 - ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)
- 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

その他

- 公定価格上、質の改善のために検討すべき項目として、どういった項目が考えられるか。
検討例①：研修の充実
検討例②：保幼小の連携強化

<主なご意見>

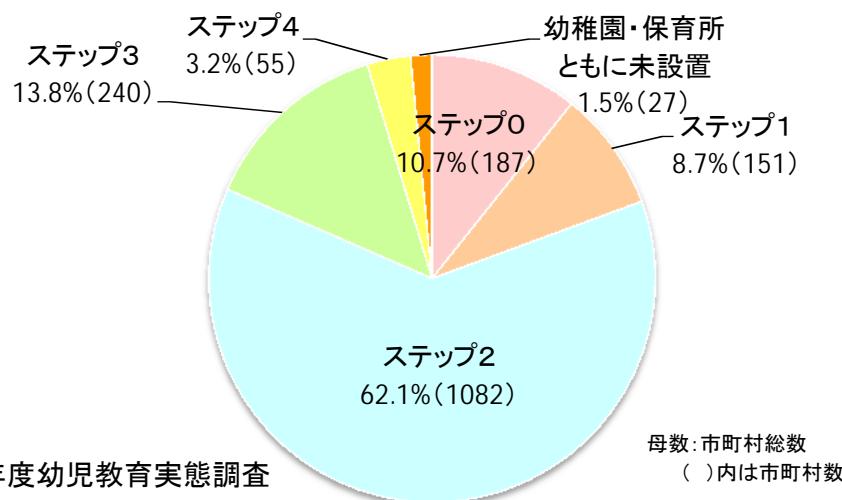
- ・ 保育要領に基づき質の向上に資する取り組みを行っている施設に加算するなど、保育要領と整合性をもって設定していくことが必要。
- ・ 研修、保幼小の連携強化については加算での対応が必要。
- ・ 研修の充実は基本中の基本であり、施設類型を超えた合同の研修により、情報を共有し学び合うことも大事なこと。
- ・ 研修は全ての施設・事業で必要であり、受講費や代替職員の配置を支援していただきたい。
- ・ 教育委員会には幼稚園担当の指導主事がいるが、今後、幼稚園だけではなく、保育所や認定こども園を含め支援していくなど、研修や保幼小の連携を支援していく行政の体制整備や当該支援に係る取組を公定価格に反映していくことも重要。
- ・ 保幼小連携は大事だが中々できていないところもあるため、もう少し進められるようにしていただきたい。
- ・ 小学校との滑らかな接続のためには、研究・研修を積み上げていくことが必要であり、合同で研修を受けるなどの連携も必要。
- ・ 取り組みが先行している自治体からヒアリングすることにより方策を検討することも考えられるのではないか。
- ・ 保幼小連携は本来して頂きたいことであり、施行時にはステップに応じて加算するなどインセンティブをかけて支援していくことが必要だが、普及すればなくしていくなど時限的な要素も有用ではないか。
- ・ 保幼小連携について、今回、せっかく文科省と厚労省が一緒になってやっているので、カリキュラムを作成するなど、お金をかけずに進めていってはどうか。
- ・ 研修代替要員の確保について、研修費そのものを対象にすることも可能とすべき。
- ・ 研修の充実も必要であるが、時間外に一斉研修を実施する場合もあることから、代替要員の確保のみならず、研修の受講費用等についても充てることができ柔軟性のある仕組みとすべき。
- ・ 研修については代替職員のみならず、研修費用そのものも入れるべき。
- ・ 所定労働時間外に研修を行う場合の手当に充てられたとした点について賛成。

【対応方針案】

- 質の改善に関する検討を踏まえ、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、研修の充実のために、保育教諭、保育士等1人につき年間2日間分の研修機会を確保できるよう、代替職員の確保等に係る費用を公定価格に組み込むこととしてはどうか。
 - ※ 年間5日間分の研修機会の確保に係る費用については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向
 - ※ 当該費用については、所定労働時間外に研修を行う場合の手当として支給することとしてはどうか。
- また、同じく質の改善に関する検討を踏まえ、公立幼稚園における先行的取組と同様に、小学校との接続を見通した活動を行う私立幼稚園、保育所、認定こども園における保幼小連携の取組の推進するため、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、必要な費用（事務経費）について、加算措置を講じることで取組を促していくこととしてはどうか。
 - ※ 事務経費に加え、非常勤講師等1名（週3日）の確保に係る費用については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向

(参考) 保幼小連携・接続の状況

- 各市町村における幼稚園・保育所の学校教育・保育と小学校教育との連携・接続の状況については、「ステップ2」が62.1%(1,082市町村)と最も多く、「ステップ3」、「ステップ0」、「ステップ1」、「ステップ4」と続く。



出典: 平成24年度幼児教育実態調査

連携から接続へと発展する過程のおおまかな目安
(幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(平成22年11月11日 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議))

- ステップ0: 連携の予定・計画がまだ無い。
- ステップ1: 連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。
- ステップ2: 年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。
- ステップ3: 授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。
- ステップ4: 接続を見通して編成・実施された教育課程について、実施結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。

3. 管理費に係る事項について

減価償却費、賃借料の取扱いについて

【検討の視点】

- 公定価格においては、施設基準を考慮して設定する整備費用と施設運営における減価償却費等の全国的な状況を踏まえた上で、賃貸借の形態により設置された施設の賃借料への対応も考慮しつつ、設定する必要があると考えられるが、実際の組み込み方について、どのように考えるか。その際、地域差などについては、どのように考えるか。
- 新幼保連携型認定こども園、保育所については、国会の附帯決議において児童福祉法に基づく新たな交付金による施設整備補助との適切な組み合わせが求められており、どのような形で具体化していくか。
- 幼稚園については、施設整備費補助の負担割合や補助を受けた施設が保育所に比べて相対的に低く、経常経費等の中で対応していると考えられるなど、現在の対応を踏まえ、公定価格において評価していくことが考えられるのではないか。

【主なご意見】

- ・ 保育所の多くは近い将来に改築期を迎えることから、給付費上の減価償却費相当額のみでは対応が困難であり、施設整備費補助の存続が必要。なお、施設整備費補助を受けるに当たっては、減価償却費相当額として補助された額を減算するなどの方式が考えられるのではないか。
- ・ 減価償却費と施設整備費補助との関係について、早く示して頂きたい。
- ・ 幼稚園については、現行、施設整備に要する費用の多くを自己資金により賄っているところであり、設定に当たっては、幼保間の施設整備に係る負担が公平になるようにすべき。
- ・ 土地を賃借している場合であっても、運営者は運営費から出すしかないと、その点への配慮ができないか。

【対応方針案】

- 幼保連携型認定こども園、保育所等については、待機児童解消加速化プランなど現行の施設整備費補助等との整合性を踏まえつつ、質の改善事項における取り扱いに対応し、施設整備費補助の対象外法人や賃貸方式の施設・事業に対し減価償却費の一部を給付費の加算として実施してはどうか。その際、施設整備費補助の水準等を踏まえて設定することとしてはどうか。
なお、施設整備費補助は地域別に異なる補助基準額を設けていることから、減価償却費、賃借料の設定に当たっても、現在の施設整備費補助の地域等を踏まえて設定することとしてはどうか。
- 幼稚園については、現在の対応を踏まえて、幼保間の施設整備に係る負担の公平性を確保する観点も考慮し、減価償却費等の一部を公定価格において評価することとしてはどうか。

第三者評価の費用の取扱いについて

【検討の視点】

- 現在、保育所について、第三者評価の受審を推進することが求められているほか、確認制度の議論では、全ての施設・事業について、学校関係者（保護者等）評価、第三者評価の受審に努めることとされたが、受審を進めていくために必要な受審料などのコストの取扱いについて、公定価格の中でどう考えていか。また、受審率の目標について、どのように考えていくか。

<主なご意見>

- ・ 第三者評価の実施を努力義務として推進するためには、受審した場合の費用の加算又は一定の年限の間での定期的な受審を義務化し、必要なコストを公定価格に反映することが必要。
- ・ 第三者評価の費用を補助することにより受審率を高められる。
- ・ 第三者評価の評価機関が減っていることも受審率が伸びない要因。受審にインセンティブが入るよう児童養護施設等の措置費の取組も参考にしていくことが必要。
- ・ 質の向上という観点から、全ての事業者が受審できるように補助があることが望ましい。
- ・ 3年では経費が多く必要だが、10年では長すぎるため、5年程度が妥当ではないか。
- ・ 多額の公費が投入されるという点からも、評価基準を明確にし、5年間での評価の受審、評価結果の公表を強く望む。
- ・ PDCAサイクルを活用しながら改善していくという点を踏まえると、5年や10年では長すぎる。本来は毎年行うことが必要だがせめて3年に1回の受審が必要。
- ・ 第三者評価の評価結果を保護者が見られるということが重要であり、受審と評価結果の公表はセットで行われるべき。

【対応方針案】

- 第三者評価の受審を進めていくために、質の改善に関する検討を踏まえ、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、5年に1度の受審が可能となるよう、第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審料の半額程度を公定価格上評価することとしてはどうか。

※ その上で、保育所における受審率については、まずは、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの5年間で全ての事業者において受審・公表が行われることを目標としてはどうか。

また、保育所以外の施設・事業については、現在、第三者評価に当たっての統一的な枠組みがないことから、評価主体の育成方策等の枠組みづくり等と併せて更に検討してはどうか。

※ 児童養護施設等（3年に1度の受審が義務付け）と同様に、3年に1度の受審が可能となるような形での受審料の補助（全額補助）については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向

公認会計士等による監査の費用の取扱いについて

【検討の視点】

- 現在、私学助成の交付を受ける幼稚園については、公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査が義務付けられているが、公費の透明性確保の観点から、施設型給付を受ける場合の外部監査等の実施に必要なコストの取扱いについて、公定価格の中でどのように考えていくか。
- ※ 私学助成については、建学の精神に基づき運営される私立学校としての自主性を尊重しながら運営に係る経常経費等に対して助成が行われており、その性格上、使途の制限等は行っていない。一方で、公費である私学助成の交付を受けることから、私立学校振興助成法に基づき、公認会計士又は監査法人による監査が義務付けられている。（助成額が少額（1000万円以下）の場合は所轄庁の許可を得た上で、この限りではないこととされている。）

（参考）私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）

第14条 第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。

3 前項の場合においては、第1項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であつて、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

※ 私立保育所に対しては、新制度においても委託費として支払われることから、その使途の取り扱いや、会計に関する指導監督のあり方について、今後、現行制度における対応等を踏まえて検討していく必要がある。

* 現行の保育所運営費は、保育所に対する委託費として支払われており、その性格上、一定の使途の制限や都道府県等による財務諸表等の監査が行われている。

【主なご意見】

- ・ 公認会計士等による外部監査を義務付けるべき。義務付けが困難なら、外部監査を実施した場合の費用を加算で対応すべき。
- ・ 公認会計士による監査を続けることは良いが、保育所では現在自治体による監査指導が行われており、重複して検査を受けることになることは避けるべき。
- ・ 公認会計士等による外部監査を受けることは当然。
- ・ 幼稚園について現在の私学助成による取り扱いを踏まえて公定価格で評価していくことは重要。なお、保育所については、現状自治体としてしっかりと監査を行っている。
- ・ 行政委託の仕組みではない、幼稚園や認定こども園については、使途制限を受けないことを明確に示していただきたい。

【対応方針案】

- 施設型給付を受ける幼稚園、認定こども園が外部監査（公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査）を実施した場合のコストについて、現在の私学助成の取り扱いを踏まえ、公定価格上評価してはどうか。
- ※ 施設型給付・委託費の使途の取り扱いや会計に関する指導監督のあり方については、今後、現行制度における対応等を踏まえて検討が必要。（その際、外部監査と自治体による会計監査との重複についても配慮）

・各種加算に関する検討の視点

【検討の視点】

- 政策的な対応として、基本部分とは別に加算措置を設けることについて検討が必要ではないか。
- 現行の保育所運営費における加算の仕組みを参考して検討する際は、画一的な費用として基本部分に組み込むものと、地域特性や経費の性質等を踏まえて加算として実施するものとに分類して検討していく必要があるのではないか。
※ 介護保険制度や障害福祉制度について、制度改正以前の社会福祉施設の措置費制度下では、保育所運営費と同様の加算が設けられていたが、制度改正により包括的な報酬体系とした際に加算の整理が行われている。

⇒以下の表は、現行の保育所運営費の加算について、検討の際の参考となるよう性質ごとに分類したもの。

※ 各加算の（ ）内の数値は、保育所運営費による加算の実施率（保育課調べ（24年度）（私立））

	<所在する地域により加算>	<事業の実施状況等により加算>	<その他>
人件費	<ul style="list-style-type: none">・寒冷地加算(約12%) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">冬期又は寒冷地の加算</div>	<ul style="list-style-type: none">・主任保育士専任加算(約83%)・入所児童待遇特別加算費(約23%)・保育所事務職員雇上費(約91%)	<ul style="list-style-type: none">・単身赴任手当加算(約0%)
人件費・物件費 (事業費・管理費)		<ul style="list-style-type: none">・民間施設給与等改善費(-)*2・夜間保育所加算(約1%)	
物件費 (事業費・管理費)	<ul style="list-style-type: none">・児童用採暖費加算(約20%)*1・事務用採暖費(約4%)・除雪費加算(約6%)・降灰除去費加算(約2%)	<ul style="list-style-type: none">・施設機能強化推進費(約50%)	

*1 児童用採暖費加算は、全施設が加算の対象であるため、構成割合は加算額の上乗せのある施設の割合により計上（「他の地域」以外の施設）

*2 民間施設給与等改善費は、全施設が加算の対象（保育所運営費の使途制限違反等があった場合に加算が停止されている場合がある。）

- 併せて、定員を恒常に超過している場合などを含めて、調整のあり方についても検討が必要ではないか。

論点1 休日保育、夜間保育の取り扱いについて

休日保育

(現状の取り扱い)

- 就労形態の多様化に鑑み日曜日、国民の祝日及び休日を含め、年間を通じて開所する保育所等に対して、休日保育事業として保育対策等促進事業費補助金による補助を行っており、保育所運営費で対応する部分（月曜日から土曜日）と休日保育事業（日曜日、国民の祝日及び休日）で対応する部分が明確に区分されている。
※ 保育所運営費による保育料とは別途、休日保育に係る利用料が徴収されている。

(新制度での取り扱い（制度改正検討時点での整理）)

- 新制度では保育認定を受ける子どもの月当たりの保育必要量を認定することとしており、曜日を定めて行うものではないことから、例えば月曜日から土曜日まで保護者が就労する家庭も、火曜日から日曜日まで就労する家庭のいずれも、認定された保育必要量の範囲で給付を受けその範囲で施設を利用することを想定している。
※ 少子化社会対策会議決定でも、休日保育は給付費等の加算として取り扱うこととしている。
- そのため、保護者の休日の就労等により認定を受けた子どもが休日に保育所等を利用する場合には、認定された必要量の範囲内において別途利用者負担を求めず、給付費等に対応した利用者負担で保育を受けることが可能となる。

【検討の視点】

- 新制度での休日保育の取り扱いについては上記の取り扱いを基本とし、加算額の設定に当たっては、保育士等の職員を休日に確保するための費用を勘案し、現在の休日保育事業による補助の水準を踏まえて設定することが必要ではないか。
- その上で、就労形態による利用曜日の違いにより子どもの処遇に違いがでることのないよう、職員配置等の水準について整合性を図っていくことが必要ではないか。
※ 休日保育事業による補助額の算定上、一部に非常勤保育士が充てられている。

夜間保育

(現状の取り扱い)

- 夜間保育所については、保護者の夜間の就労等により保育所での保育が必要な児童を対象として、一般の保育所とは別に夜間保育を専門とする保育所として認可が行われている。
 - ※ 夜間保育所数 81か所（平成25年5月1日現在）
 - ※ 設置認可に当たっては、一般の保育所の設置認可に当たっての要件に加え、以下の要件等を求めている。
 - ・概ね午後10時まで開所すること（開所時間は原則として11時間）
 - ・仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること
- 上記による認可を受けた夜間保育所に対しては、保育所運営費の加算等として、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務する態勢を確保するための人工費等の費用を支弁している。

(新制度での取り扱い（制度改正検討時点での整理）)

- 新制度では、現行と同様に就労状況等地域の実情に応じて開所時間を設定することになり、夜間保育の需要の高い地域ではこれまでと同様に夜間保育所による保育の提供が必要となる。また、前ページの休日保育と同様に夜間の保育を必要とする子どもの場合も、認定された保育必要量の範囲で給付を受けその範囲で施設を利用することを想定している。
- ※ 少子化社会対策会議決定でも、夜間保育は給付費等の加算として取り扱うこととしている。

【検討の視点】

- 新制度での夜間保育の取り扱いについては現在の取り扱いを基本とし、加算額の設定に当たっては、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務する態勢を確保するための人工費等の費用を勘案し、現在の夜間保育加算等による補助の水準を踏まえて設定することが必要ではないか。

<主なご意見>

- ・ 休日保育、早朝保育、夜間保育、病児保育などについて、いたずらに数値目標を設けて拡大することには反対。必要な限度において対応すべき。本来はワーク・ライフ・バランスを実現していくべき。
- ・ 休日や夜間については、法令上の割増賃金を担保していくことが必要。
- ・ 看護師など休日に勤務する職業もあることから、休日保育の推進が必要。
- ・ 夜間保育の利用者にはひとり親家庭や生活保護世帯などが多いなど現実的に需要がある。また、夜間であることから寝かしつけなど保育士の苦労も多いことから実態を踏んだ設定が必要。
- ・ 休日保育について、対応方針案に賛成だが、休日における給食、おやつの取り扱いや管理業務等を含めた上で単価の設定をお願いしたい。
- ・ 社会全体が24時間化していく中で、その受け皿としての夜間保育にきちんと支援していくことが重要。
- ・ 居宅訪問型保育の夜間保育加算については、夜間の割増賃金を対象とした加算とすべき。

【対応方針案】

休日保育

- 新制度での休日保育の取り扱いについては、休日保育を実施する施設に対して加算により対応することとし、その加算額の設定に当たっては、質の改善に関する検討を踏まえ、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、保育士等の職員を休日に確保するための費用を勘案し、処遇改善等、他の質改善事項との整合性も図りながら設定することとしてはどうか。

※担当職員の人事費の更なる充実については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向

夜間保育

- 新制度での夜間保育の取り扱いについては、夜間保育を実施する施設に対して加算により対応することとし、その加算額の設定に当たっては、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務する態勢を確保するための人事費等の費用を勘案し、現在の夜間保育加算等による補助の水準を踏まえて設定することとしてはどうか。

その他

- その他の加算*については、現行の取り扱いを基本として調整してはどうか。

*主任保育士専任加算、入所児童処遇特別加算費、保育所事務職員雇上費、施設機能強化推進費
(主任保育士専任加算は、別途議論されている質の改善事項における対応を踏まえて整理)

- なお、単身赴任手当加算については、現在、加算が行われている施設がほとんど存在しないため加算の設定は行わないこととしてはどうか。

論点2 地域の実情に応じた加算の取り扱いについて

(現状の取り扱い)

- 現在、保育所運営費においては、保育所の所在する地域に応じて以下の加算が行われている。

- ①児童用採暖費加算：冬季（10月～3月）の暖房に必要な経費
 - 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律に定める地域に所在する保育所及びそれ以外の地域に所在する保育所に対して、級地区分に応じて加算（全ての保育所が加算の対象）
- ②寒冷地加算：寒冷地に所在する保育所の職員に対して支給される手当
 - 国家公務員の寒冷地手当に関する法律に定める地域に所在する保育所に対して、級地区分に応じて加算
- ③事務用採暖費：北海道に所在する保育所に係る事務用の暖房に必要な経費
 - 北海道に所在する保育所に対して加算
- ④除雪費加算：豪雪地帯に所在する保育所に係る建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費
 - 豪雪地帯特別措置法の規定に基づく地域に所在する保育所に対して加算
- ⑤降灰除去費加算：降灰防除地域に所在する保育所に係る建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費
 - 活火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域に所在する保育所に対して加算

【検討の視点】

- ①～③の加算については、冬季における暖房等に必要な経費として加算を行っているが、寒冷地以外の地域においては、近年、夏期における冷房に必要な経費の需要が高まっていることから、夏期の冷房に必要な経費にも一定程度考慮することが必要ではないか。
その際、例えば、①～③の加算を整理・再編し、必要な光熱費として一定程度全国的に平準化した上で、寒冷地に手厚く配分するといった方法も考えられるのではないか。
- 一方で、④、⑤の加算については、上記と比較して地域特性の強い費用であることから、全ての施設・事業*を通じて、加算として実施することとしてはどうか。

* 居宅訪問型保育事業を除く。（居宅訪問型保育事業は訪問先の居宅において保育を提供する事業形態）

論点3 定員を恒常に超過している場合などの調整の取り扱い

(現状の取り扱い)

- 現在、保育所においては、年度途中における保育所入所を必要とする児童が発生した場合や待機児童の急増への対応として、設備運営基準の範囲内で保育所の定員を超えて児童を受け入れることを認める「定員の弾力化」の取り扱いが行われている。
- その場合であっても、定員を超過して受け入れる際に必要な職員体制を確保する観点や受け入れにあたってのインセンティブといった観点から、定員区分に基づき適用される単価により支弁されている。
※ 保育単価は定員規模が大きくなるにつれ単価が小さくなるが、例えば「定員80人」の施設に「90人」の子どもが入所している場合には、「定員区分80人」の単価により「90人分」の費用が支弁される。
- 一方で、本来、保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であり、また、実際の入所児童数に対応した単価と比較して高い単価により支弁されることから、会計検査院の指摘等を踏まえ、定員を超過している状況が恒常的に亘る場合*には、定員の見直しに積極的に取り組むこととしている。

* 連続する過去の2年度間に常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合。

(参考)定員の弾力化を実施している保育所割合

全国	指定都市	人口15万人 以上の市	人口10~15万人 未満の市	人口5~10万人 未満の市	人口5万人 未満の市	郡部
69.9%	91.2%	76.2%	73.7%	61.7%	58.6%	47.1%

※平成23年地域児童福祉事業等調査より

- また、幼稚園においても、教育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であり、国から都道府県に対する私学助成の対象となる園児数は、学則で定めた収容定員（園児数が収容定員に満たない場合は実員）を上限*としている。（なお、都道府県から幼稚園に対する補助は、都道府県の判断によって、定員超過率（収容率）に応じた減額調整を行う例もある。）* 東日本大震災により転入学した園児に係る定員超過について補助対象とする特例措置あり。

【検討の視点】

- 定員が恒常的に超過している場合における調整のあり方について、どのように考えるか。
- 検討に当たっては、定員の弾力化が待機児童解消に果たしてきた役割を踏まえつつ、定員の範囲内で受け入れを行っている施設との公平性、利用定員と市町村計画との整合性の観点等を踏まえた検討が必要ではないか。

[検討例]

- ・ 例えば、現在の取り扱いと同様、定員を超過（120%以上）している状況が恒常的（2年以上）に亘る場合には、
 - ①確実に利用定員の変更を行う。
 - ②適切な規模の定員区分による単価との差を定率で調整する。といった方法が考えられるか。

【対応方針案（公定価格上調整を行う項目）】

- 教育標準時間認定の公定価格の設定に当たっては、幼稚園教諭の配置基準を設けることとした場合、現在は幼稚園教諭の配置基準の設定がないことから、配置基準に達していない施設に配慮し、必要な経過措置等を設け調整を行うこととしてはどうか。⇒P 44 参照
 - 保育認定の公定価格の設定に当たっては、土曜日の開所に関して特段の需要がない場合など、常態的に土曜日に閉所する場合については、公定価格上、その費用を調整することとしてはどうか。⇒P 56 参照
 - 認可基準上義務付けられている事項のうち、公定価格の算定に直結する以下の事項については、基準に達していない場合（経過措置期間中の特例や離島・へき地における特例）に費用を調整することとしてはどうか。
 - ・ 幼保連携型認定こども園等における子育て支援*
 - ・ 家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業における食事の提供
 - ・ 地域型保育事業における連携施設*
 - 保育所の分園については、現在「本園と分園の定員を分けて設定」したうえで、本園と分園にまたがる経費となる部分について調整を行っているが、公定価格の設定に当たっても同様に必要な調整を行うこととしてはどうか。*その際保育所運営費とは別途、補助事業として実施されている保育所分園推進事業による補助の水準を踏まえて調整する。
- ※ 定員が恒常的に超過している場合における調整のあり方については、上記の「検討の視点」の議論を踏まえて整理。

(参考) 幼稚園の私学助成(国)の取扱い

これまでの検討においては、現行の私学助成(国)は、一般補助に加えて特別補助を設けているが、教育標準時間認定を受けた子どもの預かり保育や広く実施される子育て支援活動の補助については、福祉的要素にも鑑みて、地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業・地域子育て支援拠点事業）に位置付けることとされた。また、特に質の高い特色ある取組として先駆的に行われる教育の補助については、幼児期の学校教育の振興の奨励的な見地から、社会福祉法人の設置する幼保連携型認定こども園も対象となっている。

(制度改正検討時点での整理 (平成24年3月2日少子化社会対策会議決定)

- 学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付（仮称）を創設し、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。
- 現行の私学助成のうち、幼稚園運営の基本部分（一般補助）については、原則として、こども園給付（仮称）に統合する。
- 幼児期の学校教育における多様なニーズに対応する取組（特別補助）のうち、福祉的要素を併せ持ち、広く実施されているもの（預かり保育、子育て支援）については、その内容を見直しつつ、新システムの子ども・子育て支援事業（仮称）（一時預かり、地域子育て支援拠点）に位置付ける。
※ 現在の取組が継続できるよう、子ども・子育て支援事業（仮称）の実施要件等について教育の要素を追加するなど必要な見直しを行うとともに、広域利用の調整の在り方について検討する。その上で、万一広域利用の実態などから市町村事業として実施されない場合には、過渡的な措置として、広域的な見地から都道府県が私学助成の対象とする途を残すことを検討する。
- 一定の基準を満たす施設において行われる、特に質の高い特色ある取組として先駆的に行われるもの（例：特別支援教育、幼児期の学校教育と小学校教育の連携等のうち特に質の高い特色ある取組）については、幼児期の学校教育を振興するための奨励的な見地から私学助成で対応するが、「設置主体を問わず、同じ取組に対しては同じ支援を行う」との考え方に基づき、社会福祉法人立も含め総合こども園（仮称）を対象に追加する。

<主なご意見>

- ・ 認定こども園について、直接契約であることから、事務職員の加算を基本部分に組み入れるべき。
- ・ 幼稚園についても、事務職員の費用を検討すべきではないか。
- ・ 主任保育士専任加算や、事務職員雇上費加算は、基本部分に本来あるべきではないか。
- ・ 職員の常勤・非常勤の別、経験年数等については、公定価格への反映を検討すべき。
- ・ 除雪費について、数十年前に設定されたものであり、その後の市町村合併等により、現在の実情と合わなくなっている部分もあるのではないか。
- ・ 定員を恒常に超過している場合の減算措置の検討に当たっては、これまで保育所が入所の希望をかなえるために行ってきました、定員弾力化の取り組みが阻害されないようにすべき。
- ・ 地域型保育事業の障害児に係る加算について、障害程度によりマンツーマン対応等、加算の区分を設けて検討すべき。
- ・ 障害児の定義を明確にすべき。
- ・ 近年は猛暑により夏場はエアコンが必需品であり、そのような経費とあわせて採暖費については一考すべきではないか。
- ・ 定員超過の場合には公定価格の定率の調整ではなく、確実に利用定員の変更を行っていくことが妥当。

. その他の論点について

【概要】

- 上記Ⅰ～Ⅲの検討を行いつつ、その上で、以下のような施設・事業ごとの論点について検討・整理していくことが必要。

【主な事項】

1. 保育所、幼稚園、認定こども園に係る事項について 施設ごとに求められる職員の配置との関係について

【検討の視点】

- 公定価格の設定に当たっては、法律上、認定区分を勘案して設定することとされており、その際、必要な職員の配置水準を考慮することが必要となる。（P46参考1を参照）
- 幼稚園・認定こども園については、学校歯科医・学校薬剤師が必置となっており、保育所については必置となっていないが、これをどう考えていくか。
- 新幼保連携型認定こども園については、教育標準時間認定（1号）の子どもと保育認定（2号・3号）といった生活時間帯が異なる子どもが同時に就園することや、児童福祉法に基づく措置の対象施設であること等を踏まえ、園長を補佐する管理職（副園長又は教頭）の配置について、どう考えていくか。

【参考】園長・施設長（常勤職員）の配置状況（経営実態調査）

①幼稚園

園長（常勤）	全 体	幼稚園(認定こども園以外)	幼保連携型	幼稚園型
私 立	0. 9人	0. 9人	0. 9人	1. 0人
公 立	0. 8人	0. 8人	0. 6人	—

②保育所

施設長（常勤）	全 体	保育所(認定こども園以外)	幼保連携型	保育所型
私 立	1. 0人	1. 0人	0. 9人	1. 0人
公 立	1. 0人	1. 0人	1. 0人	1. 0人

<主なご意見>

- ・保育所と認定こども園の間で、公定価格、職員配置基準に格差をつけるべきではない。
- ・施設類型により、養護教諭と看護師・保健、栄養教諭と栄養士など資格や職名が異なっているが、役割等が類似する職種については弾力的な対応が必要。
- ・園長を補佐する管理職の配置については、施設類型にかかわらず共通の課題とすべき。
- ・副園長や主任等はキャリアアップの仕組みとの関係でも重要。
- ・認定こども園の福祉的な要素を強化するためにも社会福祉士、ソーシャルワーカーの配置なども検討すべき。また、ライフラインとしての機能も必要であり台風等の際でも対応しているところを評価することなども検討すべき。
- ・副園長をおいた場合に、加算ができるような仕組みの検討も必要。
- ・幼稚園では学校医・歯科医・薬剤師の手当に苦労しているため、公定価格上手当が必要。
- ・幼保連携型認定こども園と保育所の給付額の差は基本額にインセンティブを含めるべきではなく、実際に配置した場合などに加算をするべき。
- ・地域型保育事業にも施設長の配置が必要。

子育て支援機能について

【検討の視点】

- 認定こども園については、子育て支援事業の実施が義務となっていることを踏まえ、給付の本体に組み込む形により公定価格を設定することを基本とするか。
- 現在、幼稚園、保育所、認定こども園の中でも、子育て支援として、積極的に地域子育て支援拠点事業を実施している施設があることを踏まえ、こうした取り組みを継続することが必要ではないか。
- また、それ以外の形態により子育て支援を実施している場合、実施状況等に幅があることを踏まえつつ、検討していくことが必要ではないか。また、類似の性格を有する地域子育て支援拠点事業との関係についても整理することが必要ではないか。
- 幼稚園、保育所については、子育て支援が努力義務とされているが、幼稚園、保育所が認定こども園に対して求める地域子育て支援活動と同様の活動を実施する場合には、公定価格においてどのように対応していくか。
※その際、現行の財政支援措置との関係について整理することが必要
- 幼稚園について、私学助成（子育て支援活動の推進）からの円滑な移行をどう考えていくか。

⇒ 認定こども園、幼稚園、保育所における子育て支援の実施状況については、P 82 以降を参照

＜主なご意見＞

- ・ 認定こども園への評価について、国民から見た場合の視点を踏まえて、求められる高い機能に相応しい給付上の対応をすべき。
- ・ 子育て支援機能については、施設類型別の教育・保育に関する要領又は指針に定める機能を基本に給付額を設定すべきと考えるが、例えば、保育所事業として実践を積み重ねてきた「地域子育て支援センター事業」が、事業の普及・内容の充実とともに「地域子育て支援拠点事業」として法定化された経緯があるため、子育て支援機能のあり方については、そのような事業との整合性を図ることが基本と考える。
- ・ 幼稚園で行われてきた子育て支援についても、これまでの取り組みが継続できるよう公定価格上、しっかりと評価すべき。
- ・ 子育て支援を実施している場合に加算するなどの方式が良いのではないか。
- ・ 認定こども園に対しては子育て支援機能の評価が必要。
- ・ 幼稚園、保育所の子育て支援の取り組みも支援していくことが必要。
- ・ 実際には、サンプル調査以上に、多くの幼稚園で子育て支援活動は行われている。
- ・ 子育て支援は通常業務として日常における対応が重要であり、保護者との連絡帳のやりとりや、送迎時の対応等についても正当に評価されるべき。
- ・ 在宅家庭への支援を認定こども園、幼稚園、保育所が連携しながら進めていくことが必要であり、地域の子育て支援を行った場合には加算で評価していくことが必要。
- ・ 幼稚園、保育所も地域の子育て支援にしっかりと取り組んでおり、こうした取組を評価することが必要。
- ・ 幼稚園・保育所と幼保連携型認定こども園の公定価格について、同じ教育・保育内容に対する公定価格に差を付けないということは理解できるが、幼保連携型認定こども園への移行の促進という観点も必要ではないか。
- ・ 幼稚園・保育所等の療育支援の取り組みについて、本来は、ソーシャルワーカーが担うべき役割であって、これ以上主任保育士等の業務を増加させると現場が混乱するのではないか。

【対応方針案】

- 質の改善に関する検討を踏まえ、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、以下のように対応することとしてはどうか。

<認定こども園>

- 認定こども園については、子育て支援事業の実施が義務となっていることを踏まえ、保育所における主任保育士専任加算と同様に、すべての施設において主幹保育教諭等が主に地域の子育て支援・療育支援を担うこと（専任化）を可能とするための講師の人事費、子育て支援事業に必要な活動費を給付本体に組み込む。
- その上で、障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園において、当該主幹保育教諭等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の子育て支援・療育支援を補助する職員（非常勤）の配置（障害の程度に応じて加配）を可能とする加算措置を講ずる。

※ 活動費の更なる充実等については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向

<幼稚園>

- 幼稚園については、子育て支援事業の実施が努力義務となっていることを踏まえ、保育所における主任保育士の専任加算と同様に、主幹教諭等が主に地域の子育て支援・療育支援を担うこと（専任化）を可能とするための講師の人事費、子育て支援事業に必要な活動費を加算措置として講ずる。
- その上で、障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる幼稚園において、当該主幹教諭等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の子育て支援・療育支援を補助する職員（非常勤）の配置（障害の程度に応じて加配）を可能とする加算措置を講ずる。

※ すべての施設における主幹教諭等の専任化等については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向

<保育所>

- 保育所については、子育て支援事業の実施が努力義務となっていることを踏まえ、現行の主任保育士の専任加算措置に加え、子育て支援事業に必要な活動費を加算措置として講ずる。
- その上で、障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる保育所において、当該主任保育士が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の子育て支援・療育支援を補助する職員（非常勤）の配置（障害の程度に応じて加配）を可能とする加算措置を講ずる。

※ すべての施設における主任保育士等の専任化等については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向 81

(参考) 認定こども園、幼稚園、保育所における子育て支援の実施状況

①地域子育て支援拠点事業の実施状況

○ 調査結果をみると、幼保連携型・保育所型認定こども園及び保育所では「地域子育て支援拠点事業」の実施割合が高い傾向にある。

	施設数 A	拠点事業 実施施設数 B	実施率 C(B/A)
幼保連携型	486か所	76か所	15.6%
幼稚園型	272か所	1か所	0.4%
保育所型	121か所	36か所	29.8%
地方裁量型	30か所	0か所	0.0%
幼稚園	12,412か所	40か所	0.3%
保育所	23,104か所	2,793か所	12.1%
合計	36,425か所	2,946か所	8.1%

A 平成24年度の施設数（総数）

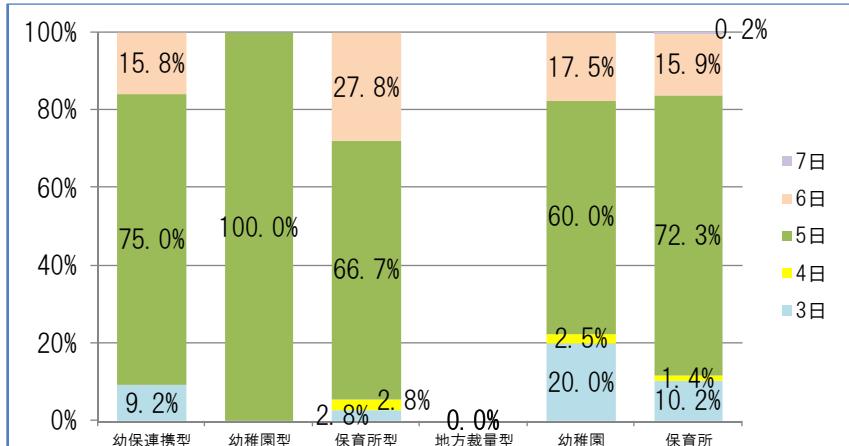
※「幼稚園」、「保育所」には、認定こども園を構成する施設は含まれていない。

B 平成24年度の地域子育て支援拠点事業（国庫補助事業）の実施施設数

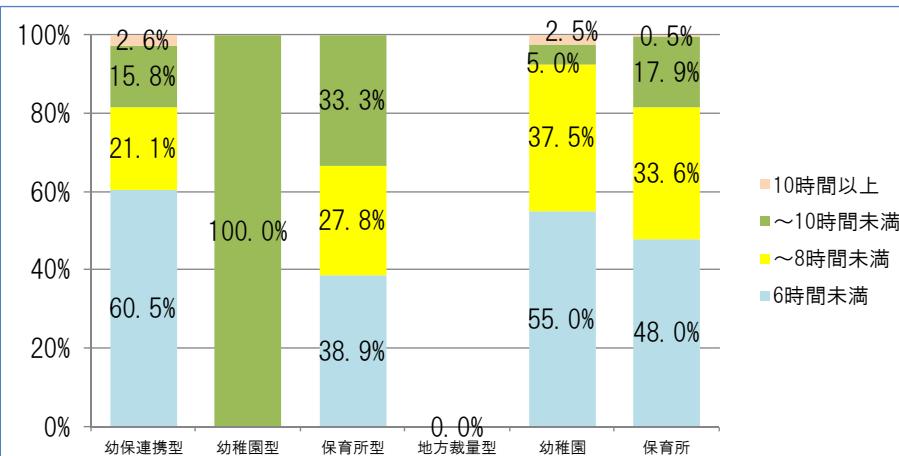
※平成24年度交付決定ベース（経過措置（小規模指定施設）分除く。）

取組状況

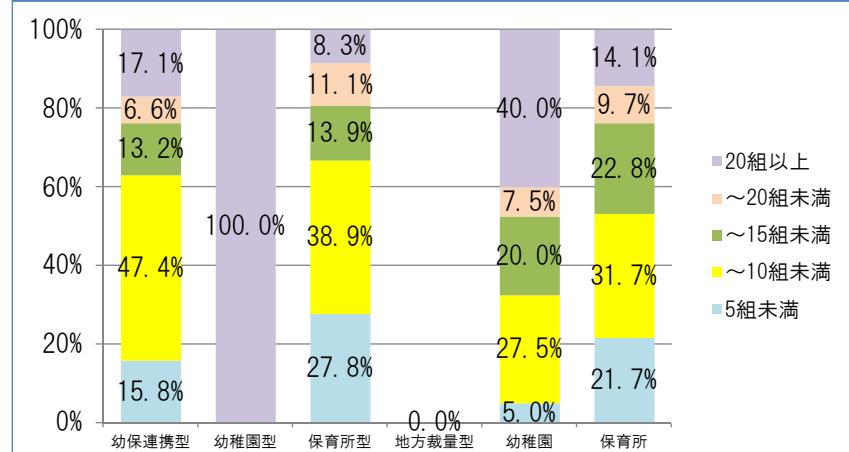
（開設日数）



（開設時間）



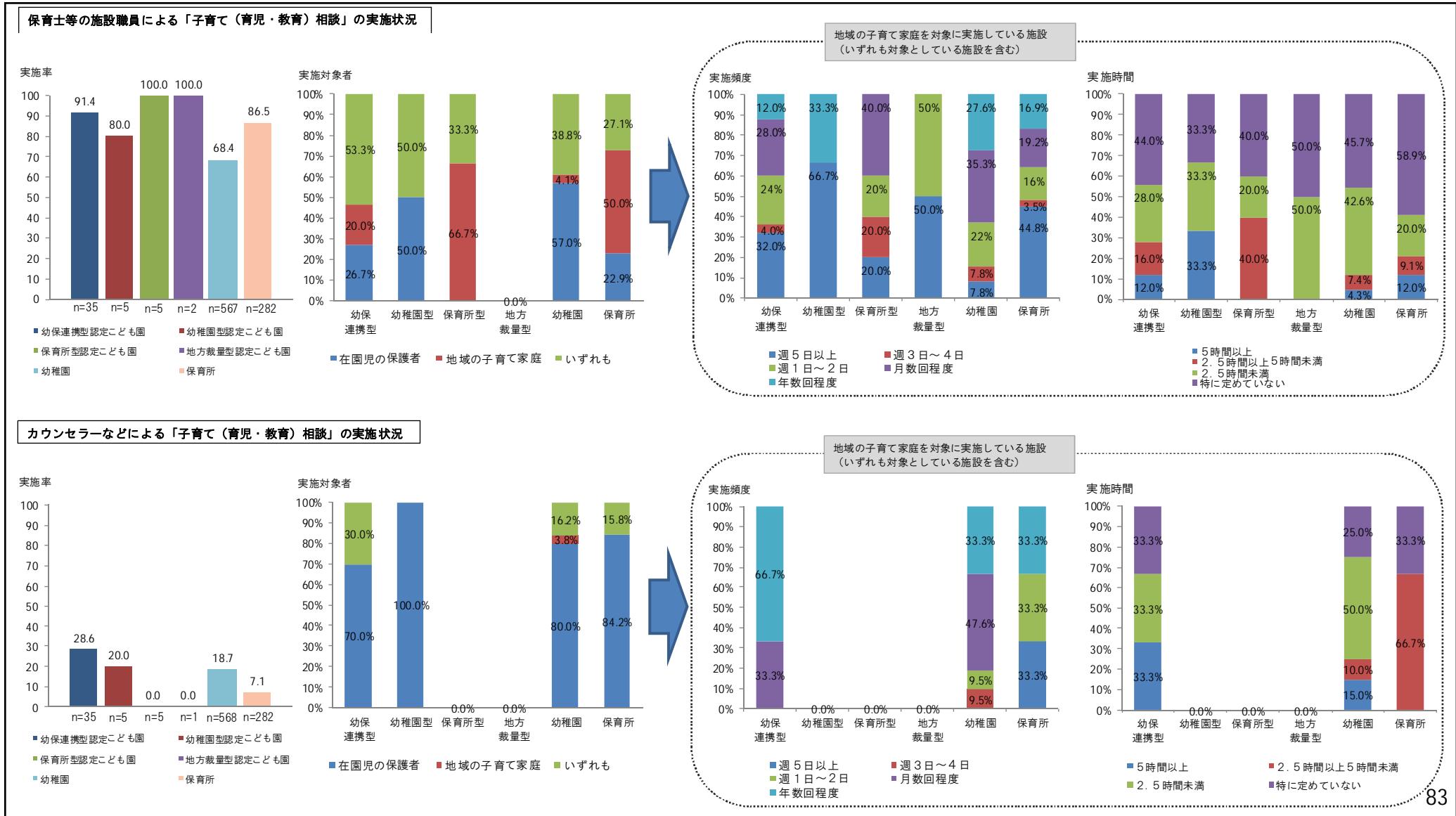
（1日当たり平均利用親子数）



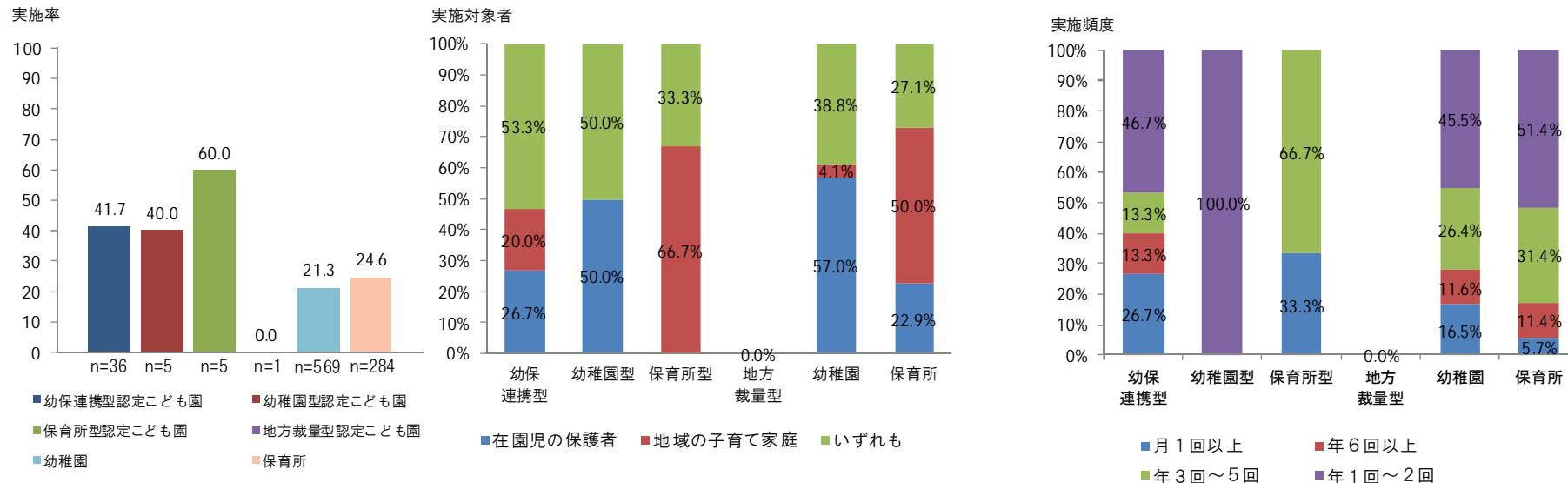
②地域子育て支援拠点事業の未実施施設における子育て支援活動の実施状況

※ 昨年11月に、自治体、全国認定こども園協会、全国認定こども園連絡協議会を通じて、文部科学省・厚生労働省において実施したサンプル調査の結果

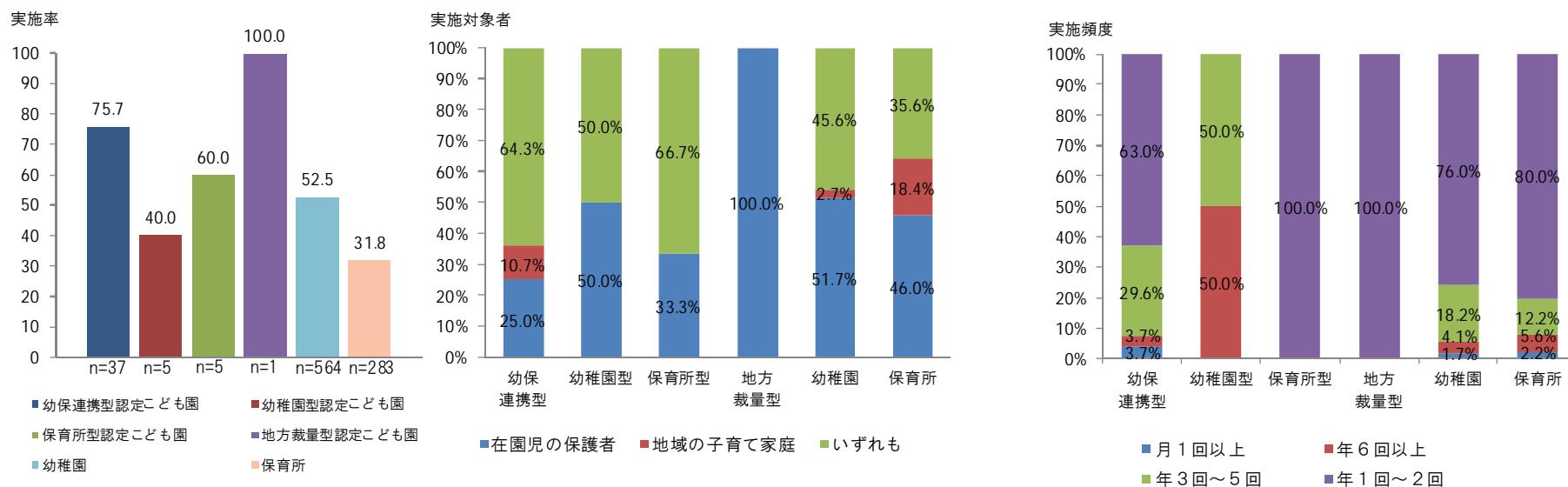
○ 調査結果をみると、未実施施設において多くの施設で子育て支援活動が行われており、代表的な取組の実施状況をみると、認定こども園はいずれの類型も比較的高い傾向がみられる。また、幼稚園・保育所においても数多くの施設において子育て支援の取組が行われている。



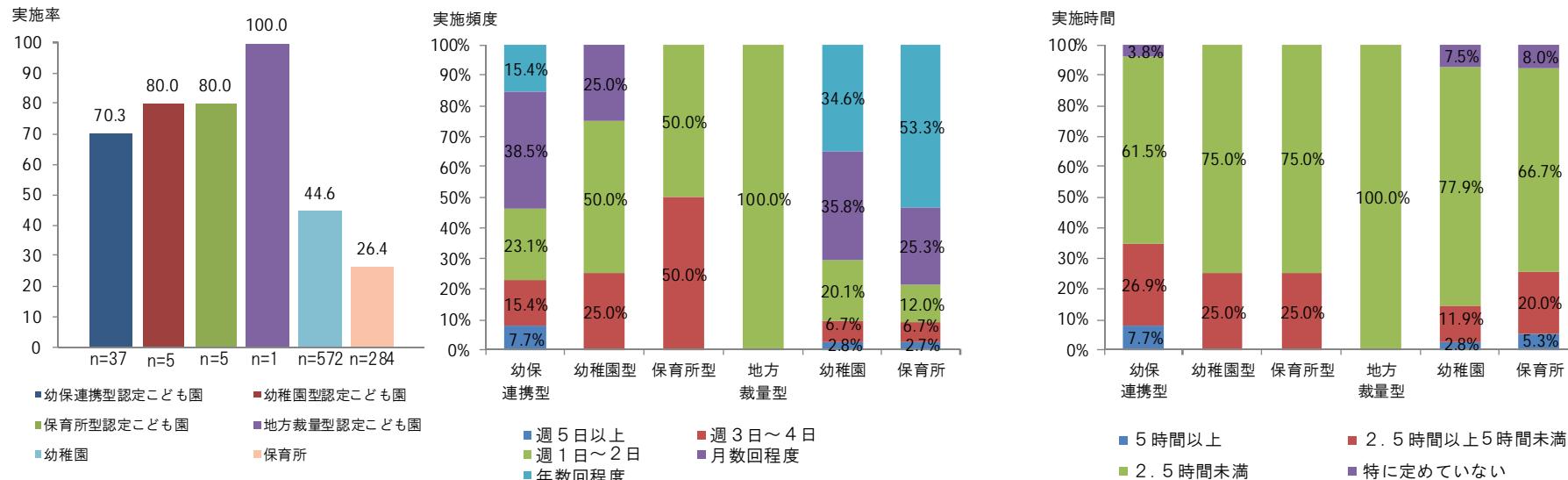
保育士等の施設職員による「子育て講座・講演」の実施状況



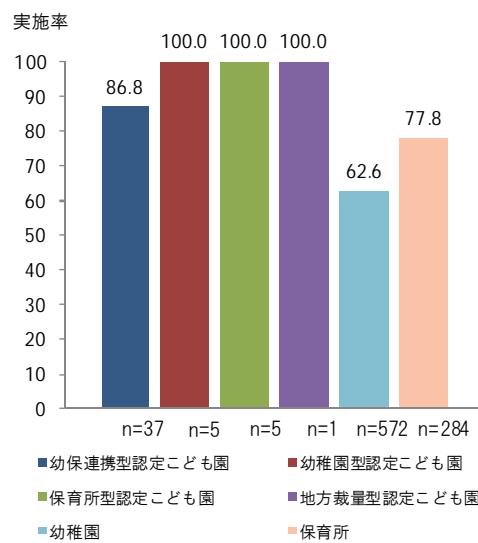
外部講師などによる「子育て講座・講演」の実施状況



「親子や親のための交流」の実施状況



「子育てに関する情報提供」の実施状況



事務処理体制について

【検討の視点】

- 認定こども園・幼稚園については、直接契約に伴う事務負担（園児募集、保護者ごとに異なる利用料を毎月徴収等）を勘案した事務処理体制について、検討することとするか。
- 保育所については、日常的な管理事務・会計処理等をはじめとする事務を行っていることを踏まえ、現行の保育所運営費における対応を基に、事務処理体制について検討していくこととするか。

<参考・新制度における事務処理について>

- ・ 教育標準時間認定（幼稚園、認定こども園を利用する場合）
　園児募集・入園者の選考、保護者からの利用申込みを受けて施設の設置者と保護者が契約、利用者負担を徴収
　（施設の設置者は利用実績を市町村に報告、給付費の支弁を受ける）
- ・ 保育認定①（公立保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用する場合）
　市町村の利用調整を経て、施設の設置者・事業者と保護者が契約、利用者負担を徴収
　（施設の設置者・事業者は利用実績を市町村に報告、給付費の支弁を受ける。）
- ・ 保育認定②（私立保育所を利用する場合）
　市町村の利用調整を経て、市町村と保護者が契約、利用者負担を徴収
　（施設は利用実績を市町村に報告、委託費の支弁を受ける。）

⇒ 幼稚園及び保育所の事務職員等の配置状況については、P 47、48の参考2、参考3を参照

<主なご意見>

- ・ 保育所の事務処理体制については、日常的な事務や、情報公開等の事務負担の増加に対応するために、事務職員を必置とする必要がある。
- ・ 幼稚園は、個々人毎に異なる施設型給付を毎月請求するとともに、利用者負担についても同様に個々人毎に異なる額を徴収することになり、新たに多大な事務負担が発生することから、公定価格上、十分な対応が必要。
- ・ 幼稚園、保育所のいずれからも、事務職員、事務経費に関する要望がある。
- ・ 認定こども園は4類型ともに同様に事務負担が生じるため、類型ごとに差が出ないようにして頂きたい。
- ・ 保育所から認定こども園に移行するうえで、事務処理体制への不安があるという声があるため、支援をしていくことが必要。
- ・ 現在、幼稚園には事務職員が配置されているが、現状でできているものが後退しないよう確保していくかなければならない。
- ・ 保育所では週6日間の開所が求められていることから、現行の週3日だけではなく、もう少し高めていくことが必要。
- ・ 認定こども園における事務量について考慮頂きたい。なお、施設長や保育士が事務を担っている実情があるため、事務体制の確立は需要。

【対応方針案】

- 認定こども園、幼稚園については、直接契約に伴う事務負担に対応するため、現在の幼稚園における事務職員の配置状況等を踏まえて、施設の規模に応じて公定価格上評価していくこととしてはどうか。
その上で、新制度において新たに生じる事務負担の増加に対応するための体制の確保について、質の改善に関する検討を踏まえ、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、事務職員（非常勤・週2日分）を追加で配置することとしてはどうか。
- ※ 幼稚園で週5日分、認定こども園で週6日分の事務職員の追加配置については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向
- 保育所については、日常的な管理事務・会計処理等をはじめとする事務を行っていることを踏まえつつ、現行どおり委託費として支払われる点を踏まえ、現行の保育所運営費における対応を基に設定してはどうか。

2. 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）に係る事項について

- 地域型保育事業の認可基準等を踏まえ、例えば以下のような事項について検討、整理する。

【検討の視点】

- 地域型保育事業の認可基準等を踏まえ、例えば、以下の事項について、公定価格の設定において検討していく必要ではないか。

検討例①：保育士配置比率の向上に伴う段階的な評価について

→ 小規模保育事業A型（保育士10／10）・B型（同1／2以上）において、保育士比率の向上に伴う公定価格の段階的な評価を行う必要ではないか（事業所内保育事業も小規模保育事業と同様の基準とした場合、同じ対応が必要）。家庭的保育事業や居宅訪問型保育事業について、保育士が行う場合とそれ以外の者が行う場合の評価をどうするか。

【主なご意見】

- ・ 小規模保育事業について、保育士費率の向上に伴い、公定価格で段階的に評価していくことに賛成。
- ・ 家庭的保育事業について、資格を取得することのインセンティブという観点からも、保育士資格を有する場合の加算は必要。
- ・ 居宅訪問型保育事業において障害児保育を実施する場合、作業療法士や理学療法士など障害児保育の知見がある者が携わる場合もあるため、保育士資格がないからといって、一律に減算をすることは慎重にすべき。
- ・ 保育士資格取得のインセンティブを設け、A型への移行を促していくことは、量的拡充だけでなく質の改善に結びつくインセンティブとなるため重要。
- ・ 居宅訪問型保育事業の対象は障害児が中心となることから、保育士だけでなく看護師についても含めていくことが妥当。
- ・ 家庭的保育事業について、保育士資格取得のインセンティブを設けることに賛成。

【対応方針案】

- 小規模保育事業及び事業所内保育事業（定員19人以下）のB型について、保育士資格取得のインセンティブを設けA型への移行を促すため、常態的に保育士比率が3／4以上（A型とB型の中間）となる場合に公定価格上加算により評価してはどうか。
- 家庭的保育事業や居宅訪問型保育事業についても、保育士資格取得のインセンティブを設ける観点から、保育士※が行う場合に公定価格上加算により評価してはどうか。
※ 看護師（保健師、助産師を含む。）についても同様に取り扱うこととしてはどうか。

検討例②：連携施設への評価（全事業共通）

→ 連携施設との連携において経費のかかる事項（連絡調整）の費用について、給付に組み込む必要があるのではないか。

【主なご意見】

- ・連携施設に係る経費への支援は必要だが、それだけではなく株式会社等の様々な形態の事業者が参入できるように行政からも働きかけていただきたい。
- ・連携施設の費用を公定価格上評価することに賛成。
- ・私立の施設の中には連携施設になることを拒否する事例があることから、地方自治体が公立保育所を連携施設とすることを含め、後押しするようにしてほしい。
- ・連携を拒否されることが多いため、地方自治体の調整を含め、積極的な支援をしてほしい。

【対応方針案】

- 連携施設に係る経費について、質の改善に関する検討を踏まえ、連携施設の設定に資するよう、必要な経費を組み込む形で対応することとしてはどうか。

※連携施設に関する経過措置の適用を受けている場合は調整対象とする（P 76 参照）

- なお、連携施設については、小規模保育事業者等と施設設置者との間で調整、設定することが基本ではあるものの、当該調整・設定が困難な場合、市町村が積極的に調整（例えば、私立施設のあっせん、公立施設による連携など）を行うよう、通知等において示していくこととしてはどうか。

※平成25年12月26日子ども・子育て会議(第10回)、子ども・子育て会議基準検討部会(第11回)合同会議資料より

【市町村による調整について】

- 小規模保育事業者と教育・保育施設設置者との間で調整し、設定することを基本とする。ただし、その調整が難航し、連携施設の設定が困難である場合、小規模保育事業からの求めに応じて、市町村が調整を行うこととする。

(調整例)

- ・私立施設のあっせん、働きかけ(強制力は伴わない)
- ・公立施設による連携

検討例③：事業所内保育事業における従業員枠との関係について

- 従業員への福利厚生・人材確保としての性格を有し、応諾義務等の対象にならない従業員枠について、地域枠との関係で、給付・利用者負担の水準をどのように考えるか。
 - その際、
 - ・保育の提供コスト自体は従業員の子どもと地域の子どもの間で違いはないと考えられること
 - ・地域枠を設けない事業所内保育施設（給付の対象外）との関係
 - ・近隣の保育所と比較して、保育料を無料又は低くしている施設が多く見られること
 - ・近隣地域の子どもを受け入れる場合の保育料が異なる額となっている例が見られること
- を踏まえて検討していくことが必要ではないか。

<参考1>地域型保育事業に係る実態調査

※ 地域住民の子どもを受け入れている事業所内保育施設32施設のうち利用料金設定に関する質問に回答のあった25施設の状況

（地域住民の子どもを受け入れている事業所内保育施設の利用料金設定）

- ・「雇用する労働者の子どもに係る利用料（従業員枠）」と「地域住民の子どもに係る利用料」との関係
いずれも同額に設定している施設 3施設（12%）
従業員枠を低く設定している施設 22施設（88%）

（従業員枠の利用料を低く設定している施設（22施設）の利用料金の軽減状況（地域枠との差））

- ・平均軽減額（月額）／軽減率 約▲18,000円／（約▲40%）
- ・軽減額別施設数

～▲10,000円未満	2施設（9%）
▲10,000円～▲20,000円未満	10施設（45%）
▲20,000円～▲30,000円未満	9施設（41%）
▲30,000円～	1施設（5%）

- ・軽減率別施設数
- | | |
|-------------|-----------|
| ～▲20%未満 | 0施設（0%） |
| ▲20%～▲40%未満 | 10施設（45%） |
| ▲40%～▲60%未満 | 10施設（45%） |
| ▲60%～ | 2施設（9%） |

<参考2>事業所内保育施設等実態調査事業報告書（平成22年2月）

- ・施設の特徴として、「保育料を低く設定」している施設が68.5%（一方、「一般の保育所の水準を上回る」としている施設も14.6%）

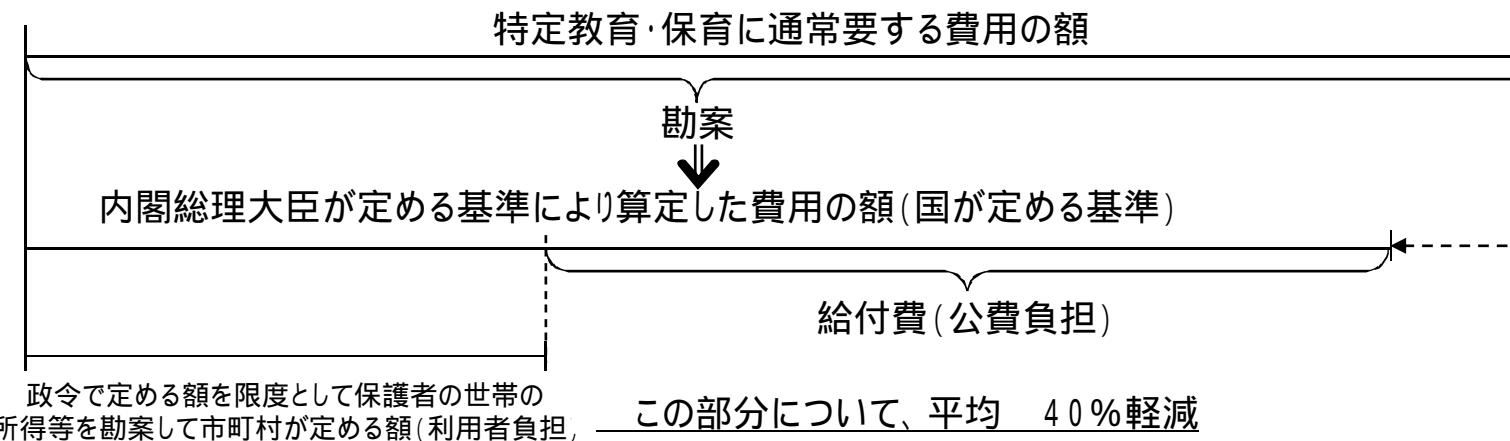
<主なご意見>

- ・ 地域枠、従業員枠のいずれの場合も同様のサービスを提供しており、必要経費も同じであることから、格差をつける合理的な理由はないのではないか。
- ・ 事業所内保育施設が待機児童の解消のために果たしている役割を踏まえることが必要。
- ・ 事業所内保育について、企業負担の緩和に感謝。その上で、都市部での待機児童解消に果たしている役割について配慮してほしい。
- ・ 事業所内保育の従業員枠に係る取扱いについて示された整理案について、福利厚生としての性格による企業負担を、実態調査に基づき設定する合理的なものになっていることから支持。
- ・ 女性の就労継続の観点から事業所内保育にも注目が集まっており、従業員枠と地域枠については同等とすべきと考える。ただし、一定の整理がなされていること、地方団体の意見もあることを踏まえ、会員企業の意見聴取をした上で、次回に提示したい。

[上記を踏まえた事業所内保育事業（従業員枠）の公定価格上の対応について]

- 従業員枠については、福利厚生・人材確保としての性格を一定程度有しており、従業員の利用に当たっては、他の保育所に比較して、保育料を無料又は低額としている施設が多く（約88%）、また、その従業員枠の利用者負担を低く設定している施設においては、平均▲約40%と一定の幅をもって軽減している。

<前提・公定価格の構造>



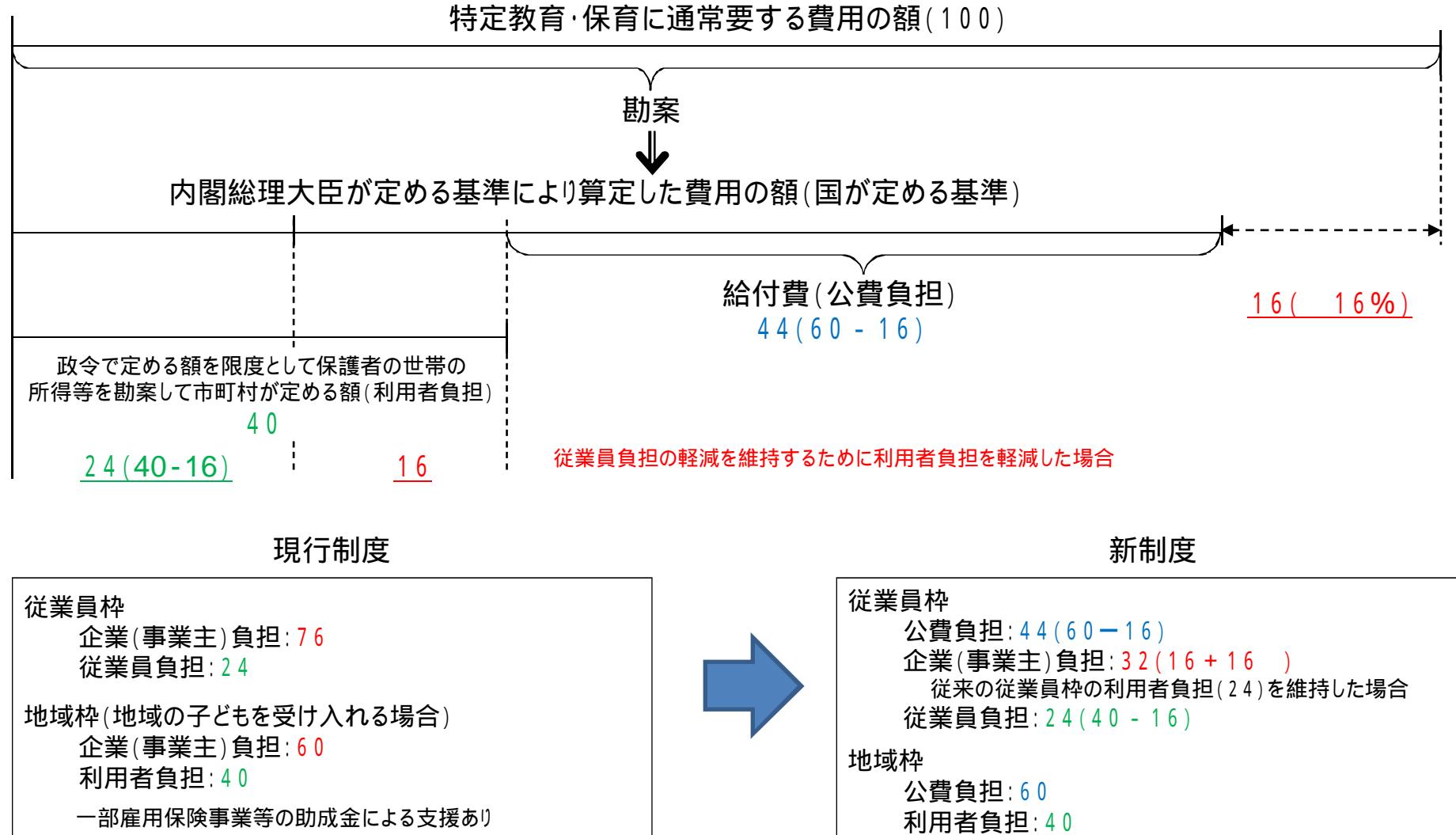
【基本的な考え方の整理】

- 事業所内保育事業に係る公定価格の設定に当たっては、上記の事業所内保育の性格を踏まえたものとすることが必要となる。その際、従業員枠に係る利用者負担の軽減については、福利厚生・人材確保としての性格が強いと考えられることから、この部分については、国が定める基準（公費対象）には含めないこととしてはどうか。
- その際、現在の保育所運営費における国の平均的な基準としては、公費60%、利用者負担40%により構成していることから、費用全体に照らして換算すると、利用者負担分 $40\% \times 40\% = 16\%$ となる。すなわち、この割合については、福利厚生・人材確保に係るものと整理し、事業主負担部分として設定することとしてはどうか。
($60 - 16 = 44\%$ が公費負担部分)
- その上で、従業員枠に係る利用者負担については、市町村が定める額を上限として、各企業の判断の下、事業主が設定することとしてはどうか。

※具体的なイメージは次ページ参照

【イメージ】

特定教育・保育に通常要する費用の額全体を100とした場合



検討例④：居宅訪問型保育事業と労働基準法との関係について

→ 居宅訪問型保育事業における労働基準法の適用に係る議論と並行して、検討していく必要があるのではないか。

〔**主なご意見**〕

- ・ 労働基準法による特例が必要だが、難しい場合は、部分的な交代制など、休憩時間が確保可能な体制が必要。

検討例⑤：管理者・事務体制について（全事業共通）

→ 事業の管理者、事務処理体制について、特定教育・保育施設における検討と並行して、検討していく必要があるのではないか。その際、比較的規模が小さいことを踏まえて、管理体制・事務処理体制について検討することが必要ではないか。

〔**主なご意見**〕

- ・ 小規模保育事業について、定員10人以上の場合は、認可保育所と同様に施設長1人分を加算し、定員9人以下の場合は、その75%程度に減算して設定することとしてはどうか。
- ・ 小規模保育事業については、その特性上、入退所が年度を通じて行われるため、事務処理体制についても、その点を勘案する必要がある。
- ・ 家庭的保育事業について、事務処理を夜間や休日に行っているため、事務処理体制への配慮が必要。
- ・ 居宅訪問型にも事務費をいれていただきたい。
- ・ 事務体制、管理者について手当していくことは、保育の質の改善という点でも重要。
- ・ 居宅訪問型のコーディネーターは、利用者の声をしっかりと聞いた上で適切な保育者を充てていく。さらには保育の内容を高めていくよう努めていく
〔役割を担うことになるので、しっかりと評価して頂きたい。〕
- ・ 居宅訪問型保育事業については、交通費も算定の対象とすべき。

【対応方針案】

〈管理者の配置〉

- 小規模保育事業及び事業所内保育事業に係る管理者に係る費用について、保育従事者等の職員とは別途、管理者を配置する場合に加算として評価してはどうか。

※ 家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業については、その性格上管理者に係る経費は算定しない。

<事務体制>

- 事務処理に係る費用について、直接契約に伴う事務負担に考慮しつつ、比較的規模が小さいことを踏まえて、現行の保育所運営費において基本分として算定する事務経費（事務職員週3日分）を基本として規模に応じて設定してはどうか。
そのうえで、
 - ・ 小規模保育事業及び事業所内保育事業（定員19人以下）において、管理者を配置する場合については、事務経費は算定しない。
 - ・ 家庭的保育事業において、保育を受ける子どもが3人以下の場合は、家庭的保育補助者を配置可能とすることにより事務経費は算定しない。（検討例⑥を参照）こととしてはどうか。
- 居宅訪問型保育事業については、コーディネーターに係る事務経費を評価することとしてはどうか。

検討例⑥：家庭的保育事業における家庭的保育補助者の配置について

→ 保育を受ける子どもが3人以下の場合の家庭的保育補助者の配置への配慮について、調理員との関係も含めて公定価格の議論の中で検討する必要があるのではないか。

<主なご意見>

- ・ 補助者の配置について、子どもが3人の場合であっても、自園調理を行うこと等を踏まえると、例えば、子ども1人当たり2時間分の補助者の加算をつけるなどの対応が必要。
- ・ 子どもが3人の場合でも補助者を配置可能とすることに賛成。その場合は補助者が事務を兼務することも可能。また、調理員を別途評価することにも賛成。

【対応方針案】

- 保育を受ける子どもが3人以下の場合であっても、家庭的保育者の負担を軽減するとともに事務処理等に対応するため、家庭的保育補助者を配置した場合に評価してはどうか。
※ 調理員については、別途、公定価格上評価する。（P59参照）

(参考Ⅰ) 制度改正検討時点での整理（平成24年3月2日少子化社会対策会議決定）

- 新たな制度における価格設定方法については、次の考え方を基本とする。
 - ・ 質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定する。
 - ・ 人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた単価設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した単価設定を行う。
 - ・ 子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや地域別の人件費等の違いを考慮し、定員規模別、地域別の単価設定を行う。
 - ※ 休日保育、早朝・夜間保育については加算により対応する。
 - ・ 施設の減価償却費の一定割合に相当する費用等についても算定する。
- 学校教育・保育の質に直接関わる職員の常勤・非常勤の別、経験年数等については、公定価格への反映を検討する。
- 支払い方法
 - ・ 満3歳以上児については、標準的な教育時間に対応する区分及び月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分※（3区分程度）を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。
 - ・ 満3歳未満児については、月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分※（2区分程度）を設ける。各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。
 - ※ 具体的な単価については、上記の単価区分に応じ、年齢別、地域別、定員規模別に設定する。また、休日保育、早朝・夜間保育については加算により対応する。

○ 職員配置の充実など必要な事項※については、税制抜本改革による財源を基本としつつ、必要に応じそれ以外の財源を含め、国・地方を通じた恒久的な財源を確保しながら実施することとする。

※ 主な内容

- 保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充※子ども・子育てビジョンベース
- 0～2歳児保育の体制強化による待機児童の解消
- 現在の幼稚園の0～2歳児保育への参入の促進
- 小規模保育など新たな保育の類型を創設
- 長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実等
- 質の高い学校教育・保育の実現（幼保一体化の推進）
- 3歳児を中心とした配置基準の改善
- 病児・病後児保育（看護師等の施設への配置を含む。）、休日保育の充実
- 地域支援や療育支援の充実
- 給付の一体化に伴う所要の措置（施設の事務体制を含む。）等
- 総合的な子育て支援の充実
- 「子育て支援コーディネーター」（仮称）による利用支援の充実等
- 放課後児童クラブの充実
- 社会的養護の充実

○ 質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善、食育の推進等については、順次、優先順位をつけながら、実現を図る。

○ 職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと併せた処遇の仕組みを検討することが必要。その際、職員のキャリアアップに資する観点から、幅広い業務経験を可能とするための運営の在り方についても検討を進める。

(参考Ⅱ) 子ども・子育て関連3法の国会での附帯決議（主として公定価格に関わる事項）

○ 衆議院　社会保障と税の一体改革に関する特別委員会

- ・ 新たな給付として創設される施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育の普及に努めること。

○ 参議院　社会保障と税の一体改革に関する特別委員会

- ・ 施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。
- ・ 施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の普及に努めること。
- ・ 施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、三歳児を中心とした職員配置等の見直し、保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の〇から二歳保育への参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮するとともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとすること。
- ・ 保育を必要とする子どもに関する施設型給付、地域型保育給付等の保育単価の設定に当たっては、施設・事業者が、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとすること。
- ・ 施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとすること。

(参考Ⅲ) 現行制度の構造

<現行の私学助成の算定構造（国→都道府県に対する補助額の算定構造）>

①一般補助 (幼稚園の経常的経費)	5月1日現在の在籍園児数に応じて 算定	在籍園児1人当たり単価（年額）
+		
②特別補助	事業の実施状況等に応じて算定	
i 預かり保育推進事業	預かり保育を実施する園に対する助成を行う場合	1園当たり単価（年額）
ii 子育て支援活動の推進	子育て支援活動を行う園に対する助成を行う場合	1園当たり単価（年額）
iii 特別支援教育経費	障害のある幼児が2人以上いる園に対する助成を行う場合	対象園児1人当たり単価（年額）
iv 教育の質の向上を図る 学校支援経費	特色ある教育に取り組む学校に対する 助成を行う場合	1園当たり単価（年額）

(注) 上記は、都道府県に対する国の補助額の算定構造であり、各都道府県における私学助成は、地域の実情を踏まえた多様な内容・水準で運用されている。(一般補助)

(都道府県による助成額の算出方式) おおむね次のような方式又は組合せにより算出・配分されている。

単価方式	幼児数に補助単価を乗じて算出・配分する方式
標準的運営費方式	公立幼稚園の運営費をモデルに私立幼稚園の「標準運営費」を設定し、その一部（例えば1/2以内）を補助する方式（公立積算方式）
補助対象経費方式	補助対象経費（経常的経費支出額等）に補助割合（例えば1/2以内）を乗じて算出・配分する方式
区割方式	都道府県全体で積算された一定の私学助成予算について、特定の要素（例えば生徒数、教職員数、学級数等）に着目して配分する方式

＜現行の保育所運営費の算定構造＞

①基本分保育単価等	・各月初日の入所児童数に応じて算定 ※月途中入退所の際は、日割りにより算定 ・地域区分、定員区分等以下の区分ごとに単価が異なる。						入所児童1人当たり単価 (月額)	
×								
地域区分 (8区分)	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他
×								
定員区分 (17区分)	20人まで	21～30人	… (10人刻み) …			161～170人	171人以上	
×								
所長設置 (2区分)	設 置			未 設 置				
×								
年齢区分 (4区分)	乳児	1、2歳児	3歳児	4歳以上児				
×								
民改費加算 (4区分)	12%加算分	10%加算分	8%加算分	4%加算分				

(平成25年度保育単価表(抜粋))

そ の 保 育 所 の 在 す る 地 域 分	そ の 保 育 所 の 初 定 員 区 分	そ の 保 育 所 の そ の 月 初 日 に お い て 設 置 又 は 未 設 置 (欠 員 無 給) の 区 分	そ の 保 育 所 の 長 が そ の 月 初 日 に お い て 設 置 又 は 未 設 置 (欠 員 無 給) の 区 分	そ の 月 初 日 に そ の 入 所 児 童 の 年 齢 区 分	民 間 施 設 給 与 等 改 善 費 加 算 額 (第2欄)			
					基 本 分 額 (第 1 欄)	12.0% 加 算 分	10.0% 加 算 分	8.0% 加 算 分
18/100 地 域	20人まで	設 置	乳 児	円 225,120	円 25,860	円 21,550	円 17,240	円 8,610
			1， 2 歳 児	154,470	17,380	14,490	11,590	5,790
			3 歳 児	101,920	11,440	9,540	7,630	3,810
			4 歳 以 上 児	94,860	10,600	8,840	7,070	3,530
		未 設 置	乳 児	199,840	22,830	19,020	15,210	7,600
			1， 2 歳 児	129,190	14,350	11,960	9,560	4,780
			3 歳 児	76,640	8,410	7,010	5,600	2,800
			4 歳 以 上 児	69,580	7,570	6,310	5,040	2,520
	21人から 30人まで	設 置	乳 児	201,300	23,000	19,160	15,330	7,660
			1， 2 歳 児	130,580	14,510	12,090	9,670	4,830
			3 歳 児	78,000	8,570	7,140	5,710	2,850
			4 歳 以 上 児	70,930	7,730	6,440	5,150	2,570
		未 設 置	乳 児	184,450	20,980	17,480	13,980	6,990
			1， 2 歳 児	113,730	12,490	10,410	8,320	4,160
			3 歳 児	61,150	6,550	5,460	4,360	2,180
			4 歳 以 上 児	54,080	5,710	4,760	3,800	1,900

+

②各種加算	事業の実施状況等に応じて算定	
i 児童用採暖費加算、寒冷地加算、事務用採暖費、除雪費加算、降灰除去費加算	保育所の所在する地域に応じて加算	入所児童1人当たり単価（月額）
ii 単身赴任手当加算、入所児童待遇特別加算費、施設機能強化推進費、保育所事務職員雇上費、主任保育士の専任加算	事業の実施状況等に応じて加算	入所児童1人当たり単価（月額） ※加算の金額について、1園当たりの単価として計算するものもあるが、支払いの際は単価を児童数で除して、児童1人当たり単価としたうえで支払っている。

(注) 幼稚園・保育所の収入・支出の構造の違いについて

- 例) ・ 現行の保育所運営費は、全国一律に算定される額を基本として支弁される一方、幼稚園に対する経常費の私学助成は、各都道府県の判断により多様な内容・水準で運用されている。
- ・ 保育所運営費は、保育所における保育の実施につき児童福祉法第45条第1項の基準を維持するための費用として設定された公定価格であり、対象経費を示している（使途制限がある）のに対し、私学助成は私立学校としての自主性を尊重しながら私学の振興の観点から行うものであり、助成対象経費が明確に示されているものではなく、使途制限もない。また、保育所運営費には民間施設の給与改善等の仕組みもある。
- ・ 特に、幼稚園は直接契約・自由価格により運営されており、收支の状況・内容にばらつきがある。
- ・ 社会保険制度、施設整備費補助等の仕組みや会計処理方法に違いがある。

(参考Ⅳ) 現行の保育所運営費の費用構成

(基本分保育単価の内訳)

区分	内 容
事務費	<p>(1)常勤職員給与（注）</p> <p>①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等）</p> <p>(2)非常勤職員雇上費</p> <p>①嘱託医手当 ②非常勤職員雇上費 ③年休代替要員費</p>
管理費	<p><職員の数に比例して積算しているもの></p> <p>旅費、庁費、職員研修費、被服手当、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費</p> <p><児童の数に比例して積算しているもの></p> <p>保健衛生費</p> <p><1施設当たりの費用として積算しているもの></p> <p>補修費、特別管理費、苦情解決対策費</p>
事業費	<p><生活諸費></p> <p>一般生活費（給食材料費、保育材料費等）</p>

(注) 職員数の考え方

- ・ 所長 1人（設置単価の場合）
- ・ 保育士 保育士配置基準に基づき算定 ※その他、配置基準とは別に保育士を1名加配
 - 乳児 3 : 1
 - 1～2歳児 6 : 1
 - 3歳児 20 : 1
 - 4歳以上児 30 : 1
- ・ 調理員 2人（定員40人以下のは1人、定員151人以上のは3人）

利用者負担に関する論点について

1. 新制度における利用者負担の構造

- 新制度における利用者負担については、法律上、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園、保育所の利用者負担の水準を基に、具体的な水準を検討する。

※参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会・附帯決議

- 施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮すること。

- 最終的な利用者負担の額については、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定める必要があることから、新制度の円滑な施行に向けて、公定価格の議論に合わせて、国として定める水準を検討する必要。

※ 公定価格と同様、国として定める水準については、最終的に平成27年度予算編成を経て決定するが、新制度を円滑に施行するため、国が定める水準を早期に固め、平成26年度の早い時期には示していく必要がある。

2. 利用者負担の検討について

- 利用者負担の検討に当たっては、以下の要素を基に、これまでの議論で整理された内容、国会における附帯決議、幼児教育無償化等との関係を踏まえて検討することが必要。

- 教育標準時間認定を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮して、また、保育認定を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮して、それぞれ利用者負担を検討。
- その際、両者の整合性の確保に配慮。
- また、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付けとなることから、私立施設の保育料設定をベースとして検討。

. 利用者負担に関する検討の視点

【主な事項】

1. 所得階層の区分数について

【検討の視点】

- 教育標準時間認定を受ける子どもに係る利用者負担の所得階層の区分数は、現行の幼稚園の所得階層の区分数と同様に5区分としてはどうか。
- 保育認定を受ける子どもに係る利用者負担の所得階層の区分数は、現行の保育所の所得階層の区分数と同様に8区分としてはどうか。

そのうえで、満3歳以上の子どもに係る利用者負担については、現行、第6階層以上の大部分が保育単価を基に保育料が決定されており、実質的に第6階層以上の保育料基準額が適用される場合はほとんど存在しないことから、所得階層の区分数を6区分としてはどうか。

【主なご意見】

- ・ 幼稚園の現行の保育料について、公私間の格差が大きいため、整理してはどうか。
- ・ 今回5区分にするのは賛成だが、幼稚園と保育所の区分を長期的にみた場合にそろえていくことが重要。
- ・ 利用者負担の年齢区分は3歳以上と3歳未満しか分かれていないため、年齢区分ごとに分けていくことも必要。財源は青天井ではないためきめ細かい設計が必要ではないか。
- ・ 家庭的保育事業の利用者から延長保育料や食事の費用などが保育所と違う点が、不満足な点として挙げられている。
- ・ 利用者負担について、土曜や休日は応益負担という考え方についても検討してはどうか。
- ・ 利用料については、幼保、公・私の間で公平性のとれた設定とすべき。
- ・ 保育認定の利用者負担について、消費税を投じてユニバーサルな支援に転換する中で、救貧対策としての考え方を残しておいて良いのか。北欧等のように極力、所得階層に応じた高額な利用者負担は是正していく方向で考えて行く必要があるのではないか。
- ・ 利用者負担について、保護者の方に丁寧に説明をしていかなければならないので、保護者の方が分かりやすい、理解しやすい表にしていただきたい。
- ・ 利用者1人当たりのコストについて、 국민に知らせる必要があるのではないか。

【対応方針案】

- 教育標準時間認定を受ける子どもに係る利用者負担の所得階層の区分数は、現行の幼稚園の所得階層の区分数と同様に5区分としてはどうか。
- 保育認定を受ける子どもに係る利用者負担の所得階層の区分数は、現行の保育所の所得階層の区分数と同様に8区分としてはどうか。

※ 満3歳以上の子どもに係る利用者負担については、第6階層以上についても、一部に保育料基準額が適用される場合があることから、応能負担の原則を踏まえ、現行と同様に8区分とする。

2. 所得階層区分の決定方法について

- 新制度の利用者負担の所得階層の区分を決定するにあたっては、利用者の手続きに係る負担の軽減や実施主体である市町村の事務簡素化を図るため、教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれについても、市町村民税額の所得割額を基に行うこととしてはどうか。

【主なご意見】

- ・ 市町村民税額とすることに賛成。

【対応方針案】

- 新制度の利用者負担の所得階層の区分を決定するにあたっては、市町村民税額の所得割額を基に行うこととしてはどうか。

3. 利用者負担の切り替え時期について

【検討の視点】

- 「2」において、市町村民税額を基に決定することとした場合、市町村民税の賦課決定の時期が6月となることから、利用者負担の切り替え時期について検討する必要がある。

例1 年度を通じて「前年度分の市町村民税額」により認定

メリット： 年度を通じて同一の利用者負担となるため、国・都道府県・市町村における費用の精算手続きに当たっての事務負担が軽減される。

デメリット： 前年度分の市町村民税額は、前々年の収入を基に決定され、直近の所得の状況が反映されないことから、利用者の理解が得られにくいのではないか。

例1' 例1を基本とした上で、所得の変化に対応

前々年の所得に基づいて設定した場合、収入が大幅に減少するなど直近の所得の状況等に大きな変動のあるケースが想定されるため、保護者の申請に基づき年度の途中に変更を可能とする。

<参考>

- ・ 現行の保育所における利用者負担に関しては、著しい収入減少等があって費用徴収が困難であると市町村長が認められる場合、階層区分の変更が可能。
- ・ 年金制度においては、収入が大幅に変化した場合、本人の申請に基づき、年金保険料を随時改定することが可能。

※ 当年度の1月以降には3年前の所得の状況となるため、変更が多数かつ随時行われる可能性がある点に留意が必要。

例2 4月～5月は「前年度分の市町村民税額」により認定し、6月以降は「当年度分」により認定

メリット： 直近の所得の状況が反映されることから、利用者の理解が得られやすいのではないか。

デメリット： 年度の途中で切り替えが行われることにより、国・都道府県・市町村における費用の精算手続きが煩雑となる。また、市町村民税の賦課決定後、短期間で認定する必要があるため、市町村、幼稚園等の事務負担が重くなる。→7月又は8月以降での切り替えもあり得るか。

例2' 例2を基本とし、切り替え時期を7月以降とする。

事務負担を考慮して、切り替え時期を8月や10月など7月以降に設定する。

例3 年度を通じて「当年度分の市町村民税額」により認定（4・5月分は前年度分の市町村民税額により仮認定し、6月以降に当年度分の市町村民税額により4月に遡及して認定）

メリット： 直近の所得の状況が反映されることから、利用者の理解が得られやすいのではないか。また、年度を通じて同一の利用者負担となるため、国・都道府県・市町村における費用の精算手続きに当たつての事務負担が軽減される。

デメリット： 利用者負担が遡及して適用されることにより、利用者に負担感が生じるのではないか。
市町村、幼稚園等における事務が繁雑となり、遡及に伴う事務負担が重い。

<主なご意見>

- ・ 例2が良いかと思うが、市町村実務を踏まえると6月での切り替えは現実的ではないため、切り替え時期を8月とする必要があるのではないか。
- ・ 市町村の事務負担への考慮も必要だが、直近の就労状況等が反映されるという点から、例2が良いのではないか。
- ・ 幼稚園での実務を踏まえると、年度の間の利用料が同一の例1でないと対応が困難。
- ・ 切り替え時期については例2とし、きりの良い10月が良いのではないか。
- ・ 利用者の観点からは例1‘が良いのではないか。
- ・ 市町村の事務負担を考慮すると例2‘が良いのではないか。

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ

・ 現行の利用者負担の水準を基本。

※ () 内は、幼稚園就園奨励費の平成26年度予算の内容を反映させた場合の額

The diagram illustrates the transition from current user burden levels to those considering education standard time recognition. It consists of two tables and a central blue arrow pointing from left to right.

Left Table: 現行の保育料 (Current Daycare Rates)

階層区分	推定年収	現行の保育料	
		公立	私立
①生活保護世帯	—	4,900円 (0円)	6,600円 (0円)
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯 含む)	~270万円	4,900円	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	~360万円	6,600円	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	~680万円	6,600円	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円~	6,600円	25,700円

Right Table: 利用者負担 (User Burden)

階層区分	利用者負担	
	公立	私立
①		
②		
③		
④		
⑤		

A vertical dashed line on the right side of the tables indicates the transition. A large blue arrow points from the left table to the right table, indicating the flow from current rates to those considering education standard time recognition.

Notes:

- ※②～⑤: 第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
- ※現行の保育料: 実際の保育料等の平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。
- ※ ①～⑤: 現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。

保育認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担のイメージ

・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本（ただし、一定階層以上については一律負担）、保育短時間認定を受けた子どもは保育標準時間認定を受けた子どもの約98.3%（▲1.7%）を基本に設定（保育標準時間認定と教育標準時間認定を受けた子どもの中間程度）

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	6,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	16,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	27,000円 (保育単価限度)
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	41,500円 (保育単価限度)
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	58,000円 (保育単価限度)
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	77,000円 (保育単価限度)
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	101,000円 (保育単価限度)



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①	（教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担を基本とする）	（現行の保育制度の利用者負担を基本とする）
②	（教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担を基本とする）	（現行の保育制度の利用者負担を基本とする）
③	（教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担を基本とする）	（現行の保育制度の利用者負担を基本とする）
④	（教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担を基本とする）	（現行の保育制度の利用者負担を基本とする）
⑤	（教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担を基本とする）	（現行の保育制度の利用者負担を基本とする）
⑥	（教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担を基本とする）	（現行の保育制度の利用者負担を基本とする）
⑦	（教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担を基本とする）	（現行の保育制度の利用者負担を基本とする）
⑧	（教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担を基本とする）	（現行の保育制度の利用者負担を基本とする）

※ ①～③：第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

※ ④～⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担のイメージ

- ・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは保育標準時間認定を受けた子どもの約98.3%（▲1.7%）を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	9,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	19,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	30,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	44,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	61,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	80,000円 (保育単価限度)
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	104,000円 (保育単価限度)



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

現行の保育制度の利用者負担を基本
 保育標準時間認定を受けた子どもの負担額の
 約98.3%を基本に設定

②～③：第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

④～⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

【主な事項（続き）】

4. 多子軽減の取扱いについて

【検討の視点】

- 同一世帯の複数の子どもが幼稚園、保育所等を利用する場合、現行制度と同様に多子軽減を導入することとしてはどうか。その際、幼稚園と保育所の「負担の平準化」の観点から、平成26年度予算において幼稚園就園奨励費の多子軽減措置を拡充させることとしていることから、その内容と整合性をとった形で実施することとしてはどうか。

（多子軽減の具体的な内容）

＜教育標準時間認定の子ども＞

- ・ 小学校3年生以下の年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、認定こども園等を利用している場合に利用者負担額を軽減。（対象となる期間は、3歳から小学校3年生までの6年間）
- ・ 軽減額は、2人目は半額、3人目以降は無料とし、所得制限は設けない。

＜保育認定の子ども＞

- ・ 就学前の子どものうち、年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育所、認定こども園等を利用している場合に利用者負担額を軽減。（対象となる期間は、0歳から就学前までの6年間）
- ・ 軽減額は、2人目は半額、3人目以降は無料とし、所得制限は設けない。

〔主なご意見〕

- ・ 多子軽減は少子化対策にもつながり、非常に良い取り組みだと思う。
- ・ 幼稚園と保育所で、同時利用の場合の対象となる期間が異なるが、共通の給付制度となり、また、認定こども園では1号認定の子どもと2号・3号認定の子どもが同時に利用することになるため、事務が繁雑であり、保護者からも不信感が生じるので、揃えていくことも検討してはどうか。
- ・ 多子軽減を導入するのは良いが、6年間と限定的になっている点については、将来的に拡充していくことが必要ではないか。

【対応方針案】

- 現行の幼稚園・保育所における取り扱いと同様に、多子軽減を導入することとしてはどうか。その際、平成26年度予算における幼稚園就園奨励費の多子軽減措置の拡充の内容と整合性をとった形で実施することとしてはどうか。

(参考) 多子世帯の保護者負担の軽減(幼稚園と保育所との比較)

幼稚園

所得制限:原則あり(年収約680万円程度まで)

補助対象世帯 年収~約680万円

A世帯

B世帯

C世帯

D世帯

小4 小3 小2 小1

小4以上はカウントしない



小3 小2 小1

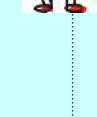


第1子

小2 小1



第2子 [0.75]
(25%減)
[0.5]



第2子 [0.5]
(半額)



第3子 [0.0]
(無償)

5歳
(年長)

4歳
(年中)

3歳
(年少)

2歳
以下はカウントしない



補助対象外世帯 年収約680万円~

保育所

所得制限:なし
(全世帯が対象)

E世帯

小4 小3 小2 小1

小1以上はカウントしない



5歳
(年長)

4歳
(年中)

3歳
(年少)

2歳
以下はカウントしない

第1子 [1.0]

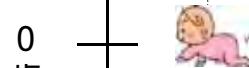


第1子

3歳
(年少)

2歳
以下はカウントしない

1歳
以下はカウントしない



第2子 [1.0]
[0.5]



第2子 [1.0]
[0.5]

0歳
以下はカウントしない

第3子 [0.0]
(無償)



第3子 [1.0]
[0.0](無償)

1歳
以下はカウントしない

「保育所と幼稚園の負担の平準化の観点から、
平成26年度予算により対応。」

[]内の数値は、第1子の保護者負担額を[1.0]とした場合の負担割合。

5. 実費徴収・上乗せ徴収の取扱いについて

- 実費徴収や上乗せ徴収については、子ども・子育て会議（第10回）子ども・子育て会議基準検討部会（第11回）合同会議における確認制度の議論において以下のとおり整理され、そのあり方については、公定価格の議論において検討することとされたところ。

また、実費徴収については、地域子ども・子育て支援事業の中で「実費徴収に係る補足給付を行う事業」として位置付けられている。

- ・施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領することとし、その上で、それ以外に実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる旨を定めることを基本とする。
- ・実費徴収に限度を設けるかどうか。

※ 実費徴収に係る補足給付を行う事業との整合性が必要。

- ・実費徴収、実費以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示することを求める。

※ 公立施設・社会福祉法人立施設による上乗せ徴収の取扱いについても検討が必要。

【検討の視点】

- 検討に当たっては、経営実態調査の調査結果（実費徴収の調査結果はP117参照。私立幼稚園における学生生徒等納付金の徴収状況等については、P119以降を参照）や、公定価格の中で対象とする経費の範囲と併せて検討していく必要があるのではないか。

実費徴収について

ア 給食費

- 幼稚園における現在の実費徴収の額は、主食・副食の材料費等に相当する程度であり、現行の私学助成の大部分が人件費（委託料）に充てられていると考えられる。

（参考）各施設における給食費（※給食材料費相当分の費用・日額）

施設	幼稚園 (利用者負担 ※実費徴収)	保育所(3歳以上児)		(参考)小学校低学年 (利用者負担)
		主食費 (実費徴収)	副食費 (運営費=利用者負担)	
日額(円)	233円	26円	約200円	240円
算定根拠等	経営実態調査(※1)		保育所運営費国庫負担金予算(※2)	H24学校給食費調査

(※1)調査結果における平均在籍園児数は幼稚園は134人、保育所は103人

(※2)保育所運営費国庫負担金の平成26年度予算案ベースの金額

イ 通園費

- 教育標準時間認定を受ける子どもの通園送迎に係る費用については、車輌維持費（検査、保険、修理等）、燃料費は実費徴収（公定価格の対象外）、車輌購入費の一部は実費徴収（ほぼ全園児が利用する場合は、上乗せ徴収）と整理し、人件費（委託料）は実施状況に応じた加算により公定価格上評価してはどうか。
＊ 現在の実費徴収の額は、車輌維持費（検査、保険、修理等）及び燃料費に相当する程度であり、場合により車輌購入費や人件費（委託料）も含まれると考えられる一方、現行の私学助成が人件費（委託料）の大部分に充てられていると考えられる。
- 保育認定を受ける子どもの通園送迎に係る費用については、幼稚園と比較してその実施状況は低く（幼稚園50.8%、保育所6.7%）、従来より実費徴収としての整理が行われていることから、これまでと同様の整理としてはどうか。

(参考) 幼稚園の通園費（園バス代）の実費徴収額と通園バス維持費（モデル例）

	実費徴収額	車輌維持費等(※1)
1人当たり年額(円)	30,257 円	35,000 円

(※1)バス1台当たり車輌維持費計(円) 1,400,000円

(内訳)車検、保険 200,000円、修理費 300,000円、燃料費 400,000円、
バス償却費(一部)400,000円、消耗品費(タイヤ、オイル等) 100,000円

*バス1台の乗員35名と想定

ウ その他

- ア、イの他、現在、幼稚園、保育所において実費徴収が行われている遠足等の園外活動費、学用品費・教材費、制服等の被服費、学級会や保護者会等の会費、課外活動費等の経費については、これまでと同様の整理としてはどうか。

上乗せ徴収について

- 教育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる幼稚園・認定こども園については、例えば、
 - ・教員配置の充実
 - ・高待遇を通じた教員の確保
 - ・設備更新の前倒し
 - ・平均的な水準を超えた施設整備など、教育・保育の質の向上に向けた取組等に必要であると各施設で判断する場合には、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で、公定価格外において実費徴収以外の上乗せ徴収を行うことを可能としてはどうか。
- また、保育認定を受ける子どもを受け入れる保育所・認定こども園・地域型保育事業についても、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で、公定価格外において実費徴収以外の上乗せ徴収を行うことを可能としてはどうか。
※ 設置主体の判断で上乗せ徴収を行わないことも想定される。
- その際、市町村から委託を受けて保育を実施する私立保育所については、現行と同様、市町村との協議を経て実施することとしてはどうか。
- その上で、低所得者世帯をはじめとする地域の子どもが、円滑な教育・保育の提供が可能となるような提供体制の確保方策について、例えば、公立施設の活用や児童福祉法に基づく措置制度の活用など、制度の実施主体である市町村において運用上対応することも可能としてはどうか。

その他

- 上記の検討と併せて、市町村事業である実費徴収に係る補足給付をどのようにしていくか。
 - 補足給付の対象となる実費徴収の範囲をどの程度のものとするか。
 - …経営実態調査を基に、生活保護制度における教育扶助、学校教育法に基づく就学援助制度も参考に検討するか。
 - 補足給付の対象者をどの範囲に設定するか。
 - …生活保護世帯など、保護者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して検討するか。
- ⇒ 別途議論されている質の改善事項における対応を踏まえ、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、生活保護世帯における補助を行うこととしてはどうか。
- ※市町村民税非課税世帯への対象の拡大については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向。

○ また、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園について、新制度において、どのような対応を行うことが考えられるか。

⇒ 新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずることとしてはどうか。

<主なご意見>

- ・ 上乗せ徴収を柔軟に認めていただかないと、私立学校としての特色ある幼児教育の提供という観点から、幼稚園からの参入が図られないのではないか。
- ・ 私立学校としての自主性や幼児教育の質を確保しつつ、各園における特色ある取り組みができるよう、上乗せ徴収を柔軟に認めること。
- ・ 幼稚園では実態として上乗せ徴収が行われているので、柔軟な対応が必要。
- ・ 上乗せ徴収について、特定の法人格のみ違う取り扱いとすることに反対。
- ・ 開示することにより上乗せ徴収をしていくことが妥当だが、保護者への説明・同意の方法を慎重に検討していくことが必要であり、良識の範囲内で低所得世帯が排除されないよう配慮していくことが必要。
- ・ 新制度に移行する幼稚園については、福祉的な観点が導入されることから、上乗せ徴収については節度を持ったものとすべきであり、保護者の同意といつてもその段階での保護者であって、恒久化していいということではない。
- ・ 小規模保育などでも上乗せ徴収をすることについて、当然適切な費用という前提はあるが、特徴ある保育を提供できる体制、仕組みづくりという点で賛成。
- ・ 上乗せ徴収については、制度が定着するまでの間など一定の期間を設けて対応することが必要ではないか。
- ・ 上乗せ徴収により、低所得世帯を排除しないような体制を取っていただきたい。
- ・ 新制度では応諾義務を課すということになっている点を踏まえると、低所得者の利用が排除されないよう、減免するなどの努力をすべき。
- ・ 上乗せ徴収は一定の期間内にとどめるべき。補足給付との関係で利用者の納得を得ることが難しいのではないか。
- ・ お寺等が運営する幼稚園の中には、利用料を低く設定しているところもあり、基準を満たして運営している等一定の場合は、新制度においても引き続き低い利用料設定を可能としてはどうか。

(参考2) 他制度における例

【生活保護における教育扶助】

- 義務教育に伴って必要となる費用（学用品、通学用品、学校給食その他義務教育に伴って必要となるもの）について給付を行うもの。

区分	内 容	
基準額	学用品費 鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、ハーモニカ、笛、裁縫用具、体育用靴等の購入費	その他の教育費 遠足、社会見学、展覧会等の校外活動費及び通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費
学級費等	学級費、児童会又は生徒会費及びP T A会費等	
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典）の購入費	
学校給食費	保護者が負担すべき給食費	
校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等	
通学交通費	通学に必要な最小限度の額	
学習支援費	学習参考書（教材代に含まれるもの除く。）購入費、課外クラブ活動費	

※上記のほか、入学準備に必要な入学時の学生服、鞄、靴などについて、一時扶助として入学準備金が給付される。

【就学援助制度（義務教育課程）】

- 学校教育法19条に基づき、生活保護法の要保護者に対して、以下の対象品目について行う市町村の補助に対して国がその一部を補助

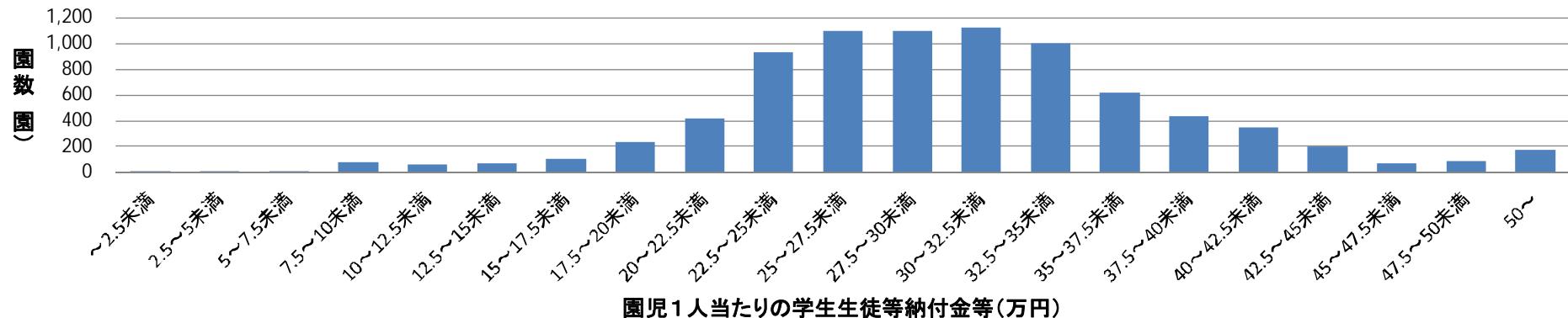
学校用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、P T A会費、医療費、学校給食費

※生活保護と就学援助は重複して受けることはできない。

(参考3) 私立幼稚園における学生生徒等納付金の徴収状況等

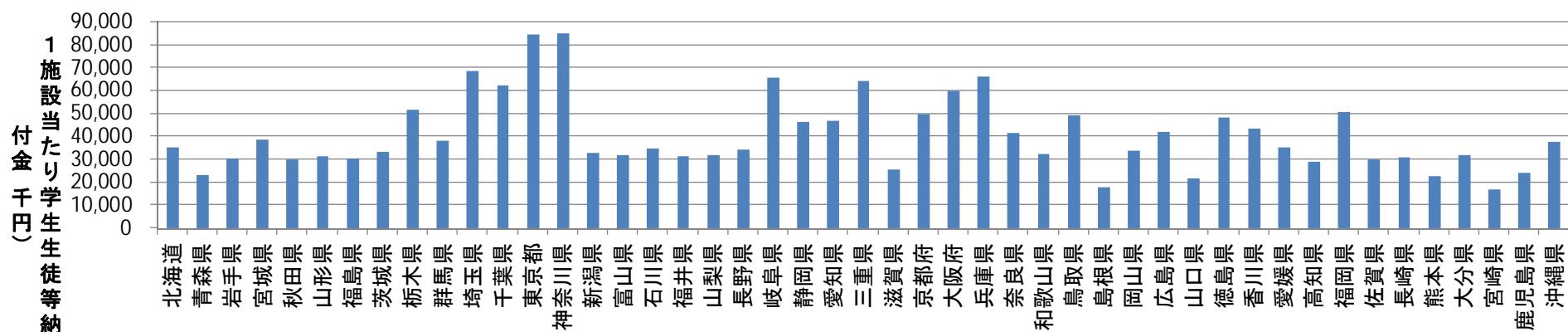
- 現在の私立幼稚園における納付金の状況は次のような特徴があり、他施設との競争関係、私学助成の交付額等の地域の実情を勘案しながら、経営判断として自由に設定されているものと考えられる。
- 施設ごとの納付金（園則に定めて徴収するもの）の額は幅広く分布しており、特に高額や少額の施設が一定の集団として見られるわけではなく、また、各都道府県平均も幅広く分布している。

園児1人当たり学生生徒等納付金等（年額）分布



授業料、入学金、施設整備資金、その他納付金、就園奨励費による軽減額、就園奨励費補助金代理受領分の合計
経営実態調査結果

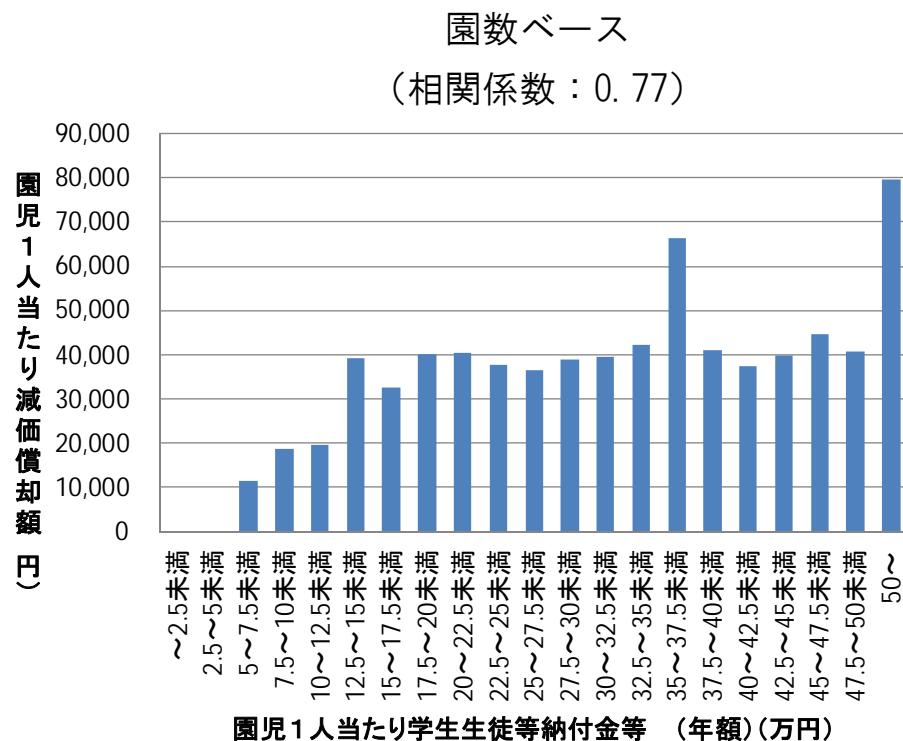
各都道府県の1施設当たり学生生徒等納付金(年額)



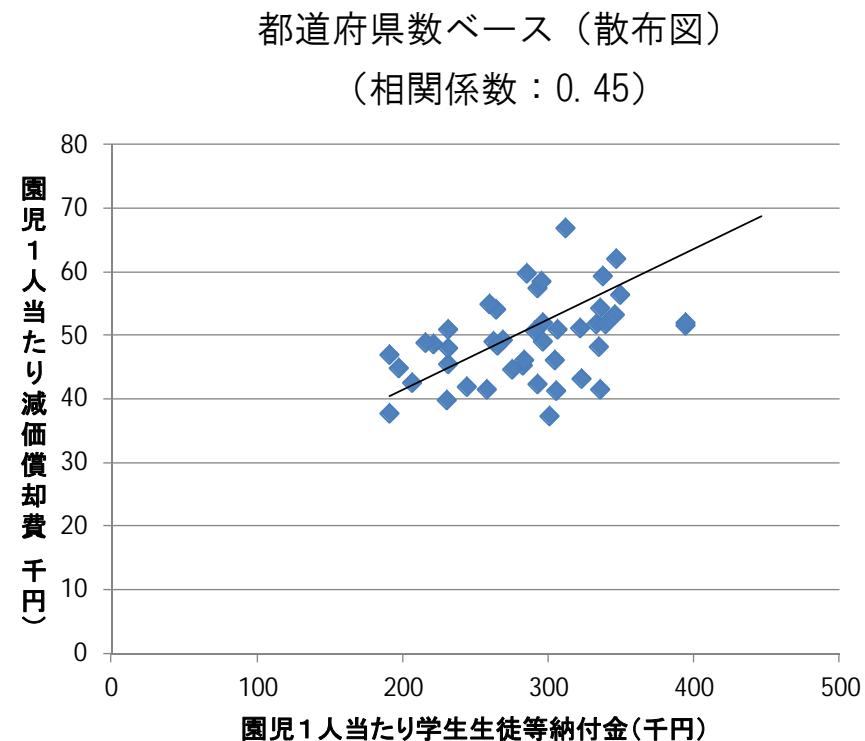
- また、納付金と設備面や教職員配置等との関係は次のような特徴があり、最低限の水準を維持しつつ、各施設の教育内容や環境整備の方針の特色を踏まえて、納付金が教育条件に還元されているものと考えられる。
- 園児1人当たりの納付金と減価償却費・基本金組入額に相関が見られる。特に納付金が少ないと減価償却費・基本金組入額が少額となっている。

園児1人当たりの納付金と減価償却費の相関

園規模にかかわらず、納付金と減価償却費との間に相関がみられる。



授業料、入学金、施設整備資金、その他納付金、
就園奨励費による軽減額、就園奨励費補助金代理受領分の合計
経営実態調査結果

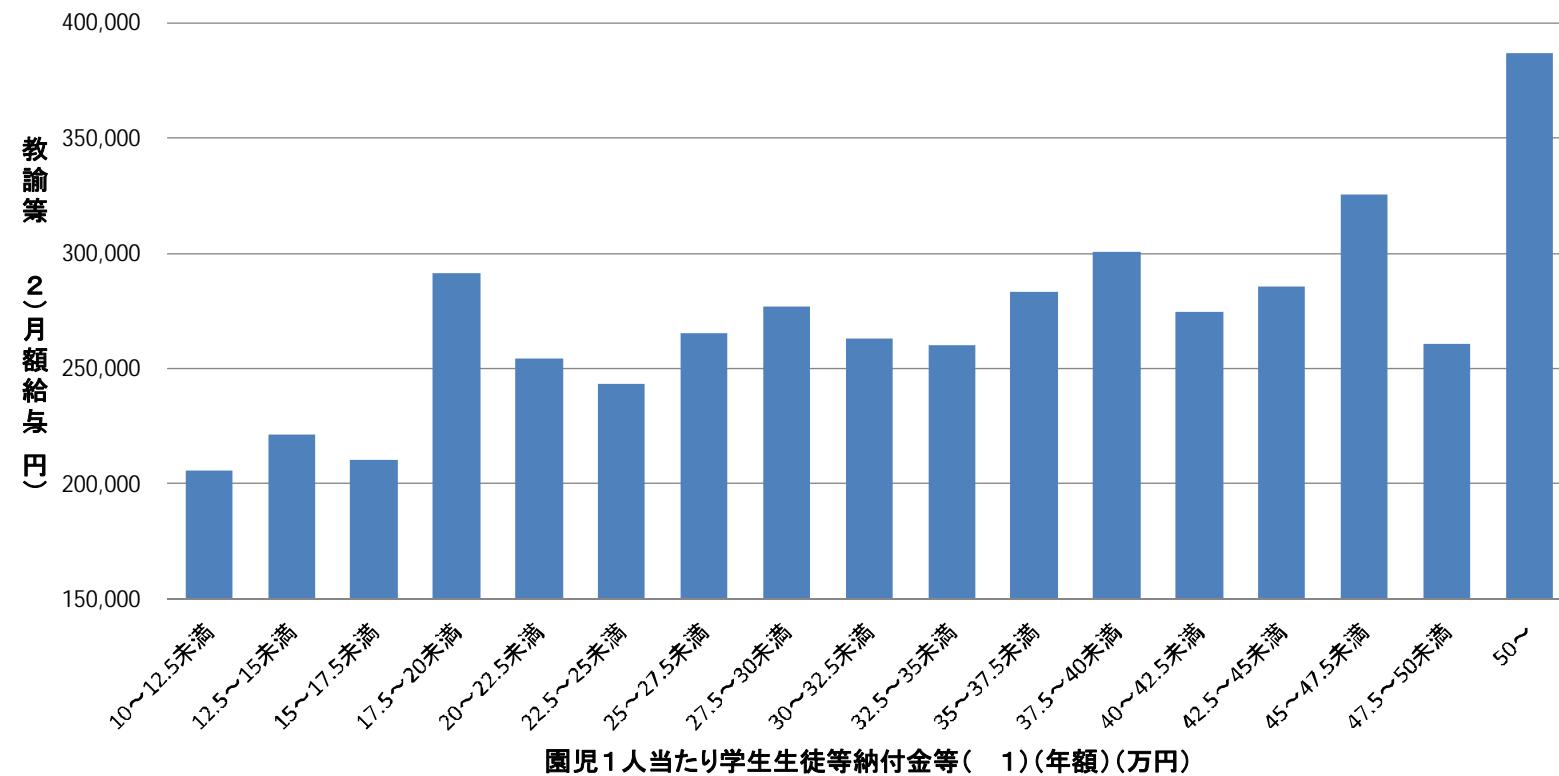


日本私立学校振興・共済事業団「平成24年度今日の私学財政」から推計

- 園児1人当たりの納付金が高いと教諭1人当たりの園児数が少なくなる傾向が若干見られ、納付金が低い場合も含め、全体としては適切に教員配置の水準が確保されている。
- 園児1人当たりの納付金と教諭等給与は相関が強く、納付金が低い場合も含め、全体としては教員の給与水準は安定している。ただし、特に納付金が低いと園長や事務職員が少額となる傾向が強い。

園児1人当たりの納付金と教諭等給与の相関

(相関係数：0.77)



1 授業料、入学金、施設整備資金、その他納付金、就園奨励費による軽減額、就園奨励費補助金代理受領分の合計
※2 教諭、助教諭、講師

6. その他

(1) 低所得世帯等の減免規定の取り扱い

- 保育所運営費では、所得税非課税世帯に該当する世帯の保育料について、その世帯が、母子世帯等に該当する場合に、減免規定を設けており、新制度の利用者負担においても、教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれの場合についても、同様の配慮を求めることがある。

○基準額上、第2・3階層（所得税非課税世帯）で以下に該当する世帯の場合に軽減措置を取っている。

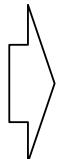
（対象世帯）

母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）

（軽減額）

上記の世帯に該当する場合は、右欄の基準額表が適用される。

階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
		9,000円	6,000円		
第2階層	市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円	0円	0円
第3階層	市町村民税課税世帯 (所得税非課税)	19,500円	16,500円	18,500円	15,500円



【対応方針案】

- 教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれの場合についても、同様に配慮を求めてはどうか。

(2) 年少扶養控除等の廃止に伴う算定方法の取り扱い

- 平成22年度税制改正において、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われたが、保育所の保育料の決定に当たっては、扶養控除の廃止に伴う保育料への影響を避けるため、扶養控除見直し前の旧税額を市町村において再計算し、扶養控除見直し前の旧税額を基にして保育料を決定する取り扱いをしている。※幼稚園についても同様に、扶養控除見直し前の旧税額を施設において再計算し、適用することが出来る取り扱いをしている。
- 上記の取り扱いについては、市町村の事務負担が大きいことや、年少扶養控除等の廃止後、一定期間が経過していること、また、今後、その他の税制改正が行われた場合に、旧税額を計算する方法が相当複雑になっていく可能性があること等を踏まえれば、例えば、所得階層の区分に用いる税額を年少扶養控除等の廃止に合わせて変更するなどの方法も考えられるのではないか。

【対応方針案】

- 新制度の利用者負担の算定に当たっては、旧税額を再計算する方法ではなく、改正前後で極力中立的なものになるよう所得階層の区分に用いる税額を変更することとしてはどうか。